

第百三回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第三号

昭和六十年十一月二十一日(木曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 中島源太郎君

理事 石川 要三君

理事 深谷 隆司君

理事 小川 仁一君

理事 市川 雄一君

理事 池田 行彦君

理事 内海 英男君

理事 菊池福治郎君

理事 月原 茂皓君

理事 二階 俊博君

理事 上原 康助君

理事 沢田 広君

理事 渡辺 嘉藏君

理事 日笠 勝之君

理事 柴田 睦夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 村田敬次郎君

運輸大臣 山下 徳夫君

建設大臣 木部 佳昭君

國務大臣 (総務庁長官) 後藤田正晴君

出席政府委員

人事院總裁 内海 倫君

人事院事務総局長 鹿兒島重治君

臨時行政改革推進委員会事務局次長 山本 貞雄君

総務庁長官官房審議官 百崎 英君

総務庁長官官房審議官 米倉 輝君

総務庁人事局長 手塚 康夫君

総務庁行政管理局長 古橋源六郎君

総務庁行政監察局長 竹村 晨君

総務庁恩給局長 佐々木晴夫君

総務庁統計局長 北山 直樹君

経済企画庁調整局長 赤羽 隆夫君

法務省民事局長 批杷田泰助君

大蔵大臣官房審議官 龜井 敬之君

大蔵省理財局たばこ塩事業審議官 松原 幹夫君

官 大蔵省理財局長 村本 久夫君

国税庁間税部長 北川 定謙君

厚生省生活衛生局長 田中 恒寿君

林野庁長官 松尾 邦彦君

通商産業大臣官房審議官 黒田 真君

通商産業省通商政策局長 浜岡 平一君

通商産業省生活産業局長 栗林 貞一君

運輸省運輸政策局長 仲田豊一郎君

運輸省国際運輸・観光局長 神戸 勉君

運輸省地域交通局長 武石 章君

運輸省航空局長 西村 康雄君

運輸省航空局長 大島 士郎君

運輸省航空局長 小粥 義朗君

運輸省労働基準局長 高橋 進君

建設大臣官房長 清水 達雄君

建設省建設経済局長 牧野 徹君

建設省都市局長 井上 章平君

建設省河川局長 井上 章平君

委員外の出席者

建設省道路局長 萩原 浩君

建設省住宅局長 渡辺 尚君

自治大臣官房審議官 石山 努君

自治省行政局長 小笠原臣也君

消防庁次長 井上 孝男君

警察庁交通局長 阿南 一成君

通指導課長 小川郷太郎君

外務省経済局長 橋本 貞夫君

大蔵省国際金融局長 小川郷太郎君

農林水産省畜産局長 鎮西 迪雄君

食糧庁業務課長 福田 圭助君

運輸省航空局長 山田 隆英君

内閣委員会調査室長 石川 健一君

委員の異動

十一月二十一日

辭任 嶋崎 讓君

新補 勝雄君

同日 山本 政弘君

同日 山本 政弘君

同日 山本 政弘君

同日 山本 政弘君

同日 山本 政弘君

同日 山本 政弘君

同日 山本 政弘君

同日 山本 政弘君

同日 山本 政弘君

同日 山本 政弘君

同日 山本 政弘君

同日 山本 政弘君

同日 山本 政弘君

同日 山本 政弘君

同日 山本 政弘君

十一月二十日

中小企業専任大臣設置に関する請願(井上一成)

君紹介(第三四八号)
国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案反対に関する請願(経塚幸夫君紹介)(第三七六号)

同(柴田睦夫君紹介)(第三七七号)

同(津川武一君紹介)(第三七八号)

同(中川利三郎君紹介)(第三七九号)

同(外一件)(東中光雄君紹介)(第三八〇号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第三八二号)

○中島委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、許可、認可等民間活動に係る規制の

第一類第一号

内閣委員会議録第三号 昭和六十年十一月二十一日

整理及び合理化に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。関山信之君。

○関山委員 まさに世を挙げて規制緩和、民間活力シンドロームという感じでございますけれども、私はきょうは、所管の運輸委員会におりますので、この一連の規制緩和の運輸の部門についてお尋ねを申し上げたいと思うのです。

本国会、この一括法案の中で運輸関係の提出法案は八法案ございますけれども、最初に後藤田長官にちよつと御感想を伺いたいと思うのであります。海事代理士法、これは届け出の期限を一週間以内という制限をなくすという法律であります。道路運送法の一部改正、供用開始の届け出を廃止をするという法律であります。海上運送法の一部改正、これは標準運送約款制度を取り入れるという法律であります。それからタクシー業務適正化臨時措置法の一部改正、これはタクシー運転手の登録事項から本籍を削るという法律であります。そして倉庫業法の一部改正、これも標準約款の制度を取り入れるという法律であります。内航海運組合法の一部改正、これは事務所の所在地の変更を認可から届け出にするという法律であります。船舶安全法の一部改正、これは従来もやっております船舶検査の海事協会に対する委託を大幅に広げるということあります。最後は航空法の一部改正。この八つの法案が出ておるのでありますけれども、確かに行革審の答申を拝見いたしますと、今回の規制緩和の問題についてそれなりのいろいろな意義づけというものが示されておるわけでありまして、この法案を見る限りにおきましては、航空法の一部改正はアクションプログラムに沿っていますからそれなりの意味はわかるのでありますけれども、あとの七法案につきましては全く手続の簡素化法案ですね。

最近、この規制緩和につきましては、規制という問題に関連して経済的規制とか社会的規制とかいろいろあるように思いますが、どうもいろいろ

見ておりますとお役所的規制といえますか官僚的規制といえますか、そういうまたもう一つのジャンルがあるんじゃないか、こんな感じもいたして

おりまして、この部分については、羊頭を掲げて狗肉を売るというわけじゃないんですけれども、どうでもいいとは言いませんが、いつやったら、やるならやるでもっと早くやっておけばよかった、あるいはこれから先だっていっやってもいいというような仕掛けの法律がそろそろと並んできておるのを見ますと、これは一体どういうことなのかという感じがするのですが、長官いかがでございますでしょうか、御感想をまず伺いたしたいと思います。

○後藤田国務大臣 今回の運輸関係の規制緩和でございますけれども、運輸省というのは大変許可、認可の多い官庁でございます。ただ、これは、運輸省それ自体が従来から政策官庁というよりはどちらかというと許可官庁という批判もあつたところでございます。これは運輸省御自身がこの前の行政改革で八省庁の改廃のときにも政策官庁への脱皮という現在改革の途中にある役所である、私はこういう基本的な認識は持つておるわけでございます。

今回の行革審の答申を受けての改革、規制緩和も、政省令を合わせますと運輸省関係で百何本か、大変多いわけでございます。その中に法律関係では今お話しした八本の法律でございます。多くはその手続関係であるといったような御意見でございます。まさに今回の法律改正ではそのとおりでございます。

そこで、規制の緩和の問題につきまして私どもの基本的な物の考え方は、やはり世の中の変化に対応していろいろな規制が不合理になっておるもの、こういうものを直し、そして経済の活性化に資するんだ、こういうことで、運輸事業についてもそういう観点で規制緩和をや、輸送サービスの向上に寄与する、こういう観点で取り上げたい、こう思つておるわけでございますが、一方、運輸関係には中小企業がたくさんあると

は安全の面に配慮しなければならぬとか、いろいろなその業界特有の事情がやはりあるわけでございます。

そこで、私どもとしては、安全確保が要請をせられておる特殊性、それからいま言った中小企業が多いといったようなことを考えながらも、同時に、しかし、これだけ運輸関係を取り巻く環境が変わってきた以上は、それに対応してできる限りの規制緩和をし、そして業界全体の活性化も図つて運輸サービスの向上にも資さなければならぬではないか、こういうことで、率直に言ひまして、運輸省関係の許可認可というのはまだまだこれからやらなければならぬ大きな課題であらう、こういうような観点で、まずは運輸省御自身でひとつそういう点の見直しを絶えず行つていただきたい。なお、必要とあれば、それを促進するという意味合いからも、今後とも私の役所なりの調査なり監察なりもさせていただきまして、そして必要とあれば一層推進をする、こういう観点で、運輸関係の規制緩和というのが実は行政改革の中の規制緩和の一番の大きな課題として今後とも残されておる部分ではないかな、今回はとりあえず行革審の答申で、そしてまた私どもと運輸省との間の話し合いのついたものをつけていって、かように思うわけでございます。

○関山委員 私が冒頭こんなことをお尋ねいたしましたのも、どうも初めに言葉ありきで、行革にいたしましたけれども規制緩和にいたしましたも、何か言葉だけがひとり歩きしてしまうという傾向がございまして、行革一般あるいは規制緩和一般というのはいないのでありますから、私どもも行革一般あるいは規制緩和一般に反対をしていくわけではない、しかし、それはそれなりに今日まで存在をしてきた行政のありようあるいは規制行政のありようというものは、子細に具体的に検討しながら着実に進めていくということがありようだろうと思ふのです。しかし、どうも出てまいります法律だとか問題の取り上げ方を見ておると、いさ

さか帳面づらを含めるといいまいでしょうか、あるいは画一的なやり方というのが目立つようであります。

これはちよつと規制緩和と関係ないのですが、せつかく長官がいらっしゃいますので、私、いざれ改めて別に陳情もしなければならぬような事柄なんですけれども、これも同じような意味で画一的、機械的という感じがするのですが、例えば地方のブロック機関、これが私の選挙区では、今新潟の運輸局が廃止される、されないといつてまだ問題が開始しているのです。これは九つのものを八つにしなければならぬという数合わせですね。私はこの前のときも、日本海側だった一つの新潟の運輸局なんというのは行政的にも意味があるんだし、特殊な存在なんだし、これはやはり慎重に対処していただかなければならぬということでも申し上げたようなことと裏腹でやはり画一的に扱つてはいかぬ問題だろうと思つておりますが、この機会にこの問題についても一言いかがでございますか。

○後藤田国務大臣 行政改革というのは本来的には余り画一的にやるべき問題ではない、それぞれ特殊性に応じて、そして必要の度合いをよく考えながらやるべきであつて、必要でないものはほとんど改廃をすればいいし、必要なものはやはりそれなりに充実をさせていく、こういう観点でなければならぬことは関山さんのおっしゃるのとおりなんです。何せ大変な難しい問題でございまして、さういふ行政の機構なり仕事のやり方をそのままとするわけにはいかぬ、ならばやはり網をかぶせざるを得ないといったようなやり方で、ともかく各省なり既存の団体なり、こういうものをその枠の中に押し込めていかなければ改革はできないといったようなことでとられておるのが、今関山さんのおっしゃる御批判の対象になるのではないかなと思ひますが、本来的には関山さんがおっしゃる通りに、それぞれの必要度合い、それらによつてやつていくべき筋合いでございま

すから、私どもとしてはできる限りはそういう線に沿ってやっていきたい、かように考えておるわけでございます。

○閣山委員 冒頭、長官にお尋ねいたしましたのは、先ほども御答弁の中にございましたように、問題は、運輸の部門につきましては、今回提出されております法律そのものよりも、今後に残されているさまざまな課題の中に多くの問題を残しておるようでございますから、今の運輸局の問題なども含めまして、どうぞひとつこの規制緩和に盛られていく趣旨を生かしながら、なおかつ、運輸部門の特殊な事情というものは十分お考えいただきたいということをこの際申し上げておいて、運輸大臣が余り時間の余裕がないようでありますので、この際運輸大臣にお尋ねをいたしておきたいと思うのです。

これはそれぞれの委員から軒並み御質問があるんだと思うのですけれども、なぜこの手の法律を一括法案としたのか、一括法案とすることに大臣として御同意をなされたのかという疑問が残ります。そして同時に、法律的には行革審の指摘事項の中で言えばあと二法律ぐらいのものでありまされども、運輸省としては今後ともこういう扱いでこの種法律に対処していくのかどうか、この際ひとつ伺っておきたいと思ひます。

○山下国務大臣 今回の法律案に盛り込まれております事項は、いずれも行革審答申を受けて閣議決定いたしました行革大綱に盛り込まれておる、公的規制の緩和に係る事項の実現という統一的政策でとらえてあるわけでございます。さらに、改正の趣旨、目的が時代の変化等に伴って不要ないし過剰あるいはまた不合理となつてくる規制を是正するということから政府の方針としてこれらを取りまとめて提案することとしたものでございいます。

○閣山委員 メモを読み上げられればそういう答弁になるのでしょうかけれども、後ほど議論させていただきます。

同じ規制緩和といつても、経済的な規制の緩和もありますし、あるいは質的規制というのでしょうか社会的規制というのでしょうか、安全問題にかかわる規制の緩和もあるわけですし、その他の大蔵やあるいは通産の所管の事項とは全く異なつた事情にあるという運輸の持つ独特な分野としての特徴もあるわけでありまして、この辺は今後の一連の規制緩和と行政を進める運輸の立場の特徴というものをきちっとお踏まえになつていただいで、この手のものにはそれなりの姿勢というものを示しておいていただかなきゃならぬという感じがいたします。ぜひそういう立場をおとりいただきたいと思うのです。

もう一つは省政令の関係なんです。先ほども冒頭に長官に申し上げたように、法律そのものを一々見れば、どうでもよいと言ひませぬけれども、いわばとつきの昔にやっていたいなければならぬ、やろうと思ひばいつでもやれるような手続の簡素化が法律として出てくるのです。しかし、肝心のものは、この委員会の席でまともに議論ができないとは申しませぬけれども、法律としては議論のできない省政令の改正に持ち込まれてしまつていくわけですね。

今度の行革審にかかわるもの、かかわらないもの、いろいろありますけれども、例えばタクシー、バス、トラックの事業区域の拡大の問題でありますとかあるいは乗務記録のタコメーターによる代替措置だとかあるいは、これは行革審とは直接関係ありませんけれども、まさに今大臣が一番頭を悩ましていらつしやる外航海運の集約体制の見直しの問題だとかあるいは航空法の問題だとか、こういうものが、規制緩和という問題が一つの政策選択として今出されてくるならば、ある意味ではこの七つの法案よりもよほど大事な問題なんだ。もちろん国会の場で議論をする場所は幾らもあるでしょうけれども、こういうものが横つちに置かれてどんどん事態が進んでいくといううようなことは、こういう法律が規制緩和の一括法として出てくるだけに、何としてもやり切れない感じがするのです。

私が今申し上げたような事柄は、建前からいけば行政の分野に属することが多いわけでありまして、法律事項に格上げしろとまでは言ひませぬけれども、この種のものは、少なくともこれから一連の規制緩和という問題がよかれあしかれ進んでいくのだとすれば、国会の中で、委員会の中できちっと議論ができる場所をその都度節目をつけて提起をさせていただくことがなければいけないのじゃないか、こんなふうに思うのでございしますが、大臣いかがでございますか。

○山下国務大臣 少なくとも、各種の規制と申しますのは、法律によれば何に、これは強弱こそ異なつておりまして国民の自由を束縛するといふ点には変わりないわけでございますから、規制の緩和に当たつてはまずこの点を十分頭に入れてやらなければならぬ。しかし、私は運輸大臣でありまして、この規制緩和についていろいろと検討してみたのですが、ただ単にばつさりやるといふわけにまいりませんで、ずっと一つ一つ根拠をたどつてみますと、それが制定された当時の背景からすれば、社会の秩序を維持するためにそれぞれ根拠を持つてつくられていたということでございます。そこあたりを踏まえながら、時代の変遷もございしますけれども、十分考えてやらなければならぬということでは私事事務局も指導してまいりました。

ただ、今御指摘のように、しからばそれをどういふ種類でやるかということになりますと、その強弱あるいはまたその性格によつて、法律によるものあるいは法律に準拠して他の政令等によるものというふうに分かれてくるわけでございますが、例えば運輸事業の中におきまして、新規参入としての免許あるいは価格規制としての運賃の認可制、これはそれぞれ事業法に準拠しなければならぬということでございます。法律で定められた枠組みの中で規制の細目や手続等を定めて法律を執行していく、これが事務局としての誤らざる姿勢ではないかと私は思つて、当局の者もそのように指導してきたつもりでございます。

○閣山委員 時代の変化に即応しておつしやるのですけれども、確かに行革審の立場は、今日の経済の変化の中あるいは産業構造の変化の中で各種規制が制約になるなら制約は外しなさい、そう言つてゐるのです。抽象的に言えばそれは当然のことなんです。

しかし、例えば経済的規制といひます。経済的規制には二つの側面があるということもこの行革審の指摘の中でも書いてあります。端的に言えば、いわば産業構造の変化の中で衰退産業、こういうものがあればやはりそこから派生をしてくる雇用問題、こういったようなことは社会的な不安を呼び起こすから、したがって一定の経済的規制をかけていかなければならぬ、これが一つの立場でしよう。大臣、一方で、これから時代の変化に即して成長していかなければならぬ産業もある、こういうものについては逆の意味で保護をしなければいかぬ、育成もしなければならぬという立場での経済規制もあるでしょう。あるいは貿易摩擦に関連しての物の考え方もあるでしょう。さまざまなものがあるわけですね。だから、単に時代の変化という言葉一つでくくれるようなものじゃないと思うのです。

私は後ほど三光汽船の問題についても伺おうと思つてゐるのですが、運輸の場合は、この海運の問題にいたしましても、あるいはタクシーにいたしましても、トラックにいたしましても、まさに構造不況の中に落ち込んでゐる。あるいはタクシー、タクシー、バスといったようなものは、大変な過当競争の中で日々しのぎを削つて大変な事態にあることは運輸大臣も十分御承知なわけですね。こういう一定の客観情勢の中で、その規制というものはそのなりに具体的な状況の中で意味を持つわけですね。

ですから、私の今の最初の質問は、省政令事項でも国会の中できちっと節目をつけて議論する場所を行政の側からも提起をしないといふと云つてゐる意味は、単に法律的に、一連の規制緩和の法律

的な措置をとればそれで問題が、当面の一連の流れは終わる、お役所的に言えばそうなるのかも知れないけれども、しかし、現実の行政の具体的な展開あるいはそれに基づく産業の変化あるいはそこから及ぼすさまざまな影響というものについて言えば、やはり我々が子細に目を配っていないわけばならぬじゃないかという意味で伺っているわけです。

いかがですか。その経済的規制の問題について言えば、運輸産業というのはまさに構造不況の中にある。過当競争の中にある。そんなところに画一的な規制を持ち込んだら、それはまさに社会的淘汰の中にこの業界をたたき込むということになります。

○山下国務大臣 これは先生の御質問に対して答弁になるかどうか分かりませんが、たまたま海運問題が出ましたので、そのことに関連して私の思っていることを申し上げてみたいと思うのでございます。

例えば、構造不況と言われるまでに世界的に余剰船舶が非常に多くなりまして、そのために世界じゅうの海運業者が苦しんだ。そのよって来るゆえんというものは、我が国においても古い船を新しい船にかえるという意味において造船も奨励してきた、ところが、当然スクラップにすべき古い船がスクラップにならないで依然として運航される、あるいは世界的に見てスカンジナビアやギリシャというものがその当時予想されなかった、その後において予想の三倍ぐらい建造されたというふうないろいろな情勢が入ってまいりまして、今日の不況に陥れたということでございます。私どもがその時点時点において経済的な立場からいろいろな問題を考慮しながらやってみても、後追い行政みたいになって、これはいけないということで、現状を見ながらそれを規制するという面も多々出てくるという点を私は痛切に感じておるわけでございます。

いづれにいたしましても、運輸というものは必要な輸送サービスを安全かつ良好な状態で提供す

るということが基本でございますから、まずこの事業の特性というものを十分把握しながら、場合によっては実態と遊離したことも、過去においては私もこれはどうかかなあと思うものもございましてけれども、そういうものも十分踏まえて、規制のあり方というもののに対して、御指摘のとおりだと思いますので、さらに慎重に配慮してまいりたいと思います。

○関山委員 大臣は参議院の方へ回られるようです。ちよと三光汽船のことを。

ここまでは済みましたということなんでしようが、一つは、今の時点でそういうことをお聞かせいただけるのかどうか、大詰にきているんだと思ひますけれども、更正法の適用の見通しはいかがなんでしょうか。業界紙なんかによりますと、運輸省OBを管財人に送るといふようなことも出ているようです。私も日経の「座礁」を読ませていただきました。いろいろな経過があるものですが、大臣としてお立場は十分わかるのですけれども、この時期どうなるのか。ここまでは済めば、やれ政治絡みだ、どうだこうだというよりも、やはり海運業界全体の問題として位置づけてどうするかというのがやはり問われる時期にきていると思うのです。そういう意味でちよとお聞かせをいただきたいのです。

○山下国務大臣 皮肉なものでございまして、私が大任になりました間もなくのところから、三光が非常に苦しい状態に追い込まれていった。私も大臣に就任早々、実はこれが一番悩んでございまして。

そこで、私は私なりに私の信ずることに従っていろいろ対策を講じてまいったわけでございますが、そのことがむしろ世論からいろいろな抗議も受けてました。大臣が一企業に対して何たることかという世論のおしかり、マスコミのおしかりもいただきました。しかしながら、今日におきましては、やはりこれを放置することの方が政治的におかしいではないかというむしろ懸念ですとか激励も受けております。ということは、もしもこのま

ま放置してこれが更正法の適用を受けないようなことになって破産という事態に追い込まれますとすると、日本の船舶の二割を持つ最大の会社が破産することによって日本の海運界の醜を天下に、世界にさらすということになりかねない。したがって、日本の今後の海運政策、七つの海に君臨する日本の海運がますます活躍しなければならぬというこれからの見通しに立つて、日本の海運界はどうあるかという点からすれば、私は、三光汽船一会社の問題ではなくて、政治として当然取り上げるべきであるという信念に立つて、今日この問題に私は取り組んでいるわけでございます。

現在の見通しはどうかということでございますが、最終段階に入っていることは間違いないと見ますが、現段階におきましてまだどちらのものという見通しがつけられない現状であるという点を御理解いただきたいと思います。

○関山委員 きよう三光の問題を主要に議論しようと思ひたのですが、規制緩和に触れて言え、この前運輸委員会でも民社党の河村さんと御議論があったようですね。臨時船舶建造調整法ですか、これの扱いが大変問題だったんだらうと思うのです。これは別に三光汽船の問題だけじゃないんです。法律がありながら法律が機能しなかった、つまり規制行政が法律的に保障されていなかった、その一定の規制の役割をきちっと果たしてこなかったことにやはり非常に大きな要因があるんじゃないか。「座礁」を読んでみますと、やれ銀行が悪いの商社が悪いの、その議論もあります。しかし今日ここまで来ると、この前仲田さんが御答弁だったようですが、運輸省としては、船舶建造を許可したのは見通しに誤りはなかった。百二十五隻のバルクキャリアですね。しかし、その議論のときに落ちてくるのは、日本の造船所です。つくっている船は百二十五隻だけじゃなかったはずですよ。ですから、こういうようなものが一方であるのだから、——私がなぜこのことを規制緩和問題と絡めて言うかといえ、これは法律その

ものが規制法そのものである臨時船舶建造調整法なんというのは、当然行革審の対象に真っ先に挙げられなければならない代物だと思ひのだけれども、こういうものがやはりきちっと全体をにらみ合わせながら、海運政策と造船政策のいわば調和というものをとり切れなかったところに今日の矛盾があるわけですから、こういう部分の対応というものはこの時期、規制緩和と絡めてどういうふうにお考えになっているのかとつくづく思うのですが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○仲田政府委員 お答え申し上げます。

確かに御指摘のように、この法律はいろいろな面で、造船の面、それから国際海運の健全な発展という二つの側面を持っておりまして、こういう両方の観点から、我が国の利益に反するような建造を臨時に調整するということを目的にしてつくられたわけでございます。

しかしながら、その目的が完全に果たされているかどうかという評価になりますと、これは造船、海運とも国際的に極めて自由な部分でございまして、各国が規制を行わない、またそういう国際的な自由主義経済の原則の中に立つて今までの造船業なり海運業の発展が支えられ、これによって国際間の貿易にも貢献した、そういう図式になっているわけでございます。

そういうことでございまして、日本の造船業、海運業というものは世界の中でのかなりの割合を占めておるといふ現状から見ますと、完全に一つの国の法律でもって世界の需給関係なり経済関係に対して影響を与え得るという面、律し得ないという面は、これはもちろん今までの経験から認めざるを得ないわけでございますが、また同時に、これだけの影響力を持っています、施設、能力を持つている日本といたしましては、国際的な責務の一つとしてその一端を担うという意味で、適正な海運の発展、造船能力の維持ということについて、一つの国際的な責務もまた負わなければならぬという立場にあるものかと思ひます。

○関山委員 きょうは仲田さんとそのことで議論

はいたしません、いずれにいたしましても、私がきょうちょっとこの法律に触れたのは、先ほど来議論いたしておりますように、規制緩和というものは一般的にすべて外せばいいというものじゃない。しかし、あなたはそうやって世界じゅうの船腹量にこの法律だけで対応し切れないとおっしゃるのですが、それはそれでしょうけれども、しかし世界じゅうの船の六九分もつくっているのが日本の造船所なんです。結果的に言えば、この三光汽船の問題一つとっても、せっかく規制行政というものがあつながら、それが有効に機能し得なかつたということではやはり否定できないことだと思ひます。きょうはそのことで議論はやめておきます、いずれまた機会をつくりたいです。

いずれにせよ、私としては、今申し上げてきたような延長線上でなお少し詰めてお尋ねをいたしておきたいと思うのですけれども、この前の百二国会のときも質問を申し上げておいたのですが、運輸省としては、規制の緩和ということを見直しという言葉を区別して使つていらつしやるようです、私はそれなりの意味があるのだと思うのですが、その辺は、行革審の答申が出て今日具体的な作業に入つておる段階でも、その言葉の区別というもののについての運輸省の立場というものはお変わりになりませんか。

○栗林政府委員 確かに規制の緩和という言葉と規制の見直しという言い方、両方使われております。

私も運輸省では、昨年の九月から省内に委員会を設けて、この事業規制のあり方についての検討委員会というところで検討を進めておるわけでございまして、今先生おっしゃいました規制の緩和と規制の見直しというのとはどう違うかということとかどういふふうに理解しているのかということについて申し上げると、私どもの理解は、規制の緩和というのは、文字どおり現行の規制を一番極端な場合は廃止も含めて緩和することを意味するものでありますけれども、規制の見直しという

のはちよつと観点といひますか見方が違ひまして、現行の規制の内容が妥当なものかどうかという検討をまず加へる、その結果、現行の規制を改める必要がある場合にはどのように改めることが適切かということを検討するというような意味合いだと思ひます。そういう意味では、規制の見直しというのははちよつと結論がどうだということまではいつておらない。用語としてはそういう使い方でございまして。

○関山委員 そこで、やはり見直しという立場にお立ちになつて、今後もこの問題に対応していくというふうな承知をしておいてよろしいですか。それから、あわせてこの機会に、先ほど来社会的規制、質的規制という言葉を使つておるのですが、改めてこの言葉の概念をはつきりさせておいていただきたいと思ひます。

○栗林政府委員 まず見直しということについて申し上げますと、私どもは先ほど申し上げましたようなことで検討を始めたわけですが、今まで検討しておりますことは、もちろん時代の変化に即し、さらにまた民間の活力を発揮するというような観点から当然あるわけではございますので、現在のところ、一般的にはやはり規制の緩和という傾向が強つております。

ただ、私どもの検討委員会でも、事業規制その他の規制のあり方ということで、その規制の中には安全の問題も含めていろいろございまして、そういう観点からはそう一義的に方向づけをするとはできないと思ひますが、現在のところ、少なくとも経済的な規制といったような観点から言えば緩和の傾向が強い、それは事実だろうと思ひます。

それからもう一つは、社会的規制、質的規制という言葉でございまして、これにつきましては、私どもは、社会的規制というのは、安全の確保でございまして、あるいは環境の保全などを直接の目的とする規制を指す言葉として使われておるものだと思つております。いわゆる経済的規制、これは事業規制、事業の参入規制とか価格規制とい

うことだと思ひますが、そういったものに対応する言葉として使われておる場合が多いと思ひます。

それから、質的規制というのはちよつとニュアンスが違ふように思ふのでございまして、質的規制は量的規制に対応する言葉で、事業者の事業遂行能力でありますとか事業計画の内容等のチェックを通じて、安全の確保や輸送サービスの質の向上を図るといったような規制を意味するものであらうというふうに理解して対処しております。

○関山委員 おっしゃる言葉のニュアンスはわかるのですが、しかしこれはもう一遍はつきりしておきたいのですが、見直しをする、その中には規制を緩和すべきものもあるだらうし、緩和しない、むしろ強めなければならぬものもあるだらう、全体としては緩和の傾向が強い。ちよつとベースをはつきりしておいていただきたいと思ふのですが、今後のさまざまな行政の対応の中での基本姿勢にかかわる問題でありますので、大要を述べますが、重ねてお尋ねしたいのです。

それから、その質的規制の中には当然、社会的規制、安全あるいは環境の問題などは含まれておる。しかし、企業の経営能力でありますとかそういったような多少ニュアンスが違ふ部分も含まれる。つまり、社会的規制よりも質的規制の方が概念としては広い、こういうふうに受けとめてよろしいのですか。

○栗林政府委員 まず考え方でございますけれども、もちろん見直しということをやつてはいるわけですが、行革審の答申もございまして、それは民間活力の発揮というような観点を踏まえまして規制の緩和、特に経済的な意味での規制だと思ひますが規制の緩和、それからそのほかの規制についても合理化ということをおっしゃるわけではございまして、私どもはそこはそれに沿つて考えていくという基本的立場でございまして。

ただ、例えば安全の問題でございましてとかそういったような問題になつてまいりますと、これ

は実態に即して相当厳しく、制度的にもあるいは厳しくしなければならぬ問題も出てくるかも知れませんし、それからまた一方、技術の進歩に対応したような格好で規制を合理化していくという問題も出てくる可能性がございまして。そういったことも全体的に考えながら、できるだけ合理的な規制を検討していこうということではございまして。

それから、社会的規制と質的規制ということではございまして、先ほど申し上げましたように、社会的規制、これは一般的に社会的規制という言葉が使われておることではございましてけれども、その社会的規制は安全の確保とか環境の保全などを直接の目的とする規制を指す言葉であらうという理解をしておるのに対して、質的規制の方は、直接的には例えば免許基準などで事業遂行能力でございまして事業計画の内容といったようなことを直接チェックしてやつていくということですが、質的規制というのはただ安全ということだけではなくて、それはそういった面でのチェックのほかに経済的な規制といひますか、例えば供給力のチェックというふうなことも関連してくる内容は持つておると思ひまして、そういう意味では、一般に言われております社会的規制、それから質的規制というのとはちよつとニュアンスが違ふのじゃないかという感じを私は持つております。

○関山委員 先に進みますが、行革審の答申の規制緩和の運輸の部門についての総論的な部分で、「したがって、安全確保が強く要請されるなど運輸事業の持つ特性及び中小零細企業や労働集約性の高い事業が少なくないなど各事業の実態に留意しつつ、参入に当たつての規制の重点を量的規制から質的規制に移行させること、今一連の規制緩和の法律改正も含めて省政令の準備が進むわけですが、いづれ特性と実態、「安全確保が強く要請される」特性、「中小零細企業や労働集約性の高い事業が少なくないなど」の実態、これをどう留意されていくつもりですか。今具体的にどういふことが考えられておるのでしょうか。

○栗林政府委員 運輸事業にとりまして、安全確

保というものがいわば基本的な課題であるということ、それから確かに実態として中小零細企業が多い労働集約性の高い事業であるというようなことが一般的に特性として言われるわけでございまして、それにつきましては、運輸省といたしましては、運輸関係の中小企業対策とか労働条件の改善などの問題について積極的に取り組んでおりまして、まず中小企業近代化促進法に基づく構造改善事業の推進など、いろいろの中小企業対策を推進しております。あるいはまた、輸送の安

全の確保の観点からは、運行管理に関する諸制度の実施や、例えば運輸事業振興助成交付金といったものによる長距離トラック運転者の休憩施設の整備でございまして、あるいはまた中小企業庁とか労働省などの関係機関とも連絡をとりながら所要の施策を推進しているところでございまして

て、そういった安全面の施策、それから中小企業対策というものを鋭意進めると同時に、この答申にございますように、規制の今後の緩和問題検討に当たりますしては、そういう実態を十分配慮しつつ検討をしていく、こういう姿勢でございます。

○関山委員　時間もなくなってきましたので先に進ませていただきますが、今御答弁がございまして、上に、量的規制が進めば、一面、従来以上に質的な規制の面というものをきちとした格好でやっていかなければならぬということとは、前回の委員会でこの問題を扱いましたときにも、総務庁の方からの御答弁にありました。

そこで、問題は、質的規制の強化の中でなくさんあるのですが、今の安全の問題などについて言いますと、過積みの問題ですね。これはいろいろな場面で取り上げられてきているのですが、この過積みの問題などどうでしょうか。警察、建設、運輸それぞれあらかじめ申し上げてあるわけですが、五十九年に限ってで結構ですから、警察、建設、運輸それぞれ過積みの取り締まり器材の保有状況、それから取り締まりの状況、処分の状況、数この三つについて、時間もございませんで、数

字だけちよつとお聞かせいただけませんか。

○武石政務委員 トラックの運搬物の実態でございますが、運輸省におきましては、トラック運送事業者に対して計画的な監査をやったりあるあるいは特別保安監査ということをやしまして、過積載防止違反についてのチェックを行っておりますところでございます。これは包括的な各種の監査事項についての監査と同時にやっておりますわけでございますが、これらの違反に対しまして車両の使用停止を含む厳しい処分を行っているところでございます。

最近二カ年の過積載防止違反の処分件数でござい
ますが、五十七年度は七百九十四件、五十八年
度九百七件、五十九年度千三百四件と増加の傾向
を示しております。これは最近過積載防止違反を
重点的に取り締まっておりますので、その結果で
あるというふうに解釈しております。

いずれにしても、こういう違反があるのは極めて遺憾なことだと考えております。

○萩原政府委員　道路管理者といたしましては、沿道その他の適切な場所に重量計等を設けておりまして、随時それを検査いたしておりますが、先

生御指摘の昭和五十九年度のデータはちよつとまだ取りまとめてございません。五十八年度現在で、一般国道で設置箇所は約百十カ所、それから都道府県道で約三十カ所、それから日本道路公団その他の公団管理の道路で約八百九十カ所となっております。

それで、その結果、道路管理者による指導取り

縮まり回数は約一万八千回ございました、そのうちに指導警告が約六万件ございました。それから措置命令が九万六千件となっております。

○阿南説明員 お答えいたします。

過積車の五十九年度の取り締まり件数であります。すが、十万三千二百三十三件でございます。

なお、追及状況の内訳でございますが、下命、容認が千七百四十五件、それから教唆、補助が九十五件、それから両罰規定の適用が三千八百七十九件、それから自動車の使用制限処分が百一十一件

の百八十台となっております。

なお、重量測定器でございますが、若干アバウトな数字でございますが、固定式で三百、それから可搬式で約七百、合わせて千基を持っております。

○関山委員　今の数字を見ましても、警察が十萬三千、運輸省は千三百四件、建設省の方が六万件ぐらいいるので、私、首都高速道路公団の資料をちよつと取り寄せて聞いてみましたら、これの軸重計による違反は十二トン以上で七十六万件もあるのですね。この数字のばらつきというのは

非常に大き過ぎるのだですね。一方で経済的な規制との絡みで質的規制を強化をしていくといましようか、つまりこの行革審の文言に沿って言えば、まさに参入に当たっての規制の重点を量的規制から質的規制に移していくと言うのなら、その移していく質的規制の受け皿の方がこんな状態で

一つは、各省ばらばらでありますし、それから

処分の基準がこれもばらばらだし、あるいは通報制度というものもあるようですけれども、これも十分に機能しているのかどうかはつきりしないといふようなことがあるのですが、この問題に関しては、やはり規制緩和ということに関していえば道路運送法ですね。この法律について、この質的規制という問題についてしっかりと対応がなけ

ればだめなんじゃないか。

一つは、第一条の目的の中にそういう部分についての規定がございませんし、あるいはこの種の安全問題については三十条一条があつて、あとは

全部運轉規則に落しているということですね。こういう問題について、量的規制の部分が進むのであれば、これはきちつとやはり法制的にも整備をしていく必要があるのではないかと思いますので、これについての考えをお聞かせいただきたいです。

○武石政府委員 道路運送法三十条一条だけでは

不十分でないかといふ御指摘でございます。それから、通報制度とか処分基準がどのような状況であるかということについて御説明申し上げま
す。

まず第一に、道路運送法三十条でござい
ますが、同条は、輸送の安全確保等に関し
まして、事業者あるいは運転者等が遵守す
べき事項について運輸省令で定めること
を規定しておるわけでございます。道路運
送法の本来の目的に沿うものとして規定
をしておるものでございます。運輸省とい

業等運輸規則を制定いたしましたして、過労防止等に関する規定を整備するとともに、過積載の防止とあるいは休憩施設の整備とかいふものを義務づけるとか、あるいは乗務基準を作成しそれを遵守させる、あるいは運行管理者の規定を設けまして、

事業者として車の運行管理について十分な体制をとるように、あるいは車内における指導が行われるようにするための諸規定を整備充実をしております。これも次第に当初よりはかなり増加させてきた経緯がございます。こういったしまして、

は、トラック運転者の労働時間等の改善基準を示す道路運送法三十条というのはトラック事業等の輸送の安全を図る観点から極めて重要かつ有効な規定であると考えておりまして、これに基づきまして、これに対する違反に対しましては厳しい処分をしておるところでございます。

したいわゆる二七通達の遵守徹底というものをめぐりまして、労働省と運輸省との間で五十五年の十月から実施しております。現在までの実績として、労働基準監督署への通報件数、これが約

百五十件、労働基準監督署からの通報件数が約三百件となっております。運輸省といたしましては、トラック運転者の労働条件の改善につきますて、安全確保という観点からこれを重視しておるるところでございます。今後とも、二七通達の遵守につきまして、相互通報制度等によりまして、労

働省と緊密な連携をとりつつ、さらに徹底を図つてまいりたいというのを考えております。

処分に関しましては、その前提となります事業の監査方針につきましては、昭和五十八年に通達を発しております。過積載の実態把握、過労運転の防止等に特に重点を置いた監査を実施するよう地方局を指導しておりますし、指示をいたしたところでございます。この結果の監査に基づく処分実績は、先ほど御説明申し上げましたように毎年増加しております。また、悪質な法令違反につきましては処分をしておるわけでございますが、処分基準というものがつきましては公開するのはいかがかと思ひますので省略させていただきますと思ひます。

○岡山委員 ちよつと警察の方からお伺ひしたいのですが、五十二年、五十四年過積みの取り締まりの数字が、十一万八千八百五から五十四年には六万八千四十に落ちてゐるのです。これは数字の上では大変極端な落ち方をしているのですが、原因は何ですか。

○阿南説明員 お答えいたします。

五十三年の道路交通法の一部改正がございまして、このときに自動車の使用者等の義務強化の規定が入りました。したがひまして、自動車の使用者等が過積載にかかわる違反をした場合には、公安委員会が自動車の使用制限処分を行うことができることになったわけでございますが、この規定の運用もありまして、さらにまた関係業界の自主的な過積載抑制の措置が講ぜられたために、このときに違反が少なくなったものと考えております。

○岡山委員 武石さん、今お話がありましたように十一万八千、十二万から六万に落ちたというのは、トラック使用者に対する処分規定が公安委員会の権限でできるようになったからですよ。これは一義的に言へば、道路運送法で本来運輸省の所管でやるべき事柄なんですね。これは体制の問題もありまして、一概に運輸省だけを責めるわけにいかないでしょうけれども、しかし、い

ずれにしても警察が十萬三千、首都高道路公園の軸重計は十二トン以上では七十六万件ですよ。こういう事態がどういふことを起こしているかを考えれば、トラックですから運輸省としてはもう少し、これに比べて運輸省の過積みの把握状況は一千三百四件でしかないわけで、私は今の処分の問題も数字についてとやかく申し上げませんが、いずれにしても対応がとれてゐる。こういう状況の中で規制緩和が進むといふことは、何とかしなくてはならぬと思ひます。

時間がありませんのでもう一つの問題、過労運転の方に問題を移したいと思ひます。

きよう労働省からも来ていただいておりますけれども、二七通達の遵守状況、これも私もいただいておる資料によりますと、五年間やつてまだ半分もいかないのです。この前参議院で我が党の安恒委員がこの問題を取り上げたものから、最近運輸省との間に連絡会議などを持つようになったようですね。きようわざわざ基準局長においでいただいておりますのは、労働省は何で規制緩和と関係あるかと質問を取りにきた人が言つておりました。つまりそういう認識しかないのですよ。この量的規制が及ぼす影響というのはどこへどうなつていくのかといふことについての関心もないのだな、言つてみれば、この二七通達なんかももう少し真剣に考えていただいて、少なくとも法制化を含めてこの連絡会議が問題を検討するといふ事態に入つていかなければならぬのじやないでしょうか。この問題についてお聞かせをいただきたい。

○小粥義政府委員 二七通達の遵守状況につきましては、今先生御指摘のように、五十五年から五十九年までの実績を見ますと、何らかの違背事項のあった事業所の数はこの五年間で一〇・〇減少はしておりますが、なお五十九年現在半数近いものが何らかの違背事項を持つてゐる、こういうこととでございます。

特に最近バスや何かの大きな事故も出ておりますので、私どもとしては従来対象にしておりま

んでした観光バスや貸し切りバス、これもこの二七通達の重点対象業種としてことしの春に指定をいたしまして、さらにこの徹底を期していききたいと思つております。

今先生御指摘の法制問題についてどうするかという問題でございますが、これは御承知のようにILOの關係する条約もあるわけでございまして、今の労働基準法の体系にそつくりそのまま取り込むことは難しいような事項がいろいろ含まれております。そこで、労働基準法自体のあり方を今研究会で検討いただいておりますけれども、その中でこの自動車運転者の労働時間についての規制をどうするかといふこともあわせ御検討いただいておりますが、今申し上げた基準法の中で全部を処理するといふのが難しいとすればどういふ形が考えられるのかといふことは、今後私も関係の省庁とよく話を詰めていきたいと思ひます。

○岡山委員 時間がなくなりましたので、その問題につきましては、せつかく連絡会議をおつくりになりまして、年に二回程度開くんだそうですが、けれども、そんなことではなしに具体的に、格好つけてだけじゃなくて、ぜひ過去のこの実態を踏まえたが積極的に取り組んでいただきたいと思ひます。私、この問題を扱うので最近の交通事故の実態などを大きなものだけ拾つてみてくれや、こう言つてちよつと新聞の切り抜きを集めても、この種の過積み、過労でもって大変な重大事故があつてもこつちでも起きてゐるということ、これは御承知のとおりだと思ひます。トラックの問題について言えば、これは申し上げてゐる規制緩和の問題と不可分の関係にあるのです。ですから、どうぞひとつ、この一連の流れと無関係ではないといふことを御認識をいただきまして御対応いただきたいと思ひます。

質問時間がなくなりましたが、最後に、これも質的規制のもう一つの側面としての公害の問題。この十八日に環境庁が公害対策審議会に諮問をい

たしてゐるわけですが、ディーゼル車のNOxの規制の問題が取り上げられております。ことしの春までに実現しておかなければならぬ環境基準の達成が事実上無理になつたといふところがあるわけですし、昨年の七月には東京都がこの問題を取り上げて、運輸省に対して、一つは「使用過程においても排出ガスの許容限度を遵守できるような信頼性、耐久性のある排出ガス減少装置を装着するよう製造会社を指導すること」、そしてもう一つは「使用過程車について、適正な整備が励行されるよう、関係業界を一層強く指導すること」、つまり今は新車時点ではこのNOxの抑制機構というんでしようか、減少装置をチェックすることがやられていないといふ実態があるわけですね。これなどもやはり今後この業界の規制緩和に即して受け皿としてきちつとしてみらなければならぬ部分ではないかと思ひますので、最後にそのことに御答弁をいただいて質問を終わりたいと思ひます。

○神戸政府委員 お答えいたします。

NOxの問題は非常に大きな問題でございまして、我々も重大な関心を持って見詰めてゐるところでございます。中公署の答申を受けても、NOxの規制を始めたわけでございまして、私も、私どもこれまで三度にわたり規制を強化してまいりましたし、また、特に最近ディーゼル乗用車が非常にふえたということで、乗用車に關して六十二年、六十二年規制ということで保安基準を改正したところでございます。そういう面、今後とも環境庁と密接な関係を持つて規制に当たつてまいりたいと思つております。

ただ、最後に先生が、新車のときに非常に規制をし使用過程においては云々といふお話がございましたけれども、NOxの場合をとりますと、非常にエンジンに負荷をかけた状態で窒素酸化物の排出量が多いという現象がございまして、そういう意味で、負荷をかけて、非常なロードをかけて測定するといふ装置が今のところまだ開発されてお

うものに対ししても我々としても指導してまいり、そういうものができたときは採用してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○関山委員 どうもありがとうございます。

○中島委員長 関連して、沢田広君。

○沢田委員 建設大臣、所用があつて忙しいようでありまして、三先にお伺いをさせていただきます。通告等について余り明細でなかつた点はひとつお許しいただきたいと思ひます。

大臣、地震が今大きな問題となつて提起をされております。我が国の地震の経過においてもそのとおりであります。今の建物の方が、仙合地震その他を考へてみても非常に壊れやすい。明治のときにつくつた建物の方が、近代的でなかつたにしてみても、いわゆる存置する割合というものは非常に高い。この面はやはり日本の土質、あるいは高層建築が今日のような状態になつて、いろいろパイルの長さであるとかそういうものの基準の甘さが結果的には地震についてその抵抗力を減らして弱くしている、昔の工法の方がより安定度が高いという、素人の目でありまして、そういうことが考へられるわけでありまして、その点は大匠として、これを見ながら、地震国と言われているこの国の建築基準あるいは建物の建て方、そういうものについてどういうふうにか考へておられるのか、お伺いしたい。

続いてもう一つですが、道路位置指定は永久的な権利が存続するわけでありまして、民法で決められているものから言へば、これは今度の法律にも関係してくるようでありまして、建物の敷地二十年なり三十年なりを限度としていく。しかし、五軒あれば、それぞれの建物が三十年ということになると、遅い早いがありますから、実質上は七十年にもなつてしまふ。やはり道路位置指定に対してある一定の公的利用を図る場合など、その点についてひとつお答えをいただきたい。

それからもう一つは、今石油が非常に安く、円高で利益を上げています。この間二十幾

つかの市に地中ケーブル化を考へるようになつたようでありまして、一円で百二十億ずつ浮いてくるわけでありまして、これがしばらく続けば全国の中ケーブル化は可能になるのではないかと、こういう点考へられますが、大臣としてどういふ方向で臨もうとされているのか、お答えをいただきたい、退場していただきたいと思ひます。

○木部国務大臣 ただいま御質問のありました三点につきまして申し上げさせていただきます。第一、あつた技術的な問題や詳細につきましては政府委員から答弁させていただきます。こういうふうな御理解を賜りたいと思ひます。

第一、地震の問題でございますが、先生御承知のとおり、地震対策には予知と防災との二つの大きな柱があるわけでありまして、特に、防災の問題についての建築基準その他についての高層ビルや何かの御質問でございます。

私も、今、地震に對するために、静岡県六県でございますが、東京ももちろん、全体的にはそういう直接的な補助率云々を言わなくても、そういう技術的な指導は思ひ切つてやっております。近々御承知のとおり、私も、なるべく東京なんかの場合には、高層ビルによってそれだけのまた空間や緑地帯や、また快適で安全な、災害に強い都市をつくるために今いろいろ事業を進めておるわけでありまして、そういう中にもあります。今調査が行つておりますが、メキシコなんかの地震の話は断片的に伺つてみますと、何か新しい建物が崩壊して古いのが残つていてというようなことを伺つておるわけでございます。日本の場合には、今申し上げますように、地震を想定して、建築基準その他については、一面ではやはり緩和をしいかなければならぬでしようが、そういう耐震上の問題であるとか防災上の問題につきましては、かなり建設省の方にも関係省庁と調整を図りながらそういう問題に耐えられるような位置づけをするために努力をしておる、そういうふうには実は私は受けとめておるわけでございます。

それから、第二点の道路位置指定の問題につきましても、これもやはり何といたしても防災や交通の問題に非常にかかわりのある問題でございます。で、そういう観点から最低限必要であるというところ、今日に及んでおるわけでございます。私は、例えば地震なんかの場合でもそうでございます。しょうが、いざというときに避難するという場合になるべく広い幅があつた方が避難しやすいわけですね、緊急の問題ですから。そんなことを考へてみましても、また河川のはらんその他によつて避難しなければならぬとか、豪雨によつて避難しなければならぬとかいうような場合にも、やはりそうした基準というものが指定されておつて、最低限そういう問題の場合に稼働していくというふうには実は考へておるわけでございます。

それから、第三点目の地中化の問題でございますが、これは私も建設省といたしましては、学者や関係省庁、そういう有識者によつてキャブシステムの研究委員会をつくりまして、そして地中化に對してどういふふうに対応するかというような検討を進めていただきました。たしか十月の月末にこの研究会としての結論をいただいたわけでございます。

それで、これはもう申し上げるまでもありません。私も、私も建設行政の柱というものは、快適で安全で、そして通行区間というものを確保するといふことが都市防災上非常に大事な問題でございます。それからまた、雪の方の地域を考へれば、雪を降雪したりなんかする場合に電柱が非常に邪魔になるという問題等もございまして、都市の景観や美観というものを考へてみますと、電線類その他についても地中化ということも、都市の景観上からいって防災上からいって非常に大事な問題である。したがって、建設省といたしましては、当面昭和六十年から全国の主要都市、そういうようなものという協議しまして、大体十年ぐらい先までの間に約千キロぐらいの地中化を進めていこうというふうな計画で、今いろいろ

る利害関係者であります例へば電力会社であるとか、それから電信電話株式会社であるとか、また有線テレビの関係であるとかいうようなところとの調整をしながら、事業を進めておるわけですが、これは東京で第一号でございます。ところが、問屋街の馬喰町でつい最近あそこが地中化をされました。私は、工事が半ばのときに、ちょうどこの春だつたでしようか、現地を見てまいりました。この間地中化の落成式にも出席させていただきましたが、これはもう見違へるようになつていただきました。これはもう見違へるようになつていただきました。これはもう見違へるようになつていただきました。

私は、キャブシステム研究委員会、また役所の方でも進めてまいりました地中化の問題というのは、こんなにすばらしい景観を出して、こんなに防災にも大きく役に立つのかというふうな非常に印象でした。しかし、これを進めるためには、やはり何といたしても地域のそういう利害関係の、馬喰町なんかの場合には商店街の連合会長さんを中心にして、地元と建設省との関係を非常にうまく調整していただきました。おかげで立派に目的を果たすことができた、私は実はそういうふうにか考へておるわけでありまして、

詳細にわたりましたは政府委員から答弁させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○沢田委員 大臣、御苦労さまです。もう結構ですが、若干伺います。今度の許可の緩和措置、全体をいろいろ見直して何回も出てきた法案だろうと思ふのであります。ただ、私たちがから見ると、まだこれはある意味において不十分があり、ある面においては弱い面がいろいろある。印象はぬぐい切れない。長官は今度の法案が、自分で採点してみても、この答申から見ても何点ぐらいつけられるかな

と、こういうふうにとつと自己判断してみていた
だきたいのですが、いかがでしょうか。

○後藤田田務大臣 これは自己採点すべきこと
ではないので、国会の皆さん方の採点をちょうだい
するなり、また世論が決めるべきことだろうと思
います。

ただ、しばしばお答えいたしてありますよう
に、私もとして、今回のこの法案に盛ってある
事項は、行革審の答申、二百五十八事項ございま
す。そのうち、当面法律で改正しなければならぬ
事項だけを御審議を願っておる。しかし、それ以
外に政省令事項の中に非常に重要な事項が入っ
ておる。これは年限を決めましてきちんと政府と
しては処理をしていこう、こういう考え方でござ
います。

○沢田委員 点数はほかの方にお任せをする、こ
ういうことですが、ひとつ例を出しますけれど
も、一つは医師のカルテでございませう。お医
者の病気のカルテです。あえてわかりやすく言
えば診断書であります。これは今年で消却す
か、こういう形になっていく。しかし、これは私
は年来の主張なんです。その人にとってみて、
将来障害年金をもらうとかあるいはそのことを
ある程度証明しなければならぬ場合があるとか、
例えば今軍人恩給の方でもいまだにそういうもの
が続いていることも事実なんです。ところが証明
するものがなくなってしまう。ああいう状
況です。なくなってしまう理由もほかにもあるで
しょう。しかし、イギリスなどは永久保存なん
です。ですから、そういうことから見ると、こ
ういふカルテは本人に渡すという方法も一つある。
それから市町村段階で保存するという方法もあ
る。あるいは、各医院がやめたりしたらなくな
ってしまう。どこかでちゃんと保管する義
務を負わせる方法もある。これは行革から見れば
逆行だということになるかも知れません。しか
しそういう必要性のあるものもある。この点は、
後で基準監督署なども労災とかその他に関連し
てお答えをいたしたく、実はこう思っています。

それからもう一つ、免許証なんかは三年で再確
認の判を押せば、何ももう一回写真撮ってま
た紙を発行しなくたって、三年で特別三角にな
ってしまったとかということでない限り、これも写
真など必要のないのじゃないか、再発行するとい
う必要はないのじゃないか、再確認の判を押せ
ばそのまま有効で使えるのじゃないか。そう
いうことも、これは事務的にも非常に簡素化さ
れるわけですし、こういうことで見直していく分
野は、これは一例でありますけれども、極めて多
いだろうと思います。

大臣に、これは政治哲学みたいなものかもしれ
ませんが、こういう分野における行革というもの
は大臣としてはどういう位置づけで考えておられ
るのか。抽象論ではいけませんので、お医
者さんのカルテの保存、それから免許証の再確認
の判とあとは発行は省略、三回くらい使えるの
じゃないかという気はしますけれども、例えば二
回くらいは延長はいいのじゃないかという気は
しないでもないのではありませんが、大臣、この点
はいかがでしょう。

○後藤田田務大臣 大要専門的な事項でございま
すから、それぞれの所管官庁から答弁をさせま
す。

○小粥(義)政府委員 労災保険に關係してのカル
テの保存につきましては、今先生お話がございま
したが、医師法に基づいての一般的な保存期間が
決められておまして、五年ということになって
おるわけでございますが、労災病院の場合は院長
が必要がある場合はさらに五年という取り扱
いをしておるわけでございます。そうした取り扱
いで今までのところ特に支障はないのですが、と
いいますのは、実は療養が長引いた場合は、長引
いている間は治つておられないので当然カルテが
必要なのわけですが、その療養給付が終わって疾
病が治つた、治つた後障害年金に移行するわけであ
りますが、その治つた後五年保存という形にな
っておりますので、障害年金の支給の面からしま
すと一応五年の保存期間があれば足りる。一方で時

効の關係も五年ということになっておりますので
一応その限りではいいのですが、ただ、後にな
つて前の病氣から再発をした場合にどうなるかとい
つたような問題が、今のところ余り聞いていない
わけでございますけれどもあり得るかとも思いま
す。したがって、その辺はまたそういう場合の取
り扱いをどうすればいいか、これは厚生省の方が
一般的に取り扱っておられますから、そちらの方
との關係も連絡、相談をさせていただいて検討し
てみたいと思います。

○沢田委員 あと答えはあるかな。黙して語ら
ずですか。これもいい方法かとも思いますが、大
臣、そういうことで専門家に任せるとしても、そ
ういう意味における窓口業務の改革とかそういう
書類保存の適正化であるとか、これは企業で言
えば減価償却の見直しであるとか、そういうもの
やはり一つだと思ふのです。新しい今日のよう
な近代産業がどんどんできてきた場合に、やはり
減価償却などもひとつ見直していく段階に來てい
るのだらうと思ふのです。ですから、そういう
行政改革というものは新しい時代を展望しつ
つ、さき言つた地震もそのとおりなんです。そ
ういふことを予測をしながら対応をしていくとい
うことが必要だということに思ひます。ですから
そういう大事なところが、これは建設省、なるべ
く安くしてちゃんとしたものをつくってきたとい
うが、だからウサギ小屋なんと言われる汚名を受
けなければならぬのでありまして、やはりその辺
はどうか政治が幽霊がちょっと狂っている、こ
ういふことがこういう今日の問題を提起している
のだらうと思ふのです。

今のカルテの方で言うと、基準監督署の方はそ
う言っておりますが、やはり軍人なりなんかの問
題の場合はとにかく証明をもらうのに大変な苦
難なんです。昔の中隊長はどこにいたか、昔の師
団長はどこにいたかというのを捜して歩いて、い
たことを証明するためにえらい苦労されておる、
そういう方々も我々の身近にたくさんいて、泣く
泣く我慢しているというか、泣いている人もた

さんいるわけですね。制度である以上、それがいい
悪いの問題は別としてやはりその制度を最高に利
用したいという人たちはいるわけですから、今申
上げたような地震の問題、カルテの問題、免許
証のような問題、こういうところにもやはり行革
の目は注いでいただきたい、こういうふうに思
いますが、検討していただけたらいいですか。

○後藤田田務大臣 規制緩和とかいわゆる行政改
革というのは、今の行政は国民へのサービスで
ございませうから、サービスという観点を基本にし
ながら、そして同時に行政の事務負担、こういった
ようなものとの兼ね合わせの中で見直すべきもの
は見直していく、こういう観点をやるべきであ
う、私はかように考えます。

○沢田委員 なかなか言明は避けているようであ
りますが、私はそれはそれとやりやれなくて今大
臣に言っているんじゃないんです。ただ、そ
ういふものも検討の課題としてはほしい、検討して
みたくありませんかというところをお願いしてい
るわけで、何か抽象論でぼけちゃった話にならない
ように、もう一回ちょっと検討してみたいだけ
ませんか、カルテの問題あるいは地震の問題。
それからもう一つ、念のためですが、今、地震
に關する法律によつての積立金は幾らぐらいある
か。これは建設大臣が行つちやつてだめになつ
ちやつたのですが、だれかその關係の者は残つて
いるかな、ついでに答えてもらいたいと思つて
います。その前に大臣の今言つた問題、抽象論
じゃなくてちゃんと具体的にチェックしてみ
てもらうこと、ちょっと言つて検討させてみてく
ださい。ぜひお答えください。

○後藤田田務大臣 今、係がおらぬようござ
いますから、私も素人ですから答弁できません
ので、御趣旨をそれぞれの官庁に連絡をして、そ
れで沢田委員に御返答させます。

○沢田委員 大要苦勞の御答弁でありますから、
敬意を表して終わります。

私は大蔵委員会の方から来たわけでありま
すから、その意味でその分野について若干伺
いをい

たします。

今貿易摩擦、円高というようなことで日本の国内の経済条件というものも大変変わつてきて、さっきのケールも同じでありますが、輸入品が非常に安くなつて輸出が非常に困難になつておる、こういうようなことで、それぞれ関係する法律もまた今後生まれてくるだらうと思います。今回、外国為替公認銀行が営業所の名称、位置を変更する場合には許可制から届け出制に改める、こういうことであります。これに関連して銀行の店舗の許可条件、これはどういふふうに考へておるのか。金融機関がたくさん種類別にあるわけでありますけれども、今は全部会員だけというところはもうほとんどなくなりまして、それぞれ地域住民を含めた金融機関という形になつてきていると思ふのです。

以上についてひとつその内容をお答えいただきたい、こういうふうに思います。

○亀井政府委員　ただいま委員お尋ねの銀行の営業店舗の考え方でございますけれども、銀行法八条で営業店舗の設置に当たりまして認可が要するところとは既に御承知のとおりでございますが、それに基づきます具体的な考え方といたしましては、金融機関の自主性をできるだけ尊重する、こういう考え方のもとに、また金融自由化の進展等にできるだけ適切に対応できるようにというような方針のもとに、規制につきまして緩和の方向で進めてまいったわけでございます。

ただ緩和と申ししましても、ただいま委員お尋ねのように、この自由化の中でいろいろな環境の変化というような問題がございます。例えば金融機構開経営ができるだけ効率的に進んでいく必要がある、こういった点もございますので、こういう観点から、普通の大きなといいますかそういう店舗のみでなく、機動的に対応できるような一般の店舗よりもやや小さな店舗を設置するとか、あるいは機械化の店舗に重点を置くとか、そういった方向で現在の金融環境の変化に対応する方向で店舗の設置を考えている、こういう現状でございます。

for

○沢田委員 第一の質問はお答えがなかったのですが、今度の法律で変わってきた外国為替公認銀行がいわゆる届け出制に改める、その趣旨といえますか、どういう利点があってこれをやろうとしているのか、お答えいただきたい。

○横本説明員　今般、外国為替公認銀行及び両替商がその營業所の名称を変えたり位置を変更したりする場合に、許可制から届け出制に改めるようにさせていたきたい、こういうふうにお願ひしておるわけでございますが、この趣旨につきましては、外為法が制定されました昭和二十五年当時でございますが、我が国を取り巻く國際環境は極めて厳しく、また我が国の銀行における外国為替業務の経験も乏しい事情にございましたので、名称、位置の変更についても慎重に審査するということから許可制としておりました。

しかしながら、最近の我が国の經濟の國際化に伴ひまして、外為銀行が外國為替業務を十分行うように定着してきつてあります。營業所の名稱、位置変更については實態を把握しておればよろしいのではないかというような観点から、許可制を届け出制に改めまして行政の簡素化を図ることとした次第でございます。

な お、兩替商においても同じような考え方をとつております。

○沢田委員　これは銀行通達集ですが、これだけの厚さがあるんですね。随分古いものから新しいものもあるのですが、これを見ていたら恐らく一カ月くらいかかってしまうのじゃないかと思う。大臣も恐らく、行革大臣だけれども、見たこともないだろう、見たこともないと言つては失礼ではありますが、必要なところは見ただろうと思うのではありませんが、そういうくらいなものなのであります。

さつきも若干触れておりましたが、我が国の行政というのは、法律で大枠を決める、そしてその法律の中から政令ができる、政令からさらに通達が生まれる、さらにその通達から今度はいろいろな

な行政指導が加わる、こういうシステムなんです

ね。ですから、このシステムを今急に変えることはできないだろうと思うのです。ですけれども、やはり一つのことを考えるためには、極端に言いますときょうの質問なんかやるためには、ここへ十冊くらいものを持ってこなければ本来できる条件にないのが現状なんです。だから、その辺の簡素化を大臣、もつと考えてもらわなくてはならぬのじゃないか。弁護士に頼めばいいやというのじゃないかと、国民もこのことを知りたいと思つたならば、それ以上のものはなく、これだけ見ればいいですよといったような親切さが行革の中にはじみ出なくちゃならない、こういうふうに思うのであります。これは抽象論でありますが、大臣のこれからの仕事のやり方としてどう考えておられるか、お答えいただきたい。

○後藤田田務大臣　政府が今取り組んでおる規制緩和という大きな概念の中には、今おっしゃった

ような方向で、余りにも今までがんじがらめでだけれどもわからないといったような細かないろいろな政省令もあれば通達もあるし、通達に基づいた行政指導もある、こういうものはできる限り簡素化して、そして国民の立場に立つて、わかりやすい、しかも利便なものにしていくという方向で、おっしゃるようになすべき筋合いのものであろう、かように考えております。

○沢田委員　続いて、食糧庁においていただいておりますが、これも大臣にお答えいただきたいのですが、大臣、標準米というのは食べたことはございませうか。――まあちよつとあいまいだと思いますが、もつといい米を食っているんじゃないかかというような気がするものでありますが、いわゆる米の販売に当たって市民から聞く言葉というのの米の販売ではないけれども水と混ぜて売つては、昔の酒屋ではないけれども水と混ぜて売つていたと同じように、ササニシキだと言ひながら標

準米をある程度混合して、言うならにせものなん
であります、売っておるといふ非難を受ける
し、我々も、これはいい米なんだなんて女房が置
つてきて、食べてみるとそれほどじゃない、食

たものじゃないじゃないかというこゝにぶつかる

場合もある。ということなんで、もう少し食料の品質に責任を持ってもいいと思うのであります。品質に責任を持ってもらいたいと思うのであります。米が余っている余ってはいないが、この点で食糧庁は、米が余っている余ってはいないが別問題として、とにかく総体的に品質に責任を持つ、こういうことをどういうふうに理解をし指導をされているのか、その点お答えいただけますか、と思います。

○**福田説明員** ないまの先生の特にお米の供給における品質問題、どのような指導監督をしているかという点についてお答えいたしたいと思ひます。

の販売業者につきましては許可制度をとらせていただいておりますけれども、三年ごとの更新という仕組みをとっております、その過程で、その

三年間の販売業者の営業の実績につきまして、例えば量的なものあるいは品質上の問題がないかなど、日常的にいわば調査あるいは報告等で見守った結果で三年の更新時にチェックをして、余り

不適格な者はその段階で許可を御遠慮いただくと
いうような形をとっております。それから、非常
に目に余るような者につきましては、日ごろの調
査段階で明らかになった時点で、いわゆる行政指

導と申しますが御忠告、御助言を申し上げるとい
う形で運用を図っておるところでございます。

○沢田委員　僕が言葉がやさしいからといって、
そういうなまぬるい返事をするのが答弁という

のじゃないですよ。私は丁寧に物を言っているつもりですが、これは目に余る状態なんです。それに対してどういう保証を与えてくれるのかというのが私の質問なんです。だからその点は、今

事態がどうであるかというのとはあなたは御存じな
んですか。一時はお米屋さん是非常な窮乏に陥つ
た。これはお米が売れなくなつたし、余剰米五、
六百万トンもたまつた、こういうこともあるし、

米食をなるべく避けてパン食に切りかえたということもあるし、いまだに一千万トン内外でも間に合ってしまうような状況にあるわけです。だから

ら、米の需要というものは、農林関係の議員が一生懸命、一握りの米を食べてくれ、こう言っているけれども、もしその中にごまかしがあったのでは、それは全体的にそういう需要を減退させるだけになってしまふ。言うなら、ごまかして金を取っていくのですから詐欺みたいなものだ。だから、やはり品質に対して責任を持つということとは農林行政の中できちんとしてやる、さもないと自ら販売してもらった方がずっといいということになる。どちらを選ばれるかは米穀店の問題だろうと思うのですが、もしこれ以上をせよといふんですか、ほかの米が入っているものを売るといふなら、これは、当時の苦しかった部分をこの時期に取り戻そうという意図がもしもあつたとすれば、石油みたいなものですね。そういうような意図があつたとすればこれは許しがたいことです。だからこれはもっと簡素化した方がいい、もっと広げた方がいい。どこかの酒屋さんが直接持つてきたら袋だきにくく、とうとうどうにもならなくなつたという例もあるわけですね。ですから、酒屋の問題は後でやっていますが、そういう意味においては、業者を保護するという意味の許可制、認可制なんだと思うのですが、そのことが国民に犠牲を与えるとするならば、それはやはり自由競争の原理の中に入れていくことの方がより筋が立つ。いいものを安く庶民に与える、こういうことが正しい方針にならなければならぬと思うのです。その点に対する何らの担保もない、保証もない。もう少ししっかりした回答をしてほしい、こういうふうに思います。

○福田説明員 言葉足らずの御答弁で申しわけないと思つておりますが、先生の例示されました、特に不当表示、品質を偽るような形での販売をやっているお米屋さんが一部見られるということ、は、私たちも存じておるところでございます。

問題は、お米につきまして販売業者に許可制度を設けている趣旨は、やはり品質、それから量ともに、お米が主食という、一日に大体三食のうちの二食はお米を食べていただけたらというように

とで、毎日の主食を安定的に供給していく、そういうことで、しっかりと流通組織を行政としてきちんとしておこなうてはならない、そういう意味で許可制度を導入させていただいておりまして、むしろその許可制度の上にあぐらをかいて、先生がおっしゃつたような目に余るような活動をして小売さんやあるいは卸さんがあつたれば、やはり競争的な要素も運用面で導入してそれに対処していく、それから直接行政が指導することもあり得るということで、私どもとしては精いっぱい、非常にたくさん流通経路なりあるいはお米屋さんがある状態でございますので、不十分な点はあろうかと思ひますけれども、努力をしていく所存でございます。

○沢田委員 とにかくここで回答してよくなつてもらわなければ困るので、この点はひとつぜひ品質に偽りなし、こういうことを十分、これこそ通達で出しておいってください。いいですか、お願いしておきます。

それと関連しまして、牛肉の販売、これも私も三回くらいやってきたのですが、さっぱり効果が上がらない。今円高でさらに牛肉は安くなつてきているはずなんです。それが畜産事業団一つだけではやっていて調節している、これは国内の畜産業者との関係もある、こういうことなんでありまして、これは大臣にも言いたいのですが、二元化をしたらどうか。一つだけではない、二つである程度、別に事業団をつくるなら事業団をつくつてもいいが、東西につくるのもよし、あるいは別な形でつくるのもよし。これは前には、大菱円高で牛肉が安くなつた、そのときに特に安くするべきじゃないかと言つたら、安くします、それで安売りデーというので、いつつくつたと言つたら、肉の日というのだから二十九日だ、じゃ二月はないじゃないかという話も出まして、ニクラしいじゃないか、こういう話になつて、それではもう一日つくりましようというのを当時言つた。ところが全然それを実行していない。ちょうど肉の二十九日が一日しかないからかわかりません

けれども、しかもそれは特定の指定店だけである。こういうことで、レストランとかホテルとかそういうところでは特殊な牛肉輸入はやつておられるようでありまして、問題は、円高差益が庶民に行き渡つてもらうことも当然のことは、権利と言つては悪いが、受益されなければならぬものだと思ふのです。だからこれは業界だけのものではない。ですから、こういう円高差益は円高差益としてやはり国民に還元してもらわなくてはならない。そのために肉の安売りデーをもう一日ふやす。こう前には言つたのですが、実行されない。極めてこれは不満なんです、この円高の時期にはさらに三日くらい、週一日くらいにして、今の円高でいつたら十分採算は成り立つと思ふんです。ですから、そういう意味において一日増加は完全に実現してほしい、こういうふうにおもうのであります。これは大臣及び農林省から農林省は来ていますか。畜産事業団をたれば幾らでも言えるんですけども、安くしてもらおうと思つていますからあえてたきませんけれども、ひとつ大臣と関係者から答弁をお願いいたします。

○鎌田説明員 畜産振興事業団は、牛肉の価格安定を図るために現在畜産物の価格安定法という法律がございまして、国内の牛肉の価格安定制度と整合性を保ちつつ、輸入牛肉の大宗につきまして買入れまして、国内で放出しているという制度につきましては、先生御承知のとおりでございます。

牛肉でございまして、五十年に価格安定制度の対象にされたわけですが、それ以降、私どもとしては、卸価格、小売価格とも他の一般諸物価に比べて極めて安定的に推移していると考えております。例えば日本の牛肉でございまして、去勢和牛でございまして、五十年卸価格を一〇〇としたとしますと五十九年度で一一三、卸売物価指数はその間に一三三ということで二〇ポイントぐらひ下回つております。さらに小売物価も牛肉、中でございまして、これは総務庁

の御調査でございまして、五十年卸を一〇〇としたとしますと五十九年度が一三一、消費者物価指数はその間に一五六ということでございまして、これも二五ポイントぐらひ下回つております。さらに今お話のございました輸入牛肉でございまして、これにつきましては、かなり量も拡大しておきましてかなりの値引き販売というものをやっております。それから、先生今お話のございました肉の日等を含みますそういう特販日というものを設けて相当のことをやつておるということもございまして、五十六年度の価格水準を一〇〇としたとしますと、これも総務庁の御調査でございますが、五十九年度は七五というように、少なくとも牛肉に關しましては価格安定制度が始まつて以来消費者に対して十分還元されている、かように考えております。

○沢田委員 では、畜産事業団の予算の配賦の身を言つてみてください。畜産事業団の持っている金額がどういふふうに使われているかということとを言つてみてください。

○鎌田説明員 畜産振興事業団が海外から現地の相場で牛肉を買入れまして、国内の価格安定帯の中の時価で原則として売り渡すということにしておりますので、毎年変動はございますが、その結果事業団に差益というものが生ずる。これにつきましては、畜産物価格安定法に基づきまして使途、目的というものが明定されていまして、一つは、長期的に消費者のためになるような、国内の生産を足腰の強い、生産性を向上していく、こういうことに息長く使つていくということが一つの考え方でございます。それからもう一つは、いろいろな形で消費拡大あるいは普及啓蒙といったような形で、消費者に比較的直接的に還元されるようなそういう使い方、こういう使い方をやつていくわけでございますが、私どもは、どちらかというと、一過性のある直接の消費者還元というよりも、五年後、十年後を目指して国内の牛肉生産というのを、生産性を向上させまして足腰の強いそ

ういう生産対策、構造対策ということをやつていくときに重点的に使うのがいいのではないか、かように考えているわけでございます。

○沢田委員 とういう答弁を、上あごと下あごの技術だ、とういう言葉になるんだ。数字を言つてくださいますか。たとえば、数字を言つても、片方は一億ぐらいで片方は三千億であつても、今の言葉で言つたならば同じになつてしまふ。今の言葉で言へば、いかにも消費者にも同じファイファイ・ファイファイの金がでてくるような印象を与える。とういうのを詐欺的な言葉、詐術なんだ。だから数字を言つてくださいますか。

○西田委員 畜産振興事業団の差益を使ひました指定助成事業、こう言つておきましては、直接消費者対策のための経費といつたしまして四十億円、約二割弱でございますが、使つております。

○沢田委員 片方も言ひなさいよ。

○西田委員 全体で二百二十億円程度でございます。

○沢田委員 全体の利益を言ひなさい。

○西田委員 これは利益を見込んでおりまして、二百四、五十億円の利益といふものを予算に計上しております。

○沢田委員 前年度の決算で言つてみてくださいますか。まあこの程度で勘弁しておきますか。そういうごまかしみたいな形で言うが、私も持つて持っているのだ。ちゃんとあなたのところから持つて持っているのだ。だから、とういう数字からいつたら同じように消費者のためにやつていけるなんて言えるようなものでない。だからといって片方を減らせという意味ではないけれども、やはりもう少し消費者還元、これだけ円高にもなつてきているのだから消費者還元を努力すべきではないか。その点を素直に答えてもらへばいいのだ。何とかこだけ言ひくめて事を過ぎればいいやといつたような発想があつたの態度には歴然としてあるのだな。これはよくない。国会をごまかしてまか

り通ろうなんという発想はよくない。だから、少なくとも牛肉販売についても少し消費者に還元できるようなことに努力をする、また前の約束であつたもう一日の設定は必ず守つてもらいたい、とういうふうに思ひますが、いかがですか。

○西田委員 ただいまお答えいたしましたように、畜産振興事業団から輸入牛肉を放出するルートというのは、先生御承知のように、基本的には市場における競争入札、それから食肉流通関係団体に対する競争入札ということをやつていけるわけでございますが、直接消費者に對して身近に輸入牛肉を消費してもらひまして、将来の需要の定着につなげようといふことで指定店制度といふのをとつております。それが一つでございます。

それから、先ほどのお話のように食肉の小売店、これは専門店、それから量販店がございますが、これが参加いたしました、これは豚肉も含めてでございますけれども、大月月に四回肉の特販日といふのをやつておきまして、その中の一回を象徴的にたゞいま肉の日といふことに称し、まして、それに対しまして事業団からも輸入牛肉を流し、まして一定の目安価格、市価の大体一五%から二割引きでございますけれども、安売りをやつていただこう。そのほかに、現在つくつておりますけれども、既に名古屋と東京にあるわけでございますが、輸入牛肉のモデル店、これをつくりまして、同じ目安価格でございますが、常時必要な部位を必ずそろえて市価の一五%から二割引きぐらいで売つていける。

とういうそれぞれの施策の一環として肉の日といふのが位置づけられておるわけでございますので、私も、今後十分たゞいまの御趣意を体しまして、消費者に対する値引き販売あるいは将来の需要拡大といふことにつなげるように努力いたしたいと思ひます。

○沢田委員 前の人が五分ばかり延びて、十二時から理事会の予定があるそうでありますから、その分だけ時間が減りましたから、その分まとめて

若干質問して、お答えいただいて終わりたいと思ひます。

一つは通産省で、これは後で大蔵にかかつてくるのだらうと思ひますが、関税品の貿易摩擦を幾らかでも緩和をするための、四十一でありますか、それぞれの品目を挙げてこれの関税を引き下げよう、とういうことであります。その中で特に皮革製品は長い日本の歴史があつて、それだけ生活条件も非常に厳しい。ただ、これも甘えだけの構造であつていいと私も思つておきません。だから、それにはやはり機械の導入なりあるいは技術の革新なりとういうものがともどもに進められていく、そして世界の皮革産業と肩を並べていく力を持たせる、とういう処方が必要だといふふうに思ひます。

だから、何でもかんでも守らなければならぬからこれは断れといふことで事が済むものでもないと思ひます。これは米とかなんか農産物も同じですね。日本は今そういう状況に追い込まれておるわけですから、やはりそれに太刀打ちできる力、地力をつくつていく、とういうことがこれからの一つの大きな課題だ。言ふなら、保護貿易みたいな形になつておる状況にあるものについては、どう近代化をし、どうそれを近代産業に肩を並べさせるか、とういう処方を考へていく必要性がある、とういうふうに思ひます。

これは、特にまた輸入品のマーチンがよく新聞に出て、七百万のウイスキーが一万円だ、これも詐欺みたいなもので、泥棒よりひどいですね。泥棒は罪になるけれども、これは罪にならない、こ

ういうことになるのですから、とういう意味においてはやはりこれは行政官庁なり公取などが適正に取り締まつていただくことが必要だと思ひます。これは要望事項であります。今五十六分、あと四分残つておりますから、もう一問質問させていただきますけれども、以上二点について大臣からお答えいただきたい。あるいは通産からでもいいです。

○浜岡政府委員 御指摘のとおり、日本の皮革産

業あるいは製靴産業、非常に難しい状況にあるわけでございます。中小零細性が高いわけでございますし、また、国際競争力にも今のところまだ問題がございます。しかし、ガット等で現在の輸入制限措置の見直しは強く要求されておるところでございます。私どもいたしましては、関税上の措置へ移行するとういう方向で最善の努力を尽くしてまいりたいと思つております。

同時に、先生御指摘のように、産業自身の体力をつけていくことが基本的な対応であるかといふぐあいに思つております。現在までも、製造技術の改善、新技術の導入あるいは新商品の開発、新市場の開拓、とういう面で補助金等を投入いたしまして努力をいたしてきておるつもりでございますけれども、現在のううな状況をにらみながら、さらに適切な対応を図つてまいりたいといふぐあいに考へておるところでございます。

○沢田委員 ウイスキーの方は。

○村本政府委員 ウイスキーのことにつきましてお尋ねがございましたので、国税庁の方からお答えをさせていただきますと思ひます。

今お話がございましたように、いわゆる一万円クラスのウイスキーが、それが七百万とか九百万とかいふものが一万円になつておる、それが全部もうけであるといふことではないわけでございます。若干細かくなつておる恐縮でございますが、税金がとういうようなものでございます。関税と酒税と合せて千八百円から千九百円ぐらしかかる、とういう問題がございます。それから第二番目といたしまして、御マージン、小売マージン、この辺はほぼ国産酒並みとなつております。残つておりますいわゆる輸入業者のマージン、これが三五%から四五%、とういうような形になつておきまして、これがいかにも高いではないかと

のもあるわけでございます。そのほか、いわゆる為替リスクの問題とかそういうようなものを輸入業者が飲み込んでいか、あるいは物によりましてはブランドイメージを維持向上するというようなところからや高価格政策をとっているというところ、あるいはロットが小さいから回転率が悪く、金利がかかるといういろいろな要因もあるようにございます。

いづれにいたしましても非常に強い物資でございます。今回の調査結果につきましては、今後、物価安定政策会議の政策部会に設置された輸入品の流通等に関する専門委員会において検討が行われまして、本年度内を目途に政策部会の意見または報告が出されるということになっておりますので、それを踏まえまして必要に応じ、国税庁といたしましても適切な指導をしてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○沢田委員 答弁は不満ですが、時間の関係で最後に大臣、給与法の提出を故意におくらしかして年金を通そうとか、もちろんそれはそれなりで我々も審議に当たっているわけでありますが、何か馬の先のニンジンみたいな、給与法をなかなか提出しない姿勢というのは少し意地が過ぎるんじゃないかというふうに思えてならない。閣議決定して、なぜそれを早く出さないのか、その辺は何に手間がかかっているのか、ちょっと明らかにしていただいて、もう時間ありませんから、大臣の英断によって速やかに審議ができる条件をつくることを期待して、一言お答えをいただいて私の質問を終わりたいと思います。

○後藤田国務大臣 本年度の給与改善の措置につきましては、十一月の八日に政府としての方針を決めまして、自來できるだけ早く、国会御審議を受けなければならぬ事項でございますからそこらも頭に置きながら、できるだけ早く立法作業を進めて国会に御提案をさせていただこうということ、鋭意作業をしておるわけでございますが、決して故意におくらせているわけではございません。

何といいたしても、ことしの給与勧告が俸給制度の改革が入っているということ、それからもう一つは休暇制度についての法的整備を図る、これに関連したいろいろな関連法規がたくさんあるというところ、立法作業が従来よりはおくれざるを得ないということが基本の原因にございします。

しかし、政府としては、何といいたってこれは国会審議を頭に置きながら、同時に年内支給はどいうしてもやらなければならないということをデッドラインとして今鋭意作業をいたしておりますから、できるだけ早く、印刷にも相当時間がかかりますので、御提案をさせていただくような運びにいたしたい、かように考えております。

○沢田委員 答弁者で呼びをいたしまして質問ができずに終わること、残念でありますが大変お忙しい中おいでをいただいた方々に敬意を表します。

以上をもつて質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○中島委員 閣下、渡辺嘉蔵君。○渡辺嘉蔵委員 許可、認可一括法案について逐次質問をいたします。

まず第一に、市場アクセス改善のためのアクションプログラムを政府は決定されました。日米を初めとする貿易摩擦解消を図ると同時に、輸入制限の撤廃拡大、自己認証制度の拡大、あるいはまた基準・認証の緩和と関税の引き下げ、撤廃等、この法改正の目的の一端もここにあらと見られるわけですが、その中で合板、木材の輸入拡大と関税の切り下げが近く実行されようとしておるわけですが、今深刻な不況、長期にわたる需要の停滞と倒産という深刻な中におけるこれらの業界の中で、関税等の切り下げその他が行われるわけですが、あわせて皮革、革靴等についても輸入制限措置を撤廃して関税割当で制度へ移行しようとしておられるわけですが、先ほど申し上げたように、両業界ともほんの一部を除きましては大部分が中小零細企業であることは言をまたないわけ

です。それだけに受ける打撃も深刻だと考えられます。

そこで、木材につきましては後ほど聞きたいとして、皮革、革靴については従来のIQ制度からTQ制度に移行を図ろうと考へておられるわけですが、これの具体策とこれに対するアメリカの反応をまずお聞かせをいただきたいと思ひます。

○浜岡政府委員 御指摘のとおり、現在の輸入制限制度につきましてはガットの場で既にガットのルールに適合しないという判断を下されているものもございしますし、いづれ遠からずそういう判断が下されるというように見通さざるを得ないものもあるわけでございます。そんな観点から関税上の措置へ移行する。具体的には、御指摘のとおり関税割当で制度へ移行するというような方向でガットでの交渉に臨んでおるところでございます。

ガットでの交渉の細目につきましては、いわゆる守秘義務というのがございしますので、なかなか細かく御説明できないのが遺憾でございますが、ただ御承知のとおり、米國は本件につきまして自國の通商法三百一条を別途適用するという考え方をとっておりまして、問題の合理的な解決ができない場合、十二月一日までに解決できない場合には制裁措置をとるというような方針を示しております。具体的には原皮の輸出を制限するとかあるいは四十一品目、その後二品目ばかりカットしておりますけれども、四十品目ばかりにつきましては関税引き上げあるいは輸入制限措置をとることを考へる。もちろん、その中から具体的に最終的には選択が行われるということだろうと思つておりますが、非常に厳しい状況にあるわけでございします。

私どももいたしましては、ガットでのコンタクトももちろんでございますが、米國との二國間のコンタクトもあわせ行ひまして、何とか最善の解決を見出したということで全力を尽くしておるところでございます。

○渡辺(嘉)委員 大臣に直接承りたいと思ひます

が、今もお話があったようにガットの交渉等については守秘義務がある、だから十分お答えできないのは残念だ、こういうお話ですが、大臣初め御身の努力をさせていただいておるといふことは私も仄聞しておるわけですが、しかし新聞にはどんな出でるんですね。ところが守秘義務だと言ひながらこちらには出てこない。これはおかしいと思ひますね。こういうような意味で、これは明らかに中身についてもきちっと国会に報告し、そして国会の意向も反映しながら、日本の政治家の動きも反映しながらやっていただきたい。

なぜかという、今度のこの動きの中には、アメリカの動きの中には、多分に選挙民目当てであるいはまたその地域の住民目当ての動きがかなり私どもの目や耳につく次第なんです。そういうのに対して、公益の立場から考えましても、そういう動きに守秘義務とか何とかで国会がもしつらばれば政治の進め方にこたひが一本やられる、こういうような結果を招かないとも限らないわけですね。そういうような意味で、これの解決のためにはやっぱり日本の国内の皮革、革靴業者、そういう人々の立場を十分守つて、これ以上この業界が深刻な不況、倒産に陥らないように、これによって多くの失業者が出て路頭に迷う、こういうような雇用不安を与えないように、ひとつ大臣のこれに対する所信を明らかに聞かせていただきたい。

○村田国務大臣 渡辺委員にお答えいたします。今、皮革、革靴の問題は非常に重要な問題としてクローズアップされておまして、実は若杉審議官、これはもう私の代理する最高の交渉責任者でございますが、アメリカに派遣をしてヤイター通商代表との交渉を行なはせようというところで、もう出発の予定をしておるわけでございます。

先ほど渡辺委員が御指摘になりましたように、大筋としてはIQからTQに変えていくということとでございますが、やむを得ずガットの中で協議をして今後の対応を考へるということとあります

○批田政府委員 第一点の地代家賃統制令の問題と借地・借家法の改正の問題の關係でございますが、これは全く關係ございません。私どもの方は、借地・借家法につきまして見直すということは独自に考えておるわけでございまして、地代家賃統制令の廃止の問題とは關係がないというふうに考えております。

それから、借地・借家法の改正問題につきましては、ただいまお話がございましたように、法制審議会の民法部会におきましてこれを審議の対象にしようということが決まりまして、いろいろな問題点につきまして各方面に御意見を伺うということを現在やっております次第でございますが、事柄が非常に重要な内容を含んでおりますので、審議には相当の期間を要するであろうと考えております。とても昭和六十年に改正という案がまとまるような性質のものではないと思ひます。

○渡辺(憲)委員 借地・借家法は、今さら私が多くは申し上げませんが、弱い立場の借地借家人の方々を擁護するために大正十年に制定され、当時の地主、家主等は猛烈な反対をいたしました。だから、完全な施行は私の覚えではたしか大正十五年ごろしか施行ができなかった、こう記憶しておりますわけですが、それはどの大問題だったわけですか。しかし、これが特別立法として出たわけですが、従来の民法上の賃貸借ではこの種の問題が、当時の借地借家の紛争を解決することができない、こういうことからこの特別立法になったと承知をしておるわけですか。

そこで、その後改正があり、昭和四十一年の改正を経まして今日に至ったわけですが、借地借家の現在対象になっておる戸数はしからばどれだけあるか、それだけ承りたいと思ひます。

○清水(達)政府委員 住宅についてでございますが、昭和五十八年の住宅統計調査によりますと、一戸建て、長屋建ての持ち家が二千二十万戸あるわけですが、そのうち借地上に建てられているものが二百三十五万戸ございます。

○渡辺(尚)政府委員 借家につきましては、五十

八年の数字で千二百九十五万一千戸でございます。

○渡辺(憲)委員 これを見ますと、借地が二百三十五万、借家が千二百九十五万というふうでしたね。そうすると、合わせまして千五百万戸ですね。ということとは、仮に三人に影を与えるのというふうに見たら五千万人に影を与えるのですね。国民生活に大変な影響を与えるの問題について、これから二、三承つておきたいのです。

まず、この問題点を提起された中に、存続期間を言うていらつしやる、三十年一律がどうであるか、それから更新のときに今まで以上に拒絶することができると示唆した中身が出てきた。それから、立ち退きの請求の中の正当事由に土地の有効利用ということが入っている。また、買い取り請求権のかわりに地主側から売り渡し請求権というものが出てきた。借家関係も同じです。そして地代家賃の決め方についても、先ほど統制令の廃止とは全く關係がないとおっしゃったけれども、これはまた逐次申し上げていきますが、現実の居住地域における現場においてはそれは切り離しては考えられないところから、この地代家賃の決め方がこれからはどういうふうに進まってくるだろうか。この中身を見ても、すべてが地主、大家の立場に立った大改正と言わざるを得ないのです。

今までの改正を見ておきますと、弱い立場の借地借家人の立場から改正をしてこれたのがすべてなんです。こういうふうな意味では、私はこれを見た瞬間に、こういうのを反動立法と言ふんです。こう考えたのですが、そのように認識していいですか。

○批田政府委員 この民事局参事官室名でまとめました「問題点」は、現在いろいろな方面から提起されている問題、それから昭和三十五年に法制審議会におきまして借地・借家法の全面改正につきました検討した要綱案というものがございまして、その中に盛り込まれている問題点というものを整理いたしました。それについて各界の御意見を伺

いたいということで照会を申し上げているものがあります。

したがって、法制審議会としてあるいは法務省として、この「問題点」に書いてあるような方向で改正がなされるべきだという立場に立つものではないわけでありまして、各界の御意見を十分伺った上で、慎重に審議を進めたいという考え方でございまして。

したがって、これからどういうふうな御意見が出てくるかわかりませんが、それらを踏まえた上で審議が来年の春過ぎごろから始まるというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○渡辺(憲)委員 言葉からいくとそういうことになるわけなんです。私も審議会の権威を尊重したいと思つて、ところが、こういう一つの素案が出て、これでどうですか、これでどうですかということになりますと、今までの審議をずっと見ておきますと、いろいろな審議会があるわけですが、かなりこういうものが素材になりたて合になり、これに多少の潤色なり手直しがあるだけにすぎない。こういう意味から、法務省の民事局並びに建設省が一体となつてこういうものが出てき、そして、こういうことに基づいて一定の目的意識を持った審議が行われる危険が多分にある、私はこう考えておるわけです。

なぜそういうことを言うかという、先ほど申し上げましたように、これが借地借家関係の方々五千万人に影響を与える大問題なんだということですね。だから、これを単にこの審議会だけであつたのだとやって、ずっと拝見しておりますと、そういうものが固まって国会に出てまいりますと、大体余り修正もできずに通つてしまうことが多いですね、私も非常に残念に思つていて、このうたたき台から答申を受けて立法化されて国会へ出てくると、それが九九%の可能性を持つて通つてきたらこれは大変なことになる。こういうような意味で、それならばむしろ審議

会だけでなく、国会そのものに事前にこういうことについてはどう思うかというふうに出すべきだと思つて、そして、該当の法務委員会なりあるいはまた何か事前にこういうことについて、事前審議ということはもちろん拒否されることなんでしょうけれども、少なくともこういうことをやるにはそういう慎重さで行わなければいけないということ、先ほど申し上げたように、この改正の趣旨はどう考えたって土地利用のための大資本、大企業あるいはまた特定の悪質なデベロッパーなり宅建業者のために利便を図り、弱い立場の借地借家人は嫌でも立ち退きをさせられる危険が多分にある。その点についてはそういうことの心配はないと言ひ切れてこれを出されたかどうか。先ほど申し上げたように反動立法ということとは皆さん方の立場からは言えないとするならば、今のそういう本質的な流れをお答えいただきました。

○批田政府委員 繰り返しになりますけれども、この「問題点」と申しますのは、現在提起されている問題点あるいはかねがね法曹界の中で考へられている問題点を整理をして各界の御意見を伺うということでございます。一つの改正の方向をここで示したというものではございません。この「問題点」の書いてある記述によりまして、こういう考え方があつた、どうかという形でお伺ひしているのはそういう趣旨でございます。なお、借地借家の關係につきましては、ただいま御指摘のように非常に多くの方々の生活にかかっている問題でございますし、もともと長期的に安定された法律關係がなければいけないということとは当然のことでございますので、これからの審議に当たりましてはそういう観点も十分に踏まえた上で検討されることになるであろうと考えております。

○渡辺(憲)委員 では午前中はこれで終わらせていただきますが、答弁は私の方から質問したらそのポイントだけをきつと答えていただければいいわけなんですから、そういう意味でひとつ時間

の節約に御協力いただきまして、午前中は終わります。

○中島委員長 午後一時三十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十五分休憩

午後一時三十分開議

○中島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。渡辺嘉藏君。

○渡辺(嘉)委員 午前中の答弁で数点明らかになってきたわけですが、地代家賃統制令の対象戸数は百二十四万戸、約四百八十万人と想定される。二番目には、当初の対象者は七百三十万人であったが現在では二割弱に低下した。戦後直後にはこれは効用があった。なぜならば、地代家賃を含め七〇%、八〇%というような物価騰貴の大変な時期であったから効果はあった。現在はもう対象者も少なくなったのと、それから値上がりそのものも数%にすぎない、だから効果は失われた。それから、地代家賃統制令の廃止と借地・借家法の改正とは全く無関係である。それから、借地借家の対象は両者合わせて千五百三十万戸、三、四人家族でも五千万人程度だ、こういうことが明らかになってきたわけだ。それでも百二十四万戸、四百八十万戸という地代家賃統制令の対象者があるということ、大変な数であるということだ。

そこで、ここに一つの例を申し上げてお伺いいたしますが、これはお寺の所有地、寺領ですが、そこは織田信長が岐阜にきたときに築市、築座をつくるための多くの寺社を尾張から移転させたのです。そのときに広大な寺領をそれぞれのお寺に与えた。これが今日に続いているお寺がたくさんございます。これはもう繁華街から離れておりまして、商店街にもならない。お寺の裏地で、全くの住宅専用で、地価が大体二十五万から三十五、六万までのものがございます。そこに借地借家があるわけだ。付近の地料は、これは平米数でな

しに簡便な意味で坪数で申し上げますが、大体二百円から二百五十円というのが付近の相場でございます。しかるに、このお寺は五百円から八百円を徴収しておる。

そこで、仮にそこで借地をしていられしる方が、現在六百七十坪の坪数の単価で払っていらっしやるところが地代家賃統制令で計算をすると二百十五円、八百十五円の方が二百九十九円となるわけだ。そうすると、地代家賃統制令に準拠して計算をいたしました金額は、付近の標準地料と等しいのであります。この寺領の借地借家は約三十五、六戸あるわけなんです。その中で地代家賃統制令の対象になる方が十八戸あるわけでございます。ところが、いろいろの地料に文句を言いますと、改築のとき、相続のときあるいはまた譲がらせを受けて立ち退きをほめかされる等々で、地域的にも保守的な地域でございますだけに、今日まで泣き寝入りをしていたのでございませう。今回、この人々に、こういう地代家賃統制令がありますよ、あなた方はこれの対象になりますよ、こういう説明をいたしましたら、彼らは欣喜として寺にそれを要求したがるがそれを承知しない、そこで現在、法的な手続を講じておるというのでございます。

言うなら、封建遺制のこういう借地が私の岐阜市だけでもかなりの数量に上り、全国をいろいろ当たってみますと大変な数があることが明らかになったわけだ。こういう人々に、この地代家賃統制令はいわゆる妥当な地料、家賃を支えてくれる大きな柱になっているのです。またなつたのでございます。ところが、この十数年、地主あるいはまた大家等の横暴なやり方は目に余るものがあるのでございます。

そこで私はお伺いしますが、こういうように地代家賃統制令の適用を受けるべき人を受けていない人はかなりの数量があるのです。これらはどの程度あるというふうに把握していらっしゃるのか、まずこれを承りたい。

○渡辺(尚)政府委員 建設省が五十九年度に実施

いたしました地代家賃実態調査というのがございませう。これは予算等の関係もございまして全数調査はできませんで、東京、大阪、京都を調査地域としておるものでございませうけれども、統制対象の賃料で統制額以下となるものの比率は、借地で大体二割程度、借家につきましては地域により差がありますけれども、一割ないし三割程度ということになっております。

○渡辺(嘉)委員 今私が申し上げました一つの例もあるし、今御答弁があったように、二割から三割程度しか適用を受けておられない。もしもこれ以上の地料、家賃を強要的に取り、今の寺社の例でもそれでも一割の値上げを今要求してきたわけですね。こういう場合には、地代家賃統制令、現在の法律で何か規制なり取り締まりなり罰則の適用はあります。

○渡辺(尚)政府委員 法律的にはやはり現在の地代家賃統制令に基づいて告発ということになるかと思ひますが、実際の状況を申し上げますと、昭和三十七年以降はいわゆる検査庁の処理した件数はゼロという状態でございます。

○渡辺(嘉)委員 法律には、これを超えて地代家賃を取った場合には罰則において第十八条、いわゆる第三条の規定に違反した者に対しては五年以下の懲役または五万円以下の罰金と書いてあるのです。いいですか。これは明らかに法律になったのです。法律があり規定を定め、そして時代時代に合わせて建設省の告示によって手直しをしたがら地代家賃を修正していく、こういうふうな手順を経て、それでも守らぬ者には十八条で罰則の適用をすると言いが、なぜその罰則の適用がないのか。そうして、先ほど効果が薄れたとおっしゃるけれども、効果が薄れたのではない。おたくどもがこの法律がありながらサボっておると言わざるを得ないのですね。だから二割か三割しか適用を受けていないのです。もっと多くの人が適用を受けてもらいなさい、正しい地代、家賃が——これは居住地ですから、生活の根拠ですから、いいかげんなものじゃないのです、おわかりのとおりで

す。これをわざわざ法律で決めておきながら野放しにしておいて、今になって、効果はありませんと言う。守らなければどんな法律だって効果はないのだ。刑法だろうが民法だろうがこんなことは一緒なのだ。その意味からお考えいただきたい、なぜこのように放任してあるか。怠慢じゃないか、なぜPRをしないのか、各都道府県にどんどんとPRして、こういうのがありますよということをなぜやらないのか、これをひとつ承りたい。

○渡辺(尚)政府委員 まず第一点でございますけれども、るる御説明申し上げておりますように、社会情勢の変化というのがございませう。統制令自体が実態と乖離したものととなっております、貸し主あるいは借り主双方に、統制令を守るといふ意識が薄れてきているというのが実情じゃないかと思ひます。例えば、家賃台帳の作成がほとんど行われていないといったようなこともこういう事情を反映したものでないかというふうに考えられるわけでございます。建設省としてもなかなか指導し切れないというのが実情でございます。

PRについてでございますけれども、過去に何回か告示を改正してございますが、その告示の都度、各都道府県にいろいろな点で通達を出しておるところでございます。

○渡辺(嘉)委員 守る意思がなかったから建設省としてもどうしようもなかったんだ、PRはしておったと言いが、そんなことなら、交通規則にしてもだれだつて守りたくない事項が幾つもあるのですよ。守る意思がなかったから放任しておきまさんて、そんなことできますか、できぬじゃないですか。わざわざ法律をつくって、これで守りなさい、違反したら罰則を適用しますよと、大変な罰則を決めてあるのです。第三条だけでなく、第六条にも第十二条にも決めてある。全くこういうことを守らなさいと、そして、守る意思がないからしょうがないというふうな答弁が法治国家の国会の中で出てきたのでは、あなた方はこれから法律をどうやって守らせるつもりですか。

とんでもない話だと思ふのです。効果がなくなつたから廃止だと言うが、四百八十八万人という愛知県以上の対象者があつたやうなものでないか。なぜかういふ人たちに恩典を与えてやらないのか。家賃台帳をつくるよう決めなさいというやうな規定、規範的な条項じゃないのです。守りなさい、守らなければ罰則の適用だという強制規定なんです。この点を踏まえられたら、今ごろになつて、効果がなから廃止しますというのでは絶対に言えないはずなんだが、前言との関係はどうなんでしょうか。

○渡辺(尚)政府委員 制定当時と比べて住宅事情が非常に改善されているということ、それから、民営借家といふものが非常に増加して、統制対象の数は七割でございまして、九三〇の方とのバランスといふのも考えなければいけません。それから、統制対象の家が非常に老朽度が高いといふこともデータであるわけでございまして、そういうものを総合的に判断いたしますと、まさに現時点においてこの統制が必要かどうかという判断をする必要があるということになると思ひます。そういうものを総合的に判断した上で、今回こういう形で一年後に廃止したいということでございます。

○渡辺(憲)委員 これは答弁にならぬですね。時代が変わつたと言つても、時代が変わつたから建設省の告示も変えていらないやうなものでないですか。その都度上げておるじやないですか。それから、それ以外の多くの人は適用になつておらない、それはそれとおりです。ところがそれ九十九平米で絞つたからなんです。皆さん方は外していただいております。外していただいております。だから同じところにおつて、この人は九十九平米、適用になる、この人は百二十平米、適用にならない、片一方は八百円、片一方は二百九十円でいいのですか。そんなばかな矛盾なことはいけません。それならむしろ適用を拡大すべきなんです。そして、私は何回も言いたいのですけれども、

今ここに具体的にこういうふうな明らかに誤つた違反事実があつた場合に、罰則の適用をどうされますか。守る意思がないからしやうがないのだというところなら、これから法律はあつてなきがごとし。この点はひとつ大臣からきちつと御答弁いただきたい。

○渡辺(尚)政府委員 その規範そのものが、社会のそのときの事情実情とどういう関係にあるかといふことも一つ考慮に入れるべき点ではないかといふふうな考えです。

○木部国務大臣 確かに戦前戦後の混乱の時代と違ひますから、私も、こういうふうな社会情勢が大変大きな変化をいたしておるという点で、行政上多少把握し切れなかつた点も率直に言つてあると思うのです。考えてみれば、現在米の統制もあるわけでございまして、これは理屈をつけて物事を考えれば、社会保障制度的な意味もあるわけでございまして、しかし、私も建設省としても、住宅問題は非常に大きな問題である以上、実態がいかに十二分に把握していかなければならぬ、私は社会通念から考えてみてそう思つておるわけでございまして、局長からもたびたび答弁申し上げておると思ひますが、今回の統制令の廃止につきましては国会で今御議論願つておるところであります。何となく仮に撤廃をさせていたく場合でも、何となくとも高齢者とか比較的低い水準にある弱い方々に対して不安や心配を与えないやうに、行政上どう努力をするかという立場に立つて、できる限りの工夫をし、最大限の努力をすべきである、そういうふうに私は考えております。

○渡辺(憲)委員 それぞれ御丁寧な答弁をいただいております。食糧の話も出されたいけれども、時代が変わつたからその法律は守れない、また守らなくてもいい、こういうふうな今僕は承つたのです。そうすると、私も前から見たら憲法も法なりで、やむなく従つておる法律がたゞさんある。これからは憲法だからといって守らなくてもいいかといふことになるわけです。この点は大事

なこととす。地代家賃統制令だけの問題だということとなく、法律が厳然とあつて罰則がありながらそれを放任しておいて、適用を受けておる人は二割か三割しかありません、あとは放任してありますというやうなこの一言は、私も許せません。どんなことがあつても法が廃止されるまでは守らせまうという答弁をもらわなければならぬです。こんなことは当たり前のことなんです。それと同時に、今のやうな誤つたところがあれば直ちに直させるやうに適切な指導をしてもらへるかどうかが、このことが一つ。

それから、地代家賃統制令で高いか安いかわいことなんでしょう。私は方々でやっておりますもので、参考までに私なりに計算してみました。たまたま東京でどうだろうか、銀座の三越のところで、あそこにはそういうものはありませんけれども、あつたとして計算してみますと、地代家賃統制令の地料が坪に対して月四万二千二百円になるのです。それから五反田の駅前で九千二百五十円になるのです。この国会の周辺は幾らだろう、ここらは三千九百六十円になるのです。仮に三十坪、百坪借りておつてごらんない、大変な金額でしょう。決してそんな安いものではない。今地代家賃統制令の建設省の告示で計算してみるとどういふのが出てくるのです。とすると、この地代家賃統制令は一つの標準、基準として、今日かなり大きなウェイトを占めて生きておる、また生かすべきなんだ、今廃止することはないんだ、私はこういうことを痛切に感じておるわけです。これは最高額を決めておるのです。それ以下は構わぬのです。ところが、実際問題としてはそんなものは最高額に達してしまふのです。それ以上安くやろうと思つたつて力関係で不可能なんです。こういうやうな意味から見て、法を守らなくてもいいのかどうか。それとも、おたくらの考え方、廃止するまでは一年間は絶対守らせろという姿勢なのか。そして、今申し上げたやうなこれが高いのか安いのか。そして、もしそれを廃止したらどういふ措置を講じて地代家賃を決めさせるのか。

野放しで、力関係で好きなやうに決めなさい、こういうふうなやるのか。タクシー料金だって何だつてみんな認可料金でやっておりますが、生活の拠点であるところの地代家賃を、言うならば商品原理的に決めさせるというやうなことはこれは私は大変な誤つた考え方だ、こう思ふのです。ちよつと多く申し上げましたけれども、一つ一つ御答弁いただきたいと思ひます。

○渡辺(尚)政府委員 法律を守らなければならぬことは当然でございます。ただ、やはり実際的な問題といふのも考えていく必要があるだろう、そういうことも含めて、今回まさに統制令を撤廃するといふことになつたのではないかといふふうに思ひます。

それから、恐縮でございますけれども、あるいは飛ぶかもしませんが、対策でございますけれども、まずその前提条件といたしまして、統制令の対象の住宅であつて実際に払われている家賃、それと統制令による額、この実態を見てみますと、五割ぐらゐといふことに統制額の方が安くなつておるわけでございまして、そういう実態があるわけでございまして、非常に数が少ないといふこと、あるいはこれは先ほども申し上げておりますが、老朽度が高いといふこと、あるいは非常にそこに長く住んでおられるといふようなことから、基本的な考え方といたしまして、これは直ちに相当の影響があるといふふうには考えておりません。しかしながら、先ほど大臣が申し上げましたやうに、やはり万全を期すという意味もございまして、いろいろな対策を講じていきたいといふふうな考えでおるわけでございまして、その第一は、何といひましても、統制令について正確な情報を提供するというところでございまして、国、地方公共団体いろいろ協力しまして、広報等によりこれを提供したいといふふうな考えでございます。それから便乗値上げ、これはあつてはならないこととありますが、やはりそういうものがあるというところで、その防止をするため

に、国あるいは公共団体によりまして借家の経営者団体、借地も同様でございますけれども、あるいは仲介業者団体等に対しまして、そういった趣旨の指導を行いたいというふうに考えております。

それから現実問題として、個々の住民の方々が、やはり法律問題でありますとか生活問題でありますとかいろいろな相談が必要になるというところが考えられますので、地方公共団体の住宅相談体制といったものの充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

そういったにしても、なおこの統制令の撤廃に關連いたしまして他への転居を希望される方、そしてそれがやむを得ない場合もあると思ひますが、かつ、公営住宅への入居資格というものに該当する場合には、公営住宅の制度の中に特定目的公営住宅制度というのがございまして、その制度を活用いたしまして優先入居を図るよう措置したいというふうに考えております。

それから、必要によりましてはその募集枠の拡大、あるいはこれはちよつと時間がかかりまうけれども、そういった種類の公営住宅の建設の促進を図るよう公共団体を指導してまいりたい。

それから、公営住宅には入れない、つまり収入超過という場合もあると思ひます。そういう場合には、公団や公社の優先入居制度というのがございまして、こういったものを活用いたしまして、優先的に入居させるようにしたいと思ひております。

それからさらに、不良住宅ということになりまして対象住宅が撤去されるという場合もあるかと思ひます。これはもちろん両者の話し合いの結果でございまして、そういう場合には、公営住宅の特定入居制度というものを活用するように指導いたしたい。

さらに、廃止に伴い賃料が例えば多少上がる、それでも支払いが非常に困難だというような世帯がある、かつ、動けないというような場合があると思ひます。こういったものにつきましては、生

活保護担当部局との連携を強化することによつて、的確な住宅扶助措置がとられるように配慮してまいりたいというふうに考えております。

○渡辺 委員 貴重な問題がどんどん減つていくのでやきもきしておるわけですが、今おたくのおっしゃることは、もう地家賃統制令は安いのだ。私は何回も言うておるようになくはない。あな

たは五〇％で安いのだと言ふが、具体的な事例を出してくださいよ。今はもう時間がないからそんなことをやっておれませんが、私が計算しておる各地方都市、そしてこれの適用は、西高東低で西の方が多いのですが、東京から北、東の方

は非常に少ないんですよ。そういう地域アンバランスもありまうけれども、私がずっと当たつておる限りにおいては決して安くはない。まして五〇％、二分の一なんというところは断じてない。そ

ういう誤つた計算の上に立つて上で行政をやられるから、空回りの行政ができて現場は混乱するんですよ。泣きを見るんですよ。借地借家人は泣くんですよ。

そこへ今度出てきたのが借地・借家法の改正でしよう。この借地・借家法の改正は、いわゆる有効利用ということとを正当事由として立ち退きが容易にできるんですよ。そうすると、おたくが今お

つしやつた公団公社で引き受けましようというものは、冗談じゃないですよ、立ち退くことを前提に公社公団住宅をつくつて引き受けようというような行政で、これは断じてやつてもらつてはいけません。これは当たり前のことなんです。だから、私は今聞いておまして、本当はがっかりして答弁を聞いた。そうでなしに、この際、建設大臣から、地家賃統制令をもう一遍よく正確に調査をして、その上で廃止するかどうかを決めるべきであるということが一つ。

に、ちよつとした規制を緩和するという問題じゃないのです。借地・借家法を改正する、地家賃統制令を廃止する、こういうようなことはもう法律そのものの本質的な改正になるのです。これはこの中に入れてやることではない。これはあくまで抜き出して、そして討議し、国会の審議によつて決めるべきだ、こういうふうに考えますが、この点については大臣。

それから総務庁長官には、こういう中で、私は今申し上げたように、地家賃統制令を廃止したり、借地・借家法の改正をこうやつて六十年にやりますよと書いて出すべきものではない。あくまで明らかに分離すべきである。こういうふうに一括して出すやり方でなくてやるべきだと強く求めるのですが、この点についての御答弁をいただきたい。

○木部 国務大臣 私の基本的な考え方については先ほど申し上げたとおりでございまして、借り方と貸す方の立場というものはなかなか一致がたい、率直に言つて、感情というものがこれはまあ何の立場にあつてもあると思ふのです。

しかし、考えてみますと、先ほど局長からも答弁しましたように、かなり老朽化している点もあるんですよ、私どもは、良好な住宅環境というやうなもの、また潤いのある住居環境というやうなものをいかにして築き上げていくか、それにはやはりそれ相応の、お互いがそれを築くために多少の御理解をいただきながらだんだんに築き上げていくものである、そういうふうに私は思ふのです。

先ほど私が申し上げましたように、そうした庶民の非常に大事な住まい、そういうふうな問題について把握してなかつた点、つかみ切れない点というやうなことは、率直に言つておわびしなければいけないと思ひます。しかし、先ほど申し上げましたように、もし御理解いただければ、我々もいたしまして、残された一年の間に、過去のいろいろな足らない点をまた十分研究し、またあすへ向かつて全力を挙げて努力させていただきたい。

い、こういうふうに考えておるわけでございます。○後藤 国務大臣 地家賃、それから借地・借家法の場合、これは行革審の答申の中に出てきておりますね。その答申を受けて、政府としては最大限尊重する、こういう閣議決定をして、それに沿つて措置をしていくわけでございますが、地家賃の方は御承知のとおりに廃止をすべきである、こういうことになつておりますし、借地・借家法の方は検討に着手すべきである、こういうこととでその区分けがはっきりしてございます。したがつて、私どもとしては、当面措置すべき事項として地家賃について廃止をするという法律案の御審議を願う、こういうことになつたわけでございます。

それはなぜなつたかということ、建設省当局からる御答弁しておりますように、ポツダム政令を制定した当時、しかも適用の対象は昭和二十五年以前のものである。その当時は御案内のとおり非常な住宅不足、したがつて何といつても地家賃をきちゃんと抑えなければならぬというわけでもないかということではあつたわけでございますが、今日、御意見は本当によくわかりまうけれども、客観情勢は相当に変わつておるのではないかと。そうしますと、余りに変わつてしまつて、社会の実態、そして国民の社会通念、こういうものと法律の内容がかけ違つたときには、もちろんその法律が生きてゐる間は御意見のように法律をきちゃんとしなければなりませんけれども、そこまでかけ離れたときには、国会の御審議を仰いで改廃すべきものは改廃するというのがとるべき政府の立場ではなからうか、かように考えているわけでございますので、そこはひとつぜひ御理解を賜りたい、かように思ひます。

○渡辺 委員 もう時間がありませんので、一言だけ申し上げておきます。先ほどからお話がありましたように老朽化しておる。老朽化には修繕改築の道が借地・借家法に残されておりますから、これは永続できるとい

い、こつととした規制を緩和するという問題じゃないのです。借地・借家法を改正する、地家賃統制令を廃止する、こういうようなことはもう法律そのものの本質的な改正になるのです。これはこの中に入れてやることではない。これはあくまで抜き出して、そして討議し、国会の審議によつて決めるべきだ、こういうふうに考えますが、この点については大臣。

それから総務庁長官には、こういう中で、私は今申し上げたように、地家賃統制令を廃止したり、借地・借家法の改正をこうやつて六十年にやりますよと書いて出すべきものではない。あくまで明らかに分離すべきである。こういうふうに一括して出すやり方でなくてやるべきだと強く求めるのですが、この点についての御答弁をいただきたい。

○木部 国務大臣 私の基本的な考え方については先ほど申し上げたとおりでございまして、借り方と貸す方の立場というものはなかなか一致がたい、率直に言つて、感情というものがこれはまあ何の立場にあつてもあると思ふのです。しかし、考えてみますと、先ほど局長からも答弁しましたように、かなり老朽化している点もあるんですよ、私どもは、良好な住宅環境というやうなもの、また潤いのある住居環境というやうなものをいかにして築き上げていくか、それにはやはりそれ相応の、お互いがそれを築くために多少の御理解をいただきながらだんだんに築き上げていくものである、そういうふうに私は思ふのです。

うことですね。

と同時に、今の時代が変わったという長官のお話もわかるのですが、むしろ逆に、この十年來は借地借家法がふる方向にまた変わってきておることも事実なんです。だから信託制度なんていうのが出てきたんですから、そういう変わった流れがまたこの十年來出ておるということも十分踏まえていただいて、私の質問の意のあるところをお酌みいただきたい。

最後になって、林野庁長官を呼んでおいて何もせぬと申しわけないので、まことに申しわけないのでありますが、

かねてから私は申し上げておりますが、さっきのアクションプログラムに基づいて関税その他が撤廃されて、木材産業は合板その他が大変なことになる。これについてはこの際、官房長官も農林水産大臣もおっしゃったように、各業界並びに労働団体その他、働く者も含めた調査会をつくって対応を考えたらどうか。こういうことには前向きな御答弁を前にはいただいたわけなんです

が、労働者諸団体を含めてそういう調査会をつくられるかどうかについてだけ御答弁をいただきます。質問を終わります。

○田中(恒)政府委員 答えいたします。

このような重要な問題につきましては、林野行政の重要事項につきまして林政審議会の場を通じてまして広く意見を徴しているところであります。この林政審議会には労働界の代表も入っているわけでございます。さらに、今回の国内対策及び関税問題などについてもこれまでも労働団体とも折衝を続け、あるいは話し合いも行ってきたところでございます。

今後ともいろいろな機会に労働団体の意見も聞くこととしておりますし、当面は調査会等の特別の機関を設けることは考えてはおりません。

○渡辺(憲)委員 林政審議会は川上を主体といたしております。私が申し上げるのは川下、平野のことでございますので、その点はお間違いになつて林政審議会が結構だというような考え方は隔

靴搔痒になりますので、一言付言をいたしました。質問を終わります。ありがとうございます。

○中島委員 鈴切康雄君。

○鈴切委員 今問題になっております衆議院の定数は正に間違ひいたしました。総務庁の所管である国勢調査についてお伺いを申し上げます。

国勢調査は、総務庁の統計局で企画から調査結果の公表まで一連の指導監督に当たっておられます。これは五年ごとの国勢調査の年で、関係者もいろいろ御苦労されていると思います。速報値は統計局が各都道府県から要計表を受理した後、内容審査、市区町村要計表の合算、結果審査、分折、公表資料作成の手順を経て公表されることになつておりますけれども、要計表による人口の速報値が公表されるのはいつの予定でございましょうか。

○北山政府委員 答えいたします。昭和六十一年の国勢調査の速報値の公表は、本年の十二月の下旬を予定しております。閣議に報告するという手順も必要であるというので十二月二十四日と言われているけれども、こういうのは統計局長よりもむしろ総務庁長官の方がいいですから、総務庁長官、その点はどうか。

○後藤田国務大臣 御案内のように、これはやはり重要な事項でございまして、要計表も閣議に報告することになっております。閣議報告の日取りは、新聞等で二十四日ということが出ておりますけれども、まだそこまで決めたことはございません。いずれにいたしましても、十二月の下旬には閣議に報告をして決めたい、かように考えております。

○鈴切委員 そうしますと、これは統計局長なんですけれども、統計局は各都道府県から要計表を受理した後、公表資料作成に向けて作業に入られると思ひますが、ではいつまでをめぐりとして作業計画を練っておられるのでしょうか。

○北山政府委員 作業計画のめぐりでございまして、これは都道府県からいつ最終的な調査書類が

出るかということに依存いたしますけれども、最終的な調査書類が出来てから一、二週間のうちに出すというふうなことで、作業計画を練っております。

○鈴切委員 それでは、都道府県から提出される要計表の締め切りは今回はいつになつていましょうか。

○北山政府委員 これはことしの四月に各都道府県に對しまして示達をいたしまして、十二月の十日というのを要計表の締め切りというふうにしております。

○鈴切委員 今回の要計表の提出の締め切りは今言われたように十二月十日というふうになつておりますけれども、過去五回、昭和三十五年から五年ごとにとつて来ておりますけれども、過去五回の締め切り日はそれぞれいつになつていましょうか。

○北山政府委員 調べましたところ、昭和三十五年につきましたは同年の十一月の十九日になつております。それから四十年は同じく同年の十一月の三十日になつております。それから四十五年は同じく同年の十一月の三十日、それから五十年は同年の十二月五日、それから前回の五十五年は同年の十二月五日、こういうことになつております。

○鈴切委員 今三十五年から五十五年の五年ごとの要計表の締め切り日、これは今局長の方から御報告があったとおりだと私も調査をしておりまして、つい最近の五十年、五十五年は十二月五日というふうになつておるのに、どうして今回はいつよりも五日も遅い十二月十日というふうにお決めになつたのでしょうか。

○北山政府委員 これは二つの原因がありまして、要計表の提出等につきまして日をおくらせたわけでございます。

一つは、調査員が調査票を集めます期間でございまして、これは従来は十月の一日から五日までの五日間でございました。今回はそれを十月の一日から七日までと二日間延ばしたわけでございます。

す。なぜ延ばしたかと申しますと、現在共働きの世帯が非常に多くなつておりますので、日曜日を人れませんと調査票の回収が非常に難しいということ、二日延ばしたわけでございます。

そのほか、今回は御承知のとおり調査票を一括に配られました書類に密着して出してほしい、したがういうような指示をいたしましたので、したがういう、それに伴ひまして市町村等の事務がふくそういたしますので、さらに三日延ばしまして、そうしまして計五日最終的な要計表の提出期日を延ばしたわけでございます。

○鈴切委員 今、あなたは、二つの問題で言うならば五日間延ばしたというふうになつております。一つはいわゆる作業量の増加ということが延ばした原因だというふうにおっしゃつておりますけれども、確かに封筒に入れた調査票を開封するということについて作業がふえたということについては、私は決して認めるにやぶさかではございません。しかし、調査項目の数による調査書類の検査が一番問題なのです。これが非常に時間がかかる問題なのです。

それでは、過去五回の国勢調査の項目はどれくらいふえておるのでしょうか。

○北山政府委員 調査項目の数え方というのは毎回同じではございませんので、最終的な、つまり今回の調査事項の数え方に従ひまして各回の調査項目の数を申し上げますと、過去五回でございまして、昭和三十五年が二十三項目、それから四十年が十六項目、四十五年が二十三項目、それから五十年が十六項目、それから五十五年が二十二項目でございまして、ちなみに今回は十七項目、こういうことになつております。

○鈴切委員 項目としてはふえていないじゃないですか。昭和三十五年、それから昭和四十五年、昭和五十五年は言うならば本調査といひますか、そういうことから言ひますと、昭和三十五年が二十三項目、四十五年が二十三項目、そして五十五年が二十二項目ですね。ところが今回は、いわゆる本調査でないわけでございますから、そういう

ことになりまして十七項目、いわゆる本調査の間にある調査になっていくわけですね。となると、決して項目がふえてはいないわけです。前回よりも減っておりますね。だから、こういう大事な作業量は減っているんじゃないですか。

○北山政府委員 国勢調査全体の集計は統計センターでやりますので、そういうようなことにつきましては作業量がある程度ふえると思います。今回は減りますが、前回から比べればそういう意味では若干減るという面もあるかとは思いますが、ただ、要計表につきましては、これは調査項目のうち「世帯人員」というのがございますが、この一項目のみを取り出して、そしてそれを先に数える、こういうようなものでございますので、全体の調査項目が多いとか少ないとか、こういうことには直接今の要計表に關連することにつきましては關係ない、こういうことになるわけでございます。

ちなみに、調査書類につきましてはこれは十二月の十七日に提出する、こういうことになっておりますので、そういうふうな意味で、これは調査票の調査項目全体を審査するというふうな作業と必ずしも並行しないで要計表につきましては先にさせている、こういうようなことになっております。したがって、今おっしゃったような調査事項とそれから今回の人口速報値、こういうようなものとの關連は直接にはない、こういうふうにお考えいただいて結構だと思えます。

○鈴切委員 開封による事務の作業量が幾らふえたからといっても、調査項目は前回よりも少なくなっているわけですね。だから、前回どおり要計表の提出締め切りを十二月五日と決めれば、各都道府県はその日に間に合わすべく努力して提出をしていくわけですよ。これは私も各そういうところに電話をして、幾つかの自治体に問い合わせをしてみましたら、締め切りというものが決まれば逆算して作業に入るから、十二月五日ということであれば十分に間に合うのです、こう言っているんですよ。こうはつきり言っているんですよ。

ら、作業量の増加ということで、あなたが先ほど言ったように、密封の問題あるいはまた日曜日を二回入れなくちゃならないというふうなことによって五日間延ばすんじゃないかと考えられませんか。言うならば、統計技術とか統計業務が実際には今ももう物すごく進んでいるんですよ。格段に進んでいる。やる気であれば、あなたが言うような形で時間を設定しなくても十分にできる。だから、十二月十日に要計表を延ばしたということは常識では考えられない。何か意図的なものがあつたんじゃないですか。

そして、調査票回収から都道府県が統計局へ要計表の提出をするまでの期間は約二カ月です。過去五回とも二カ月以内の締め切りに全部間に合っているんですよ。だから、今回、言うならば要計表の締め切りを十二月十日にしたなんということは、ちょっと常識では考えられない。何かあつたのではないかと。おかしいじゃないかということなんです。

○北山政府委員 御説明するために要計表の仕組みを若干申し上げますと、要計表というのは、調査員が要するに調査区内の世帯員数の合計を取りまとめまして、これを各調査区ごとに市町村に報告をしたものを市町村で取りまとめたものが要計表でございます。したがって、その調査員が受け持ちの世帯の世帯員の合計がわかりませんと要計表が埋められない、こういうことになるわけでございますが、今回、プライバシー保護に關連いたしまして調査票を密封してもいいというふうな措置をとりましたので、密封された調査票は調査員の段階では世帯員の数を知ることができません。したがって、そういうものにつきましては調査員の段階ではわからないもので、指導員もしくは市町村の段階でこれをさらに補正いたしまして出して出す、こういうようなことをやっております。したがって、こういうことで、従来と違いまして今申し上げましたような作業が新たに加わる、こういうようなことがありますので、物理的に申ししても従来より早くやることは非常に

難しい。特にそういうふうな作業は非常に大きな都道府県でそういうふうなことが行われるものですが、特に大府県にしましては今のよう三日間を見まして、そして先ほど申し上げましたように都道府県から統計局に提出される要計表の期限を五日延ばした、こういうような次第でございます。私どもは全く作業上のことと考えております。

ちなみに、先ほど申しましたように、今のような期限につきましては、本年四月の全国都道府県統計主管部課長会議というところで指示をしたものでございます。したがって、現在その指示に基づいて各都道府県からその調査書類ないし要計表が出てくる、こういうふうなことを期待しております。

○鈴切委員 要するに要計表をつくるために調査票を集めるわけですが、調査票を集めるときに密封をするということと二日間延ばした。二日間延ばしたことによって、言うならば内容的においてもかなり確率が高くなってくるわけですね。確率が高くなってくるということになれば、調査票自体が集まってくるれば作業はしやすいわけです。ですから、そういうことから考えますと、別段そういうこと自体がさらに締め切りを大きく延ばすんじゃないという理由には実際にはならぬわけですね。

過去五回の要計表提出の締め切りは、昭和三十五年からいつになつていくのですか。

○北山政府委員 要計表提出の締め切りは、先ほどちょっとお答えをしたとおりであります。ですから、今回は十二月十日というふうにお答えいたしました。

○鈴切委員 それじゃ、それに基づいて速報値が発表されたのはそれぞれ何日でしょうか。また、その要計表受理から速報値発表まで何日かかっているのでしょうか。

○北山政府委員 要計表を受理しまして速報値を発表いたしましたのは、昭和三十五年が同年の十二月五日でございます。その提出が十一月十九日

でございます。それから四十年につきましては、その公表期日が十二月一日でございます。提出が十一月三十日、これは非常に短かったわけでございます。それから四十五年につきましても、公表期日が十二月二日、提出が十一月三十日、こういうことでございます。五十年は公表が十二月十日、その提出が十二月五日、五十五年になりまして公表が十二月十九日、提出が十二月五日、こういうことになっております。したがって二週間、こういうことになっております。

以上でございます。

○鈴切委員 今回の国勢調査の公表時期の設定はおかしい。十二月十日を締め切りにしたこと自体が本意におかしい。新聞にも書いてあるし、実際には意図的じゃないだろうかということまで言われている。だから、過去の速報値が発表された記録から見ても、新聞や巷間に伝えられているように今回の十二月二十四日ということになると、これは本当に何か意図的なものがあるんじゃないか。

要計表の締め切りは、五十五年は十二月五日だったわけですね。今回は調査票の回収を二日間おくらせたので、要計表の締め切りを二日間おくらせたというならば話がわからないわけでもないけれども、それを十二月十日にしたということになると、どうしても理解できない。しかも調査項目は五十五年に比べると少なくなっているのですよ。

だから、考えてみると、やはり臨時国会の定数審議中に速報値を発表するのは審議に影響を与えるから、あえて意図的に締め切りをおくらせ、発表をおくらすようにしたということも弁解の余地はないと思うのです。そうでないというならば、統計局の作業をもっと早めて速報値を早く公表すべきじゃないかと思うのですが、この点はどうですか。

○北山政府委員 要計表を受け取りましてから速報値を公表するまでに、私もいろいろな形でチェックをいたします。御承知のように日本の人口

は非常に多いございます。また調査区の数も、現在八十万というふうな非常にふえております。そういうものにつきまして厳格にその審査をして、その結果私どもが自信を持って公表する、こういうことができるためには、やはり要計表を受け取ってから二週間の期間が必要となります。

ちなみに、先ほど申し上げませんでしたけれども、三十五年、四十年、昔は要計表を受け取ってから公表するまでの時間が非常に早かった。これはなぜかと申しますと、昔のいわゆる概数人口でございまして、要計表に基づく人口というのは官報公示を行っておらなかったわけでございます。要計表に基づく人口については官報公示を行いました。昭和五十年ににつきましては、名簿に基づく人口というのを公示をしております。これを今の要計表に基づく人口よりも少し正確なものとして使っていたわけでございます。したがって、要計表に基づく人口を官報公示をいたしましたのは昭和五十五年からでございます。そういうことがありますので、私どもといたしましては、できるだけ厳密な期して審査を尽くして公表する、こういうことになっておるわけでございます。

したがって、前回は要計表が統計局に來ましたのが十二月五日でございました。それから公表までに十四日かかっております。今回は十二月十日に來ましてから少なくとも十四日はかかるのではないかと、その中でもできるだけ作業的に早くするよう努力はいたしますが、今申しましたように調査自体がなかなか難しくなっております。市町村等の事務もふくそうしてありますので、それより早くなるかどうか、これは非常に疑問でございます。そういうことで先ほどから十二月下旬というふうに申し上げているわけでございます。

○鈴切委員 それでは、昭和四十年、四十五年、五十年、いずれにしても要計表受理から速報値発表まで一日、二日、五日、こういうことで発表されていきますね。この内容というのはそれじやで

たらめだったのでしょか。そうじゃないでしよう。だから、要するに発表するということについて努力をすればもっと早く発表できるのじゃないかと私は言うのですよ。

○北山政府委員 これは前と作業のやり方が違っておるわけでございます。昭和三十五年、四十年、四十五年のころの都道府県から受け取ったものにつきましては、多少のチェックはいたしましたが、それをそのまま国の結果として公表していた、こういう次第でございます。ただ、その後利用の形態等が変りましたので、昭和五十年、五十五年、次第に審査等を厳しくいたしました。そして、端的に申しますと、現在総務庁の統計センターでそういうふうなことに集計をやっておりますわけでございますが、統計センターでは、都道府県から提出されました、市町村要計表、都道府県要計表と実は要計表は二種類ございまして、そういうもののにつきまして全部初めからチェックし直して出す、こういうことになっております。これはちなみに、前回もそういうようなことをやっておるわけでございます。そのために日数がかかるというので、私どもといたしましては、そういうふうな統計を発表いたします以上、しかも非常に各方面で広く使われている統計を発表いたします以上、できる限り厳格に審査をして発表する、こういうような態度でおりますので、今先生が御指摘のように若干作業の日数がかかり過ぎるのじゃないか、こういうようなこともあつてもいいかもしれませんが、私どもの姿勢といたしましては、そういうふうな形でやっておりますわけでございます。

○鈴切委員 それじやお聞きしますけれども、要計表受理から速報値については、私が今申し上げましたように、昭和四十年、四十五年、五十年、これは早く出ているわけですね。ですから、そのときに出版された速報値というものが、確定人口あるいはまた純誤差、総誤差、それぞれ幾つになっているのですか。

○北山政府委員 昭和五十年につきましては、純誤差が五千八百二十五人、それから総誤差、これ

は市町村別の誤差をプラス・マイナス関係なく合計した、こういうふうな意味でございますが、これが一万百十人、そういう数値になっております。五十五年につきましては、純誤差が二千九百十一人、それから総誤差が八千九百四十五人、こういうことになっております。

○鈴切委員 統計局に各都道府県から要計表が出されれば、各都道府県は、この要計表に基づく人口の調査結果を自分のところで発表日を決めて使用する、それができるといふことになっているのです。その結果、国に先駆けて明らかにする、ということについては総務庁としては何らの規制を加えるものではない、そのように判断していいですか。

○北山政府委員 各都道府県で出しております結果といふのは、統計法第十五条二項に基づきまして、いわば統計目的外、統計目的外といふことと語弊がありますが、当該統計調査、つまりこの場合は国勢調査の目的以外のことに調査票を使う、というこのことに基づきまして総務庁長官あてに申請が出ておまして、本年五月にこれを許可しております。したがって、それに基づきまして各都道府県が結果を出しておるわけでございます。そして、そういうようなことから見ますと、各都道府県で出しております結果は、いわゆる統計法に基づきます指定統計第一号である国勢調査の結果、こういうことには法的にはならないわけでございます。

○鈴切委員 自治省来ておられると思うのですけれども、自治省は、十一月十七日にことしの九月二日現在の全国選挙人名簿登録者数を発表されました。それによりまして、昨年よりもさらに一票

の格差が拡大し四・六四倍になって、三倍以上の選挙区は十九選挙区になっているということが判明した。国勢調査の速報値を見るまでもなく、六・六案では是正しても三倍以上の選挙区が依然残るようになります。そうなつてきますと、小手先だけの正案というよりも、国勢調査の速報値による合意は正が行われなければならないと私も思っております。その意味からいっても国勢調査の速報値を一日も早く公表すべきではないかと私は思うのですが、総務庁長官、その点についてどうお考えでしょう。

○後藤田国務大臣 速報値の公表をめぐるいろいろな御質疑がございまして、これは間違えないように理解しておいていただきたいのは、この日程はことしの四月に事務的に都道府県の当局と協議の結果指示をしている問題です。今に始まった問題、最近の問題じゃございませんから、この点はひとつはつきりと御理解をしておいていただきたい。

それともう一つは、期日が前より五日間ぐらいいおくれたのは理由は何だ、理由はないじゃないか、こうおっしゃるのだけれども、これは鈴切さん、最近の国勢調査というのはだんだん難しくなつてきている、御案内のとおりだと思ひます。調査員は非常に御苦労を重ねております。それと、これは国民がプライバシーというものに余りきわられたくない、こういう空気が強くなつてきている、ということが大きな原因だろうと思ひます。そこでもう一点は、先ほどお答えあつたんですが、共稼ぎが多くなりまして、調査員が行つても留守なんです。そうすると、どうしても日曜日を休めないといふのが悪いといふことで、調査の期限をたしか二日くらい延ばしたと思ひます。それからもう一つは、プライバシーがやましましものは、調査員には見せたくないといふ人は御案内のように封をします。そうすると調査員は中がわからないわけですね。これがふえてきているのです。そうすると市町村の段階でこれを調べなければならぬ。こういったような作業に日

数がかかるであろう、これを三日くらい余裕を持って五日間延ばした。これは全く最近の国勢調査をめぐる諸般の情勢を考慮しての統計収集の技術上の観点から扱ったものである、これをひとつ率直に理解をしておいていただきたい、こう思います。

それから速報値の利用をどうするか、こういうことでございますが、速報値と確定値がどれくらい違うかといえ、調査区の誤差というのは五十年で私の承知している範囲では約二万です、それから総誤差が約九千、それから純誤差が約三千、こういうことの精密度に限界がある。したがって、この統計を何に使うかというのは使う人の立場でございます。

そこで、例えば交付税交付金をはじくときに確定値はこれは来年の暮れになりますから、そうするとことしのやつでやるということ、これは考へられますね。しかし、それは仕事の中身から見えて大した問題じゃなからう。ところが、今問題になつてゐる選挙の定員ということになりますと、これは調査区の誤差というのは余り問題にならないのはプラス・マイナス差し引きしますから、AとBを比較するときにはそれはだめだ。Aがプラス百の誤差がある、Bがマイナス百の誤差がある、差し引きして純誤差にしたらゼロになりますね、それで差し支えないということになるが、それはだめなんだ。そのときはやはり総誤差、つまりプラスの誤差が百あつてマイナスの誤差が百あるということになれば、それは誤差は二百として計算しなければならぬ、こういう厄介な問題があるのです。したがつて、物によつて非常にデリケートな、争いを残す余地のあるようなものについてはやはり確定値でないかと途中でいろいろ問題が起きますよということを申し上げてゐる。しかし、それでも構わぬとおつしやればそれは構わない。なぜかならば、五十五年からですか、官報告示ということをやりました。これは従来と変わったわけです。官報告示といたうことをやりますと、官報に政府が載せるわけ

ですから、ただ新聞に發表するのは違ふ。やはりそれはそれだけの權威があるわけですから、したがっていろいろな使ひ方の中で万やむを得ないというようなときにはそれを使って、違法が適法ということになるとそれは適法であると言わざるを得ません。しかしながら、争ひの余地のあるものについては人口統計の要計表、中関連報値の使ひ方というものについては、いろいろな観点から、問題があるものについては確定値でないといふの余地を残すおそれがある。だから、どれが適当か、どれが基本であるかということになれば、私はやはりそういう場合には確定値でやるのが基本であろう、かように考えるわけでございます。違法、適法の問題は、これは私はどちらを使つても差支えない、かように考えております。

○錦切委員　今総務庁長官が、統計局の事務は四月以前から入ったということですが、けれども、衆議院にしても参議院にしても、定数は正、一票の格差の拡大については国民的な大変な関心になっておられますね。しかも、例えば広島高裁あるいは東京高裁等においても既に違憲のおそれありと出された、そういう経過もあります。ですから、今回高裁の問題についても、この夏には恐らく違憲というのが出るだろうということは、政治家であるならばもう前からある程度推測できる問題なんです。ですから、四月に作業に入ったらといつても、恐らくこの定数の問題は臨時国会等においてもかなり問題になってくるだろうという事になって、結局は今言つたような形で締め切らなければならない。公表を早くするというなら話はわかるのですが、今マイクロコンピュータもあるし、いろいろな統計技術が進んでいる中にあるし、いろいろということ自体、ちょっと問題だとも思ふのです。

ですから総務庁長官、速報値をできるだけ早く出します、こうおっしゃれば何にも問題ないわけでしょう。全力を挙げれば速報値を早く出します、こうおっしゃれば何にも問題ないわけであつて、

そういう点について一向に——大変に問題が難しくなってきたし、統計の事務も複雑になってきましたと言いが、それじや實際に調査の項目といえ、本調査と違つて今回は調査の項目も大分減つてゐるぢやないですか。そういうことを考えれば、速報値については極力早く出しますというのが少なくとも政府の姿勢ではないかと私は思うのですが、その点いかがですか。

○後藤田国務大臣 お話を承つておりますと、電子計算機とかそういうものも発達して早くなつてゐるはずだとおっしゃるのだけれども、それは入つてからの話でして、入れるものの事前の調査は同じなんです。そこはひとつ御認識を深めていただきたい、こう思います。

それから、先ほど言つたように、四月の段階で決めているのです。私もそこまでは気が回りません。第一臨時国会がいつから始まつていつ終わるのか、それに六・六案をいつどういうように扱うのか、鈴切さん、四月の段階でわかるはずはないぢやないですか。少しあなたも気が回り過ぎている。私はそれほど賢くない。だから、そこらはひとつすらつとお考えを願いたいと思う。

この統計の話は全く事実上の話なんです。それをどう使うかというのは、これは使う方の立場なんです。先ほどから言うように、選挙ということになるとやかましい問題だから、基本は確定値でなければいろいろ問題が残りますよ。しかし、それをしも構わぬとおっしゃるなら、それは違法の問題はありません、こういうことを申し上げておるのであつて、それだけに統計の事務だけは正確でなければなりません。これだけは政策的に正しいつてはいけません。したがつて、私は、幾らもあなたがおっしゃつても、統計の純粋の技術上の作業日数に要する日取りを繰り上げるとか繰り下げるとか、それなるとか、これはやうなことを言うだけの勇氣はございせん。これはやはり専門家に任すべき筋合いのものであらう、かように思います。

○鈴切委員 私もそれなりに反論はあるのですけれども、とにかく十二月十日に延ばした。十二月

五日で今までずっときた、あるいはその前にきたのを十二月十日に延ばしたという、その作業自体の問題があるだろう。今純然たる統計の作業をやっておられるというわけですけれども、私はそういうところに何かすつきりしない点がある。総務庁長官、だから、少なくともこの速報値についてはできるだけ早く、作業にのつって督促をするというところはいはあなと言えない。

○後藤田国務大臣 私は、統計の作業そのものに政策的配慮を大入る考え方はございません。

○鈴切委員 公選法別表第一の末尾で、定数は正に国勢調査に基づいて行われることになっているけれども、九月二日に発表された全国選挙人名簿登録者数と国勢調査の関係については、昭和五十五年のときにおいては一票の格差が、選挙人名簿

五年のときにおいては一票の格差が選挙人名簿

四・五四対一という結果になっております。

そこで、今回発表された選挙人名簿は、一票の格差が四・六四対一となっていることから、六十年の国勢調査の一票の格差も五十五年のときよりもさらに開く傾向になると推測いたしておりますけれども、自治省は過去の実績を踏まえるとうとうふうに判断をしておりますか。

○小笠原政府委員　お答えを申し上げます。

〔委員長退席、戸塚委員長代理着席〕

選挙別別の議員一人当たり人口及び有権者数の格差を、最大の選挙区であります千葉四区と最小の選挙区でございます兵庫五区について比較をいたしますならば、ただいまお挙げになりましたような数字になっておるわけでございますが、六十一年の国勢調査の人口が果たしてどうなるかということについては、私どもの方からはちょっとお答えしかねるので、御勘弁をいただきたいと思います。

○**錦切委員** 厳密なことは確かに国勢調査の速報値が公表されなければわからないとしても、選挙人名簿も国勢調査も、いずれも人の数を調査しているものでありますから、概して今回の国勢調査も選挙人名簿の数に比例する傾向にあることは間

違いないんではないかと思うのです。

そういうことから考えて、私は、先ほど申し上げた六十一年の国勢調査の一票の格差も、五十五年のときよりもさらに開く傾向になると推測するがどうか。過去の実績を踏まえてどう判断をしているかというふうに申し上げたわけですが、その点について。

○小笠原政府委員 お答えを申し上げます。

概して人口と有権者数が比例をしておるかどうかということですが、極めてマクロ的に言いましたらそういう見方もあるいはして差し支えないと思われるわけでございます。ただ、国勢調査人口と有権者数では、その調査対象や調査の時点が異なりますし、また地域の産業構造とか年齢構成というものが違いますので、選挙区別に見た場合には人口に対する有権者の比率にはかなり大きな差があるのも事実でございます。

ちなみに申し上げますと、全国平均で人口に対する有権者の比率は六九・六％ということになっております。これは五十五年国勢調査と五十五年における有権者の割合でございます。それに対して、最低は沖縄県でございまして、六三・二％ということになっております。また、最高は東京都第八区の七六・五％というふうになっておるわけでございまして、かなりの差があるわけでござい

ます。

今お尋ねの点は、衆議院議員の選挙区の定数配分に關することでございますので、一般的な比例をしておるといような観念で先のことを予測するのはいかかというところでござい

ます。

○鈴切委員 自治省の選挙部長さん、大変御苦労さまでした。お帰りになつて結構です。

それでは法案の方に若干入らしていただき、

と考へざるを得ない」という発言をされておりました。行革に対する姿勢が実は弱くなつてきた感じがいたしてあります。

今、政府の推し進めている行政改革は、ごらんのとおり国鉄改革を初め六十五年の赤字国債脱却等、いわば中曾根行革の胸突き八丁に來ておるわけでございまして、政府の行政改革に取り組み姿勢は従来どおり変わらぬものであるかどうか、それについて総務庁長官に確認しておきます。

○後藤田国務大臣 鈴切さんがおっしゃったような答弁をたしか参議院で総理がなさったことは私も承知をしております。これはやはり行政改革というものが大変難しい課題であるということをお述べになったのであつて、政府がそれで後退するといふような印象を与えたとすれば、これはまたに申しわけない次第ですが、私は、そうじゃない、厳しい課題であるけれども、国政の最重要課題として政府としてはこれから全力を挙げ取り組んでいって国民の期待に沿いたい、こういう御趣旨でお述べになったもの、かように考えております。

私ももうそういうつもりで、まだまだ行政改革というのは今鈴切さん御指摘のようにこれから多くの課題を抱えておりますし、第二臨調からせつかくああいふ答申も出ておりますから、あの答申の実現に向けて政府としては最大限の取り組みをしていきたい、こういうことでございまして、行政改革に対する取り組みに政府がここで力を緩めるとかそういうことは全くございせんので、そこはぜひ御理解をいただきたい、かように思ひます。

○鈴切委員 後藤田長官は、中曾根総理をカバーされて、行政改革は難しいという認識を示したのだらうとおっしゃるわけですが、行政改革の難しさは、歴代の内閣総理大臣がやろうと思つてもできない問題なわけであつて、今から中曾根総理がこういうふうなことをお話しになること自体において、ああ、もう行政改革はこれで大きく

後退したなというふうにとられるのは当たり前の問題ですからね。行政改革に取り組む姿勢の中にあつては、こんな弱音を吐いてしまつたら問題が残るといふことだけ私は申し上げておきたいと思ひます。

そこで、政府は、六十年七月二十二日に臨時行政改革推進審議会から「行政改革の推進方策に關する答申」を受け、公的規制の緩和にかかわる指摘事項については是正を図るために、今度の許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に關する法律案を出してきたわけでありまして。そこで、政府の規制緩和に対する考え方でありまして、日本が今日のように国際社会の仲間入りができたといふこと、また発展を遂げたといふことは、確かに保護とか育成という役割を果たした規制、統制による点否定できない点もありますけれども、今度は逆に、その規制、統制が制約条件になつて非効率性を生み出し、ひいては海外から批判を受けるようになってきたわけでございます。政府は、規制緩和に対する基本的な考え方といふものについてはどうお考えでしょうか。

○後藤田国務大臣 いわゆる各種の規制といふものについての鈴切さんの御意見は、まさにそのとおりであらうと私も考えております。

そこで、私も私としては、やはり経済社会の活性化を図るといふこと、そして同時に経済摩擦の克服といふことは何とてでも政府としての政策の重要課題としてやらなければならぬ、こういう立場で、いわゆる公的規制の緩和もその一環として取り組んでいられるわけでござい

ます。

そこで、考え方としては、経済的な規制といふものについては必要最小限のものにとどめる、社会的規制といふものにつきましてもやはり公共性といふものに配慮しながら不合理なものは是正をしていく、こういう基本的な観念で取り組んでいきたいと思ひます。

ただ、実際問題で、現在の規制の中身を見ますと、社会規制と経済規制のグレイゾーンが大変多いわけですね。ここの扱いをめぐつてなかなか

厄介な問題があるのですが、その際にも、いかに日本は今御指摘の中にありましたように追いつけ追い越せという時代までの物の考え方が色濃く残つておりますから、やはりここまで来れば、そうではない、もう少し日本は各国に先駆けて思ひ切つた規制緩和をやつていくという方向でグレイゾンのものについても対処していくべきであらう、こういう取り組み方の基本的な考え方であらう、私どもはかように考えております。

○鈴切委員 民間活力を発揮させていくために今後いろいろな規制が緩和されてくると思われま

すけれども、今後の規制緩和の方向性としてはどのように考えておられるか。また、規制緩和に伴つて既得権との間の争いが当然起つてくるわけ

でございますが、それに対してはどのように対処して調整を図つていかれるおつもりなんでしょうか。

○後藤田国務大臣 御質問は、規制緩和に伴つていろいろな既得権とでもいいますか、それとの調整措置が要るのではないかと、こういうような御質問かと思つては、公的規制の中にも経済関係のものにつきましても、一つは、市場原理に任せておいたものでは供給量、価格の安定等を制しないといふために、参入者の数、生産量等を制限するための規制が一つござい

ます。

しかし、こういったものを存続することはやは

り経済社会の活性化を阻害をして、国全体として

は結局はそれが不経済になる、あるいは非効率に

なるといふものでござい

ますので、私はやはり

思い切つた是正をすべきであらう、かような基本

的な考え方を持っております。

ただ、しかしその場合、現実には既得権を持つ

方々に痛みを伴うものでありますから、それらに

ついでにはやはり関係者を初め国民の理解を求めなければならぬ。殊にそれが弱者であるといったときには、私はやはりそれなりの配慮というものを加えた上でやらないとこれは逆の意味での社会的混乱の種になる、こういうようなことも配慮して取り組んでいかなければならない、かように考えているわけでございます。それだけにやはりそういう弱者の立場、例えば中小企業の方であるとか、あるいは健康、安全その他の消費者の立場、あるいは場合によれば失業者の問題が出るおそれがある面もございますから、そういうような点については必要な限度においての対応策は政府としては当然講じていかなければならぬ、こういう考え方で取り組まさせていただきますつもりでございます。

○鈴切委員 これは通産省でしょうか。消費生活用製品安全法は、一般消費者の生命または身体に對して特に危害を及ぼすおそれが多い消費生活用製品についてはこれを特定製品とし、国が直接検査または登録、型式承認を行ってその安全性を担保していたところでございますけれども、今回、自己認証制を導入することにした契機について伺いたいと思います。

○松尾政府委員 先生御指摘の消費生活用製品安全法は、昭和四十八年に制定されて以来もう十数年を経過しております。この間、製造技術の進歩あるいは事業者の品質管理能力の向上などもございまして、特定製品の中には、政府が事前にチェックを行わなくとも、事業者の自己責任によりまして従来と同じレベルの安全性を確保し得る品目が出てきていると考えられるわけでございます。

一方、また本年七月三十日、政府・与党対外経済対策推進本部が決定いたしました「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」におきまして、この法律に基づく特定製品の規制につきましては、関係審議会に諮り、消費者等の意見を踏まえて、自己認証制の導入の可能性を検討するというところとされたところでございます。

のような状況を踏まえまして、私ども、この自己認証制の導入に關しまして産業構造審議会消費経済部会にお諮りいたしました。その結果、十月十八日に、政府の閣下を可能な限り減らすとの観点も含めながら、企業がみずからの責任において安全性を確保することは可能となつてきている品目につきましては、自己認証制を導入する必要がある旨の答申がなされたわけでございます。この答申を受けて今般、自己認証制を導入するための法律の改正案を一括法の中において御審議いただいている次第でございます。

○鈴切委員 この法案は、消費者保護を大きな目的としているものでありますから、その改正には当然に消費者の意見を十分に反映させなければならぬというふうに考えているけれども、今回の改正に当たって消費者の意見は十分に聞いてありますか。

○松尾政府委員 ただいまの点につきましては、先ほど申し上げましたように、アクション・プログラムの中におきましても、関係審議会に諮り、消費者等の意見を踏まえて自己認証制の導入を検討を進めるということになっておたつたわけでございます。この趣旨を受けまして、私どもは、消費生活用製品の安全行政のあり方について検討するに当たりまして、産業構造審議会に諮り、消費者代表を含む学識経験者の意見を広く聞きまして、五回にわたる審議を経まして、先般の十月十八日に答申をお取りまとめたわけでございます。

今般の改正案はこの答申の提言に沿って作成されたものでございまして、当然のことながら消費者代表委員の意見も十分に踏まえた内容になっていると考えております。

○鈴切委員 産業構造審議会にも諮つてやつた、産業構造審議会には消費者の団体も含まれているんだというわけですが、消費者の団体からどんな意見が出たのですか。

○松尾政府委員 産構造の消費経済部会におきましては、仰せのとおり消費者代表の委員に加わっていただいております。

ども、消費者代表委員の御意見はいろいろございしましたが、大きな項目だけ申し上げさせていただきますと、一つには、自己認証制を導入いたしました後におきましても製品の安全性が確保されるよう万全を期さなければならぬという基本的な問題が一つ。それから第二には、立入検査の充実、事故情報収集制度の機動的運用などを図るよう心がけること。三番目には、自己認証制の対象となる製品につきましても、その製品欠陥による損害に對しまして円滑に被害者の救済が行われるよう配慮すること。さらには、企業が従来以上に製品の安全性の確保について自覚を高める必要があること。

以上のような点が主たる御意見でございます。

○鈴切委員 自己認証制の導入と安全について通産省としてはどう考えておられるのか。今消費者団体からは被害者救済制度という問題について強くこれについて言われたというわけですが、これに通産省としてはどういうふうに対処されるのですか。

○松尾政府委員 基本的には、この自己認証制度の導入に当たりまして、現在と同じ水準の安全水準を確保して、消費者保護上遺漏なきを期さなければならぬという考え方に立つて法案を作成させていただいているわけでございます。

具体的には、第一に、自己認証品目の製造事業者、輸入事業者に対して一定事項の届け出義務を課し、また、製品の基準適合義務あるいは自主検査義務などを課するとともに、義務の違反が生じた場合には、改善命令、回収命令などを発動する、あるいは所要の罰則を課するというようなことで担保することといたしております。

第二に、製品が満たすべき安全基準につきましては、今後とも国におきまして安全性確保に遺漏なきよう、国みずからがこの基準を定めることといたしております。

さらには、自己認証品目の具体的選定に当たりまして、その品目に関する技術水準等を十分

勘案した上で、審議会に諮り広く意見を聞くことといたしているわけでございます。

特に、先ほど先生御指摘のございました被害者の救済の点に關しましては、今後とも製造事業者あるいは輸入事業者に対して損害賠償措置を講ずることを義務づけて、従来同様被害者の救済に遺漏のないよう法的な手当てをいたしているわけでございます。

このような点に配慮を行った法案でございますので、この法の適正な運用を図ることによりまして、今後とも消費者の安全の確保に十分努めてまいることによつて所期の目的を達し得るものと考えております。

○鈴切委員 今後、自由化の流れとともにさまざまな規制が緩和され、また、今回の規制緩和が波及して類似品等の規制が緩和されていくことが予測されておりますけれども、政府として規制緩和の最低の要件をどう考えているのか。

例えば、今回の法案で自己認証制度の導入が図られていく生活関連の特定品目については、もともと安全性の確保が必要だからこそ規制が設けられているのであって、事故の件数がゼロになつたから安全性が確保できたということにはならないと思ひます。だから、金属バットの例もあることだし、これこれこういうことだから安全性の確保はできておりますというふうな、国民が納得できるような積極的な説明がなされなければ安心できないではないかと私は思ふのでございます。その点についてはどうお考えでしょうか。

○松尾政府委員 冒頭申し上げたことになるわけでございますけれども、今般自己認証制度を導入することにした趣旨は、製品安全法制定以来十数年の経過の中で、この間製造技術の進歩もございましたし、それから事業者の品質管理能力の向上もございましたし、あるいはまた企業が消費者窓口の整備を進める等、業界におきまして安全マインドと申しますか、品質管理能力の向上等が一方においてあつたわけでございます。また、民間の自主的な活動においていろいろな安全

対策も進められておりますし、消費者における安全意識の向上も図られているわけでございます。そのような中におきまして、特定製品の中には、政府が事前チェックを行わなくとも事業者の自己責任によりまして従来と同様の安全性の確保を得るような品目が出てきたと考えたことによりまして、自己認証制の導入を図ることとしたわけでございます。

先ほども申し上げましたように、政府があらかじめチェックするのではなくして、企業の責任において基本的には第一次的なチェックをいたすわけではございませんけれども、具体的に法律の中では、製造業者、輸入業者に対しては、自己認証制の場合にも一定の届け出事項を定めまして届け出義務を課し、いろいろな基準適合義務、自主検査義務を課しておりますし、必要とあらば改善命令、回収命令あるいは罰則も適用が可能な体制になつております。また、製品が満たすべき安全基準は引き続き国が定めることにもなっているわけでございます。さらには、この自己認証品目を具体的にどのような品目に選定していくかということにつきましては、いろいろな各品目の技術水準等を十分勘案して審議会にもお諮りし、慎重に内容を決定してまいるといふような手順を踏むことといたしておるわけでございまして、このような手順を踏んで進めることによりまして、私どももいたしましては、民間、消費者、国がそれぞれに課された役割を分担しながら一体となつて、安全な国民生活の確保を目指して協調し得るような体制が築かれていくように、万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

○鈴木委員 六十年九月二十四日に閣議決定されました「当面の行政改革の具体化方策について」という中で、今後の規制緩和の推進方策として「許認可等の実態把握については、総務庁において、その具体的手法について所要の見直しを行い、引き続き各省庁の協力を得て、速やかに総数等の統一の把握を行う。」とありますけれども、実態把握の具体的手法についての所要の見直しと

は具体的にどのようなことを言っているのでしょうか。

○竹村政府委員 ただいまお尋ねの、九月二十四日の閣議決定におきまして、許認可等の実態把握につきまして、具体的手法について所要の見直しを行うという文言が入っております。これの入っている理由であります。従来許認可等の総数につきましては統一的に必ずしも把握されておりました。そういったことで、今後総務庁におきまして各省庁の協力を得ながらその総数を統一的に把握をしたいと考えておりますが、その場合に、例えば許認可等の数え方をどのようにするか、あるいは許認可等の数の数え方をどのようにするか、こういったことについて検討する必要があるからであります。つまり実態把握の仕方を見直し、そういうことでございまして。

○鈴木委員 それじゃ、実態把握がたとえてきたとしても、その次の問題として、その結果を踏まえてどう整理していくかという問題が残ると思ひます。従来の許認可等の整理の方針とはどう違うのか、また基本的な考え方をどうお考えになつておられるか、その点については。

○竹村政府委員 現在、私どもの方で許認可の洗い出しの作業を行つております。これに並行いたしまして、実態把握の結果をどのように整理、活用するかという点を検討しております。

現在考えております活用方法としまして、例えば許認可等によります政府の規制の実態につきましても、その機能、例えば事業規制でありますとか団体規制、あるいは検査・検定、さらには資格制度、こういった機能に応じてその実態を把握しようということ、それからその活用に関しましては、各省が許認可等の自主的な見直しを行うことになつておりますので、その際の資料とする、あるいは政府として統一的に見直しを行う、その際の資料とする、こういうことを考えております。したがって、今後は、許認可の実態を機能的に把握することによりまして、例えば機能的な視点からの許認可の整理が推進されるという点で、

従来よりはより進んだ対応ができるのだろうと考えております。

○鈴木委員 許認可等の定期的な見直し及び新設の審査についても、当然に整理、廃止、抑制等の厳しい網をかけていくべきものと考えられますけれども、定期的な見直し及び新設の抑制についての政府の既定の方針というのはどういうことなんでしょうか。

○竹村政府委員 今の既定の方針であります。これは要するに過去の閣議決定で方針が決まつておるもの、そのことを指しております。

具体的に申し上げますと、まず許認可等の定期的な見直しに關してであります。これは五十九年一月の閣議決定方針。これには、臨調答申の基本的考え方に沿つて関係省庁でそれぞれ見直しを行い整理合理化を推進する、またその促進のため適宜行政監察を実施する、このことを意味しております。

それからもう一つ、新設の審査に關してであります。これは五十八年五月の閣議決定の方針に、内閣法制局、それから当時の行政管理局、それから大蔵省が、許認可等の制度の適正、合理性の確保に留意しつつ、それぞれの所掌事務に基づいて審査に当たる、こういうことを言っております。これを指すものでございます。

○鈴木委員 許認可等の整理については、臨調答申で指摘されているものは二百五十三項目ありまして、行革答申で指摘されているものが二百五十八項目ありますが、それぞれの措置状況はどうなつておりますか。

〔戸塚委員長代理退席、委員長着席〕

○竹村政府委員 まず臨調答申の方でございまして、臨調答申では第一次、第二次、それから第五次答申におきまして合わせて二百五十事項の許認可につきましても具体的な改善方向を指摘しております。政府としてはこれを逐次実施してきておりますけれども、これまでのところ百九十一事項、七割五分が措置されております。

それから、ことしの七月の行革答申の方であ

りますが、これにつきましては規制緩和と関連して二百五十八事項が指摘されております。これは先ほども申し上げました九月の閣議決定におきまして措置時期等を具体的に決めております。それによりまして、大体今回の法案で措置するものを含めまして全体で約七割五分、百九十七事項であります。これを六十年または六十年年度に措置と、この中には一部措置も入りますけれども、こういう方針になつております。

○鈴木委員 臨調答申で指摘されて未措置となつておるものは六十二項目残つておるのです。五十九年の十二月二十九日閣議決定は、「未措置のものについては、改善のための必要な条件整備を早急に図ることにより、その整理合理化を実施すること」となつておりますけれども、改善のための必要な条件整備の進行状況はどうなつておりますか。

○竹村政府委員 改善のための必要な条件整備であります。これは例えば行政事務の民間移譲につきましてその受け皿としての体制を整備する、こういうことにつきましても個別にそれぞれ所管省庁で努力が行われております。それからもう一つ、これは残りの大半になるわけであります。保安四法の事項がございまして、これにつきましても関係の四省庁におきまして協議会をつくつておりました。そこで鋭意検討を進めております。

○鈴木委員 結局余り進んでいないということが結論になるわけですが、私の持ち時間の中で私の同僚議員である日笠さんが関連ということをお願いしたいということでございますので、譲りますのでよろしく……。

○中島委員長 関連して、日笠勝之君。

○日笠委員 規制緩和と一括法案の中の消防法と航空法につきまして、若干お尋ねをしたいと思ひます。

今回、消防機械器具の規制をいわゆる自己認証制度導入ということで、動力消防ポンプとそれから消防用吸管につきましての緩和をする、こういうことでございます。これは消防職員の皆さんに

聞きましたも、非常に器具の性能が向上して
おる、これは皆さん認めておるところでございま
す。

問題は、第一線の消防力といいますが消火能力
が問題でございませう。人間がやるわけではな
い。そういうことにつきまして若干お尋ねをし
たいと思つてございませう。

特に中小の消防組合、その消防職員、消防吏員
と申しますか、こういう人たちの年齢構成が年々
高くなつておるのを知承知のとおりだと思いま
す。過疎地域であるわけではございますが、人は
ええ、そのまゝ年々当然年齢が上がつてくる。
そういうことで、今後五年、十年、二十年と
いうと二十世紀になつてしまひますけれども、
そういう規模で考えた場合、第一線の消防職員の
方々の消防能力といひますか消防力といひます
か、消防というものは生命と財産を守るものでござ
いますから、こういうものが非常に心配をされる
わけではございませう、その辺の対策を消防庁はど
うにお考えか、お聞かせ願ひたいと思いま
す。

○井上(孝)政府委員 ただいま御指摘のように、
地方の中小消防組合は年々年齢構成が高くなつて
きております。特に昭和四十五年から四十九年ぐ
らひにかけまして差足いたしました組合消防が非
常にたくさんございませうけれども、これらの組合
消防に所属いたしております職員の年齢構成が今
後どうなつてまいるかというところは、私どもとい
はしまして非常に関心を持っておりますところでござ
います。さらにまた、六十歳定年制の定着により
ましてこの消防職員の年齢構成が漸次高まつてま
いります。消防庁といたしましては、今後これに
適切に対処していくことが消防の能力を維持
するために大変重要なことであると受けとめて
おります。

そこで、これに対する対応策でございませうけれ
ども、消防職員の年齢構成が高くなりますこと
は、一方では知識あるいは経験を有する職員が増
加いたしました、御承知のように消防防災行政が

極めて高度化あるいは複雑化した傾向にあ
りますとき、これに対応する能力が高まるという
意味では利点もございませう。しかし、人件費の割
合が上昇する等の財政的な面でのまた問題点もご
ざいませう。さらにまた、消防職員の体力低下に伴
ひまして消防能力の低下につながる懸念もござい
ます。したがらしまして、特に中小の消防組合にお
きましては、その職員の年齢構成が過ぎる限りな
だらかになりますように、市町村長部局あるいは
他の消防本部との人事交流を促進していく必要が
あると考へております。なおまた、中高年齢者も
消防活動を十分行ないますように、警防諸職員のあ
り方の見直しとかあるいは職員の年齢、体力等に
応じた職場配置などにも努めてまいる必要があ
ると思つております。

これらの課題につきまして、現在、全国の消
防長の組織であります全国消防長会におきまして
重要な問題として検討が行われておりますが、消
防庁におきまして、これらの検討に協力しながら
適切な指導に努めてまいりたいと思へておりま
す。

○日笠委員 そこで、ひとつ御提案申し上げたい
わけではございませう。

円滑な人事交流ということも兼ねまして、現在
消防大学校というのがございませう。この消防大学
校における一般行政に関するカリキュラムが若干
ございませうけれども、これをもう少し充実をする
とか、または単独消防本部の方では自治大学校へ
行けるような制度もあるようではございませうが、組
合の方の消防職員、吏員の方々も自治大学校へ入
校を認めるとか、そういうことがもしできれば、
いわゆる市町村長部局への人事異動もスムーズに
できるのではないかと、このようにも考へますが、
この点はどうでございませうか。

○井上(孝)政府委員 御指摘のように、消防職員
を市町村長部局へ配置転換いたしますためには、
事前に十分な文書、会計、財政その他、地方行政
の各部門に關しましての知識や実務につきまして
教育を行うことが必要であると考へております。

しかしながら、ただいま御指摘がございました自
治大学校あるいは消防大学校はそれぞれ幹部職員
の教育を目的とする教育の場ではございまして、こ
れらの大学校に派遣いたしますことは、教育の水
準あるいは派遣に要する経費負担等の面から見ま
して必ずしも適当であるとは言えないと存じてお
ります。したがらしまして、市町村段階あるいは広
域市町村圏単位あるいは各府県での研修に参加さ
せていくということが適切であると考へておりま
す。

○日笠委員 その点、ひとつまたいろいろと御配
慮をいただかなければ、せっかくの先ほどおし
やつたような施策がスムーズにいかない点もある
かと思ひますので、この点御一考をお願いしたい
と思ひます。

と同時に、もう一つ、今中小の消防組合の皆さ
んが大変心配をしておりますのは、人件費の高
騰、それから経常経費がそれなりにかかるという
ことで、予算の大半がこの二つにとられてしま
う。地方の過疎地域といへども最近工場誘致と
いうことでいろいろな工場が来るわけではございま
す。過疎対策といふことで来るわけではございま
す。そうなつてくると、御存じのように、いろい
ろな化学薬品だとかいろいろなもの扱うような工
場も来るわけではございませう。そうすると、いわゆ
る化学消防車といひますかこういうものも必要に
なつてくる。また、地方といへどもその地方の中
心の中心の一部の地域においては三階建て以上の高
層のビルも漸次できておる。こういうことで、中
小の消防組合の弱体な本部につきましては、いわ
ゆる消防力を向上させるという意味におきまして
も、いわゆる補助金の問題でございませうけれど
も、やはり何回も申し上げますように、生命と財
産を守る部署でございませうので、今後そういう化
学消防車であるとか高層ビル用の消防車であると
か、こういうものも漸次配置をしていかなければ
いけないと思ひますのでございませうが、その点につ
いてのお考えはどうでございませうか。

○井上(孝)政府委員 消防庁におきまして、消防
施設整備費補助金を配分いたします際には、国の
方から示しております消防力の基準あるいは消防
水利の基準を指針といたしまして、地域の実情に
即した計画的な整備が行われるようにとの観点か
ら補助金を交付しておりますところでございませう。
ただいま御指摘のように、地方の都市におきま
しても、企業の進出とか市街地形成が進んだと
か、いろいろ地域の実態が異なつてきてございま
すけれども、このような変化は先ほど申し上げまし
た消防力の基準に反映をいたします。したがら
して、消防力の基準に従つた補助金の配分をして
おれば、先生御指摘の実情に即した配分が行われ
るわけではございませう。

私どもといたしましては、このような補助金配
分方針を今後とも維持してまいりますとともに、
特に中小の消防組合の施設整備には補助金配分に
当たりまして十分考慮してまいりたいと思へてお
ります。

○日笠委員 ちょっと話がかわりますが、今回自
己認証制度を取り入れます動力消防ポンプ、消防
用の吸管、これは今まで国の検定というところで
ございました。ここで問題になりますのは、消防施
設強化促進法というのがございまして、この対象
の機械器具は国の検定を受けている、こういうふ
うになつております。そうしますと、今度のよう
に自己認証制度になりますと、いわゆる補助金カ
ットの一つの対象になるのではないかと、いふふ
うに心配する向きもあるわけではございませう。いわ
ゆる国の検定じゃなくなつた、自己認証制度だ、で
すから動力消防ポンプであるとか吸管については
補助金の対象にならない、こういうふうな考へも
あるかのようにお聞きしておりますけれども、そ
の辺のカバー、アフターフォローといひましょ
うか、これはどのようにお考えでございませうか。

○井上(孝)政府委員 今回御審議をお願いいたし
ております一括法が成立いたしますと、消防施設
につきましても自己認証制度が導入されます。従
来、補助金の交付に当たりましては検定を受けた
ものという条件をつけておりましたが、今回の法

改正によりまして自己認証制度が導入されることになりまして、自己認証を経たものにつきまして従来の検定を経たものと同じ扱いをさせていただきます。ご予定でございます。

○日笠委員 消防庁さんありがとうございます。続いて航空法の方に参りたいと思います。

御存じのとおり、航空事故というものはちょっとしたミスでも大惨事につながるわけでございます。二重にも三重にも安全装置が施されて当然なわけでございます。しかし、やはり最後は人間がやるわけでございます。そういうことで、今回二人乗りのジェット機も可能であるというふうにアクションプログラムの一環として緩和をされるわけでございます。

そこで、お聞きをしたいと思いますけれども、外国の型式証明であるとか耐空証明であるとか、こういうものを導入していくということでございますが、一説によりましてアメリカの連邦航空局、FAAでございますか、このFAAの発給のものをもうほとんど自動的に追認をしておるというのが現状である、このように聞いておるわけでございます。御存じの日航の墜落事故におきまして、ジャンボ機の欠陥修理には検査官が二人運輸省から立ち会ったわけでございますけれども、事故が未然に防げなかったということもあるわけでございます。外国データをそのまま導入をするということでございますが、運輸省の航空局におきましては、技術的レベル、その權威といましようか、こういうものをどのように維持をしてこの外国データを正当と認めるか。その辺の安全性の担保、こういうようなものについてどのようにお考えか、お聞きをしたいと思います。

○山田説明員 ただいま先生お話がございましたように、このたびの航空法の改正によりまして、今まで航空機関士を乗せなければならぬ場合といたしまして、発動機が四基以上で三十五トン以上の航空機に乗せるということにしておりますが、その後の航空技術の発展等によりまして、航空機の構造上、操縦士だけでは完全に機体の操縦

ができないという航空機のみ機関士を乗せるというようにいたしましたわけでございます。

そこで、その安全の問題でございますけれども、航空機関士を乗せる必要があるかどうかという点につきましては、製造国政府の航空機の機種ごとの技術審査を受けまして、その安全性が証明されておるところでございます。アメリカ製の航空機につきましてはアメリカのFAAがその安全性を証明いたしますし、またイギリス製の航空機でございますとイギリスの政府が安全性を証明するところでございます。私も航空局といたしましては、それらの製造国の政府の安全性証明の内容を踏まえまして、我が国として航空法に基づく耐空証明を行っておる次第でございます。

○日笠委員 二人乗りのジェット機でございますが、これは既に御承知と思いますが、B77、B737というような、これは双発でございますけれども、事故は過去外国におきまして起きておるわけでございます。今度日本でも二人乗りということでございますが、オーストラリアのカンタス航空というのがございます。奇跡のエアラインと言われているのでございます。これはどんな近距離ルートでも、ジャンボの場合は機長が一名、副操縦士が一名、航空機関士とセカンドオフィサーまでいわゆる四名なんです。全然事故がない。奇跡のエアラインと言われております。

そういうことから見ますと、やはりこういう大きな事故があった後でございます。今後の動き、世界の潮流二人乗りという流れがあると聞いておりますけれども、何といましても飛行機の場合は安全性が第一でございます。安全性の確認、そしてまた国民感情というものも考慮しながら、今後慎重に導入については検討を加えていかなければいけない。この十三年間で七百二十五名という、世界の航空史上一社だけでこんなに死者が出たような航空会社はないわけでございます。そういう意味におきまして、今後導入についてはまず慎重な検討をお願いをしておきたいと思っております。

それから、ちょっとまた話がかわるかもしれませんが、最近の新聞報道によりまして、この三年間に五件の航路逸脱があったということになっております。オーストラリアの方でも先月八日コース逸脱があった、こういうふう聞いておりますが、これは新聞報道がされて、過去にさかのぼって初めて国民はわかるわけでございます。この点について運輸省への報告義務はないとは聞いておりますけれども、何らか行政指導等々で、そういう航路逸脱の場合でも報告してもらおう、それを国民に今度は何らかの方法で、これまた情報公開といましようか、こういうふうにして皆さんに

していただく、これも航空会社がそれぞれ勤めて安全を第一にやっていると一つ一つの大きな歯ごたえになるのじゃないかと思うのです。内部処理だけで事を済ますということが、いわゆる国民の目の前にさらされないとこういうことがないかという点にもなりかねませんが、法的にはそういう報告義務のないような事件、事故とは言いませんけれども、そういうものについて、今後、例えば航路逸脱であるとかこういうものについても、運輸省としては行政指導等々で掌握をし、それを国民に何らかの形で公開していく、こういうことのお考えはないのでしょうか。

○山田説明員 航空局といたしましては、航空機の運航にとって安全が第一であるという点については全く先生の御意見と同じでございます。航空機の事故につながるおそれのある航路逸脱問題について、私どもとして非常に重視しております。

先ほど御指摘のございましたオーストラリアの空港における航路逸脱につきましては、ただいま豪州の航空当局から、こういう事実があったようだが、これについて調査して回答してくれという申し入れが、私どもの事故調査委員会を通じて航空局の方に行われております。現在のところ、私どもといたしましては、日本航空を通じてその事実関係を調査し、必要に応じて公表させていただきます。かように考えております。

○日笠委員 ですから、豪州から言われて初めてわかるようなことではないかと思うのです。ですから、先ほど言いましたように、報告義務はないのかもしれないけれども、何らかの処置を講じてそういうものを全部報告を受ける、それを国民の皆さんに何らかの形で公開していく、こういうことは考えておられますかどうかということを、もう一度お聞きいたします。

○山田説明員 今後の航空機の事故の再発防止のため、必要な限りにおいて必要な資料というものは公開することを考えております。

○日笠委員 いわゆる情報収集することでは、日航の方からきちっと報告を受けるといふことでしようか。

○山田説明員 必要なことについて日本航空から航空局への報告をさせるよう指導していきたいと考えております。

○山田説明員 それは航路逸脱も入りますか。

○山田説明員 航路逸脱についても同様に考えていきたいと思っております。

○日笠委員 最後に、日本地区における航空保険料が大幅に上がるのではないか、このように言われておるわけでございますが、航空保険料が大幅に上がった、それが即運賃に影響を与える、こういうことも考えられないわけではございませんけれども、その点、たとえ航空保険料が上がっても運賃の値上げというところについてはどうしていかうかというふうに今のところお考えでしょうか。

○山田説明員 最近、世界各地におきまして、この航空機事故の頻発に堪がみまして、保険業界といたしましては航空保険料の引き上げを検討しているというふうに私も承知しております。

ただ、現在の航空会社の営業費用中に占める保険料の割合というのは極めて小さくございまして、日本の三社の場合をとりましても〇・数%というふうな現状にございます。したがって、この保険料のかんりの引き上げがございまして、も、それによって営業費用の引き上げが運賃改定を必要とするほどにならうかどうかということに

ついては、必ずしもそれは考えておりません。したがって、現在のところ保険料の引き上げを理由として運賃の引き上げということは考えていない次第でございます。

○日笠委員 終わります。

○中島委員長 和田一仁君。

○和田(一)委員 お尋ねをいたします。

今回の規制緩和につきましまして、政府は、九月二十四日の閣議決定の際に、「規制緩和の推進方策」といたしまして「速やかに総数等の統一的把握を行う」、一体許可事項というのはどういうのか、実態を把握してそしてそのすべてを把握したい、こういうことで始まったのだと思えます。私は、許可総数約一万件、こう言われている中で、まずこの一万件という件数のカウントも、これは件数が多いですからなかなか大変だとは思いますが、このカウントの仕方についても、果たしてその程度のものなのか、あるいはカウントの仕方によって多くなるかに多いものではないかな、そんな気も一つはしております。

例えば口紅一つとりましても、いろいろな規制がある中で、何か色ごとに認可が必要であるというようなことを考えますと、これは大変な件数なんじゃないかな、こう思うのですが、これだけ膨大な許可事項の総数を把握して、実態をきちっとつかんで、そして今回のこの規制緩和法が出てきた、こういうふうな理解してよろしいのか。実際に出てきたのは二百五十八という数字が挙げられて、そしてその中からきょう審議の対象になっている法案としてさらにまた絞られて出てきた、こういうことなので、その辺長官としては、この総数と現実と議題に上がっているあるいは閣議で決められたこの二百五十八という数字との開きについて、どんな御見解をお持ちなのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○竹村政府委員 従来一万件と言われておりますけれども、これは各省が国会に提出した件数を集計したものでございます。ことしの二月に国会に提出したものを全部集計いたしますと、一万二百

九件ということになっております。今度の行革審答申を受けて、二百五十八項目規制緩和の措置の答申を受けたわけでありまして、これにつきましましては、時期の関係もあつたと思うのですが、分野を特定いたしまして、例えば金融の分野あるいは運輸の分野あるいはエネルギーとか都市整備、主要な分野を選びまして、その中から選んだものでございまして。したがって、数として一万と二百五十八という比較は、その中から選んだものではなくて、重点を集めて選んだということになっておるわけでありまして。

○和田(一)委員 よくわからないですね。分野ごとに重点を集めてやったということですか。閣議決定では「許可等の実態把握については、総務庁において、その具体的手法について所要の見直しを行い」、「各省庁の協力を得て、速やかに総数等の統一的把握を行う」とあつて、今おっしゃった一万二百九件、これを総務庁で把握したわけでしょうか。そしてその中から分野ごとに分けて、今のお話ですと金融とかエネルギーとか、そういう分野に分けて重要なものだけ、こういうことですか。あとは重要でないわけですか。

○竹村政府委員 今度の行革審答申は、個別指摘事項のほかに、ただいまお話がありましたように総数の把握もあわせて必要だ、こういった答申になっております。先ほど私が申しました一万余りの件数でございますが、これは必ずしも計算の方法が正確でないというように、改めてこういう御答申をいただいたわけでありまして。したがって、その答申を受けまして、さきの九月二十四日の行政改革に関する閣議決定の規制緩和の中で、「規制緩和の推進方策」として総数の統一的な把握をするということを決めておるわけでありまして。

これにつきましては、例えば総数を把握するにつましまして、どういう方法で、どういう数え方をしたらいいか、そういったようなことも検討しながら、あるいはその許可の範囲をどの分野でとらえるかということもあわせながら、現在作業を

進めておるところでございます。

○和田(一)委員 非常にたくさんさんの許可可あるいは規制があるために阻害されている民間活力、あるいはその他の民間の負担、こういったものを緩和しようという目的でやりになるのだったら、やはり今ある総数を洗って漏れなくやらないと、かえって政策的なものになっていったのではないかなという感じもするわけですね。

それで、例えばそういう中で、これから具体的にもしも聞きたいと思いますけれども、今の答申の中にも、どこまでがそういう対象になるかという線引きも難しいのでしようけれども、例えば行政指導というものが非常に大きな規制ではないか、私はこのように思うのです。そういうものも含めてやはり見直しをしていくということにしないとなかなか難しいな、こう思っております。そういうことを前提にして、順次お尋ねしていきたいと思えます。

例えば、今度の中にはないのですが、民間の金融機関、こういうところが新しい商品を開発して出す、それを宣伝するときに広告を出したり、あるいは内容をわかるように印刷して出したり、そういうときに何か大蔵省は、そういった広告や発表の仕方等についても事前に連絡をしてほしいというふうな雰囲気があるやに聞いているのですが、そういった実態はありますか。

これはもう形の上に出てくる規制なんていうものじゃありません。全く無形のものですが、そういうふうなもの、これはいろいろな一万件以上あるようなものの中に、こういうものがあるというふうにも聞いています。これはもう行政指導でも何でもありません。そういうものがあるのかどうか。それをもししないと大変御機嫌が悪くなつて、後がやりにくいというふうな圧力がもしかかって、私はそんなふうにも思うのですが、こういったものはチェックの対象にしているかどうかも含めてちよつとお聞きしたいと思えます。

○亀井政府委員 ただいまお尋ねの、銀行等が新

しい商品をつくりましてそれを外へPRをいたしますときの実質的な規制が何かあるのではないかと、こういう問題でございます。

私も、業界が商品をいろいろ考えましてそれをPRをする、こういう宣伝広告について私どもへ何か事前に届けを出すとか、そういった広告面の規制をいたしてはおりません。ですから、そういうもので今御指摘の事前に何か届けるとかあるいは届けなければいけないとかあるいは届けなかったからけしからぬとか、そういったことはございせん。

広告につきましては一つ想像できますのは、大蔵省との関係では何もないわけでございますが、それそれ業態の中に多くの金融機関があるものでございまして、例えば金銀協で金融機関の広告をこういうふうにお互いに自主規制をしようというふうなそういう自主規制的なものがありまして、これに従って広告をしていくという問題があるわけでございます。

今先生お尋ねのもう一つ、商品をつくり出すという場合があります。これはもとと金融機関がいろいろ自主的に発想されまして商品をつくり出す、こういうことでございまして、私どもはできるだけ金融自由化の過程の中で金融機関の自主的な創意工夫を尊重してまいっておるわけでございます。

ただ、何分いろいろな業態の金融機関に係るような商品開発といったようなこともございまして、そういうような場合にも法律上どうだろうかという具体的な御相談が金融機関からあることがございます。もちろんそういう場合は法律上どうだとかそういうような意味での御相談に應じるということもございまして。ただ、それを広告する際に当たりまして何か言つてなければいけないとかいうことじゃなくて、広告は業界の自主的な申し合せの中でやっておる、こういうのが実情でございます。

○和田(一)委員 恐らくそういうことはないという御答弁だと思つておりましたが、いろいろ巷間

伝わるころによると、そういうような規制に近いいろいろな干渉があるというふうにも聞いております。私は、そういうものも含めて民間の自由な、金融全体についても自由化が進行しているというときですから、そういう意味では規制緩和の方向とは逆行しているという感じがしておるわけでございます。

もう少し別のことで具体的にお聞きいたしますけれども、この法案の提案理由の説明の中に、経済的な目的による規制と社会的目的による規制、こういうふうに分けて、経済的目的による規制については必要最小限にそれをとどめ、また社会的目的による規制には公共性を配慮しながらできるだけ合理的なものにしていく、こういうことなので、これが政府のスタンスだな、こう思うのですが、何か具体的に見ておきますと、もう一つまだはつきりしないなと思うところがあるのですが、お尋ねしてまいります。

まず、この法案の中に、これはアクションプログラムとも関係があるようですが、消費生活用製品安全法に基づく特定製品、これに対してかかっておりました規制ですが、これを今度自己認証制にしていく、こういう具体的な中身がございす。このいわゆる消安法ですか、この中で特定製品と言われるものは何でしょうか。

○松尾政府委員 たいだいまお尋ねの消費生活用製品安全法におきます特定製品は、以下に申し上げます八品目でございます。

家庭用の圧力なべ及び圧力が、乗車用ヘルメット、野球用ヘルメット、炭酸飲料瓶詰、炭酸飲料を充てんするためのガラス瓶、乳幼児用ベッド、ローラースケート、登山用ロープ、以上でございます。

○和田(一)委員 この中で、これは特定製品の今八つ挙げられたこれを全部自己認証制にしているというのでしょうか。

○松尾政府委員 現行特定製品につきまして、今般第一種と第二種という二つの定義に分類をすることにしたしまして、従来同様政府認証による品

物を第一種、それから自己認証を導入するものを第二種ということにいたしておりますけれども、ただいま申し上げました八品目の特定製品のうちのどの品目を自己認証制にいたしてまいりますか、つまり第二種特定製品とするかにつきましては、今後法の規定に基づきまして製品安全及び家庭用品品質表示審議会に諮った上で決めていくことになるわけでございます。

つまり、この法律の上では、第一種特定製品の方は安全性の確保を企業の自己責任にゆだねることができないと判断される製品でございますのに対して、第二種特定製品と申しますのはこれを企業の自己責任にゆだね得ると判断される製品と申し上げてよいかと存じますけれども、これを具体的にどのようにならば第二種特定製品を選定するかということにつきましては、次のような事情を総合的に勘案して区分けがなされなければならぬと考えております。

その第一は、その当該製品につきまして安全性の確保を図るために必要な製造技術の水準、またその普及度、普及の度合いでございます。第二には、当該製品につきまして安全性を確保するために必要な検査技術がどういうレベルになっておるか、またそれがどの程度普及しておるかという点。第三には、当該製品に係ります事故率がどのようになっているか、またその現状はどうなっているか。

以上のような点を総合的に勘案いたしまして、第一種、第二種の区分をいたしてまいることになります。たいと考えておるわけでございます。

○和田(一)委員 今の御答弁の中では、そうするとこの八つの品目全部について一種、二種に分けておして自己認証を導入していく、場合によっては八つ全部自己認証制度導入ということにもなり得るわけですね。具体的には、これ全部を対象にしながら、今出してきた中ではどれをまず導入しようとしているのかを聞いていたのですがね。

○松尾政府委員 自己認証制度を導入いたします第二種特定製品の選定につきましては、先ほど申

し上げましたような基準にのっとりまして、今後関係審議会におきまして具体的に指定されることになるわけでございます。現段階でどの品目、また何品目ということはまだ申し上げられる段階にございません。

○和田(一)委員 そうすると、これは導入という名前だけで現実には何も——今度のこの自己認証制度を導入しようというのは、アクションプログラムから入ってきたのでしょうか。今の答弁を聞いてみると、対象の品目はわかりましたが、現実にはこれから審議会の議を経て、どれをやるか今は言えない、これはアクションでも何でもありません。プログラムとして何か羅列しているだけで、これでは自己認証制度の導入になるのですか。長官これはどうです、答弁をお聞きになって。

○松尾政府委員 たいだいまお答え申し上げましたのは、現段階でどの品目を具体的に第二種特定製品にするかにつきましてはあらかじめ申し上げるわけにまいらないというのを申し上げたわけでございます。先ほど申し上げましたように、手順を踏みまして関係審議会に図り、政令で指定していくわけでございます。現在のところ必ずこれが指定になるだろうというのを申し上げるわけにはまいらないというのを答えましたわけでございます。すけれども、現実には私どももいたしましては、この法律が成立いたしました時には早急に審議会に諮問をいたしまして第二種特定製品を具体的に定めることといたしたいと思っております。

し、この法律改正につきましてお諮りいたしました産業構造審議会の消費経済部会の答申におきましても、「逐次第二種特定製品の比重を高めていくことを期待する」という御意見もいただいているわけでございます。

したがって、八品目の中で具体的に今申し上げるわけにはまいりませんけれども、法律の成立を待ちまして早急に手順を進めてまいりたいと考えておりますが、実は七月に決まりました市場開放のアクションプログラムの中におきまして、炭酸飲料瓶詰につきましては自己認証制度の導入

を検討する旨明記されているところでございまして、これにつきましては、私どももいたしまして、現段階におきまして第二種特定製品の候補として極めて有力なものであるというふうに考えておりますが、私どもとしてはこの一品目にとどまらず、審議会にお諮りして先ほど申し上げましたような観点からできるだけ第二種特定製品についてさらに品目を選定していただくようにしたいと考えております。

○和田(一)委員 どうも私は、政府のスタンスがよくわからないというのはそこにあるのですけれども、例えば今八つ挙げられた特定製品の中で乗車用ヘルメット、野球用ヘルメット、炭酸飲料瓶詰、炭酸飲料を充てんするためのガラス瓶、この四つの製品については、もう現実には製品安全協会の検査にゆだねられているでしょう。そして、そこで代行したその検査に政府の安全マークというんですか、Sマーク、セーフティマークを張っている、これはこういうことなんでしょう。

○松尾政府委員 仰せのとおり、現行特定八品目の中で、おっしゃいました四品目につきましては、消費生活用製品安全法に基づきまして設立された製品安全協会が国の業務の代行をいたしているわけでございますけれども、これはあくまで国の業務の代行ということでございまして、法の仕組みすべて、他の四品目と同様、国の責任においてチェックを行う体制で臨んでいるわけでございます。

○和田(一)委員 それではもう少し聞きますけれども、この消安法で言っている政府のSマーク、これと今度業界が独自に安全基準をつくって出しているSGマーク、これの違いはどういうところがあるのでしょうか、基準に関して進うところ。

○松尾政府委員 現行の特定製品につきましてはSマークというのを付しておりますけれども、Sマークは、この製品安全法に基づきまして国が特定製品として指定いたしました製品について安全基準を国が定める、また国自身が検定または製造業者の登録、型式承認を行いまして、そのパスし

た品物にSマークを貼付しているわけでござい
ます。そして、このマークの貼付がない製品につ
きましては販売あるいは販売を目的とした陳列は禁
止されているわけでございます。

他方、お話しございましたSGマークの方は、
この法律に基づいて特別に認可された法人でござ
います。製品安全協会が自主的に選定した製品につ
きまして、安全性に関する認定基準を自主的に定
めまして、その協会がその基準に適合していると
認められたものにつきましてマークを貼付してい
るわけでございます。

そういう意味で、一方では、Sマークの方は国
が基準の策定から始まりましてその基準の適合性
のチェック、さらにそれを担保するための諸規定
をすべて国の責任において行っておりますのに対
して、SGマークの方は民間の自主的な措置とし
て行われているものでございます。

○和田(一)委員 私はそういうことを聞いてい
るのではないのです。基準がどう違うかと聞いてい
るのです。それでは、例えばこの家庭用の圧力な
べ及び圧力が、これの政府の基準とSGの基準
はどちらが厳しいのですか。

○松尾政府委員 Sマークの基準とSGマークの
基準との関係でございまして、圧力なべの
場合もそうでございまして、他の品目も同様で
ございまして、SGマークにおける基準は国
の安全基準、Sマークの基準をそのまま適用して
運用いたしております。

○和田(一)委員 基準は全く同じなんです。検
査方法も同じなら検査する場所も同じ、それくら
い同じことを業界としては現実に行っているわけ
です。政府は一つのことをやっているつもりだ
けれども、業界としては同じことをやっている。
そのやっている検査の主体が安全協会というところ
で大体やるわけですが、それが実際にS
とSGとの違いというのはないにもかかわらず、
Sの方は、これがなければ販売はもうらん、並べ
てもいけないという厳しい規制になっている。で
すからこれは取らないわけにいかない。SGの方

はメーカーが自主的にやった基準ですが、これ以
外の物もとにかくクリアすればメーカーとしても
責任を持って消費者に提供できる、こういうこと
でやっているわけですか。

四つの品目については安全協会がやって、あと
は直接国の検査が必要だ、今のところそういうこ
とでやっているわけですが、それでは国が
直接やっているSの方の製品はSGより安全かど
うか、こういうことになると、必ずしもそうでは
ない。先般もSマークがついていた赤ん坊のベッ
ドで生後六カ月の赤ちゃんが事故死をした、こう
いうことがありました。業界は、こういうSマー
クが張ってあればこれをクリアさえすれば安全な
んだ、こういうことに逆になりはしないか。これ
は大変大事です。これは消費者にとつてとにか
く生命または身体に対する危害発生を防止する
という目的で決められている安全法ですから、その
基準というものは厳しいはずなんです。そういう
中でSとSGマークと全く同じ基準でやって、そ
れでSGの方は自主的である、Sの方は国の基準
であるということ、ではSならば安全でSG
ではどうかということ、それは全く関係ない。
そして現にSのマークで事故も起きている。それ
ではその事故に対して政府は責任をとるかといえ
ば、そうではない。業界においては、SGマーク
の方は、これを打ったからには、もしこれで事故
が起きたときには被害者への救済制度というものを
自主的につくっているわけですから、そして自分ら
で、安全です、どうぞお使いください、こういう
た製品に対しては責任を持って補償制度までやっ
て、さらに安全なものへの開発努力をSマークの
ところがSマークは、うるさく言っているわけだ
と張ったところで現に事故が起きているわけだ。
そつちの方は補償は何もない。Sマークには補償
はないのだ。業者にしてみればそれは二重手間な
んです。SGの方で自分たちが責任を持っている
のに、さらにSを張らなければいけない。あるい
はSだけ張っておけばいいということ、Sが
クリアさえすれば、これは安全については国が責

任を持った基準の中でクリアしたのだから、消費
者に対しても私どもはやるべきことはやっており
ます。こういう格好についてはいけません。私は、
そういう消費者にとって生命や危害に關係のある
ような製品をつくることは逆にSマークに頼っ
てはいけないうるさく言っているわけだ。私はそ
ういふ点は全然考慮されてないんじゃないかなと
いう感じがしてならないのです。とにかく厳しい
規制があるのだからそれをクリアすればいいとい
うだけのことで、Sマークというものが業界自体
の安全に対しての向上の努力を阻害していきはし
ないかという心配すらあるわけなんです。そう
いふ点はどうでしょう。

○松尾政府委員 繰り返すことになる部分もあつて失
礼かと思ひますが、Sマークの方は、特に
身体、生命に危害を及ぼすおそれの大きいものに
つきまして、国がみずから責任を持って安全基準
を定め、その基準に合致しているかどうかを国の
責任においてチェックをし、最後的にもそれが担
保されるような法的規制を伴う制度として運用さ
れているわけでございまして、SGマークの方
は、民間の自主的な基準として、基準も民間がつ
くり、この制度に乗るか乗らないかも民間の自主
的な判断で行われるものであり、損害賠償措置に
つきましては手当てがなされておりますけれども、
その他の法的な強制力は伴っていない制度で
ございまして。

たまたま先生の仰せになられました品目の例示
の中で、特定製品は確かにSGマークを併用して
いることをおっしゃいましたけれども、私どもの
特定製品につきましましては、製造事業者の登録、型
式承認を適用いたしまして、製品が安全基準に合
致しているかどうかをチェックする手続をとるに
際しまして、損害賠償措置もあわせ講ずべき旨を
登録、型式承認の要件としたことがござ
いますので、運用上、Sマークの対象品目につ
いてSGマークをあわせ貼付いたしているのが実情
でございまして。

なお、私どもといたしましては、製品安全審議
会におきまして、安全技術の向上あるいは検査技
術の向上、事故率の推移等いろいろ勘案して、実
態に応じて特定製品をSGマークの製品に切りか
える、あるいはそのような対象から外していくと
いうような基準も設けて、技術の実情に即して適
切な運用を図るようにはいたしてまいっている
ところでございまして、今後ともそのような配慮の
もとにこの制度を運用してまいりたいと考えてお
ります。

○和田(一)委員 どうも二重手間ことをやって
いるような感じがしてならないのです。SGマー
クを張るべく自社の製品の検査をやるのを見てみ
ますと、例えば二輪車のヘルメットの検査なん
か見ますと、決められている基準より厳しい検査
をやっているんです。乗車用ヘルメットの中
で、耐貫通性試験の鋼製ストライカーを落とす高
さなどというのは規制では一メートル、百センチ
ということになっていますけれども、実際に行つ
てみると、もっと高いところから落とすとしてパ
スしなければSGは張らないという努力をしてお
るわけで、私はそういうことを見ても、今答弁の
中にあった炭酸飲料瓶詰を自己認証にしてい
くという、その程度のことなのかという感じが
いたします。これは具体的に言つて、一体アクシ
ョンプログラムに関連があるのかという感じがし
ます。例えばコカコーラとかペプシコーラ、こ
ういふものはこれに該当するのじゃないかなと思
います。そういう意味で、どうも規制緩和全
体についてのあり方が、何か最初申し上げたよう
に偏っているというかスタンスがきちっとしてい
ない、こういう感じがしてならないのでありま
す。

それではもう一回聞きます。ほかの品目はどう
しますか。このほかの特定製品の安全性につ
いて、これからこれを自己規制にするというふう
に、自己認証の方に移していくという見通しにつ
いてお聞きしたいのです。

○松尾政府委員 先ほど申し上げましたように、

会におきまして、安全技術の向上あるいは検査技
術の向上、事故率の推移等いろいろ勘案して、実
態に応じて特定製品をSGマークの製品に切りか
える、あるいはそのような対象から外していくと
いうような基準も設けて、技術の実情に即して適
切な運用を図るようにはいたしてまいっている
ところでございまして、今後ともそのような配慮の
もとにこの制度を運用してまいりたいと考えてお
ります。

○松尾政府委員 先ほど申し上げましたように、

今後の手順といたしましては、審議会にお諮りいたしまして具体的に品目を選定してまいることになるわけでございませうけれども、この点につきましては、判断の基準につきまして先ほど三點申し上げたと思ひます。

安全確保に必要な製造技術の水準及びその普及度、それから安全性を確認するために必要な検査技術の水準及び普及度、それから製品の事故率の推移及びその現状、このような観点から審議会におきまして御審議をいただくことになるわけでございまして、あらかじめどの品目というものは申し上げかねるわけではございませうが、先ほど申し上げましたように、この産業構造審議会の答申の中にも、この法律の運用に当たりましては、自己認証制度導入の趣旨にもかんがみまして「逐次第二種特定製品の比重を高めていくことを期待する。」という文言を明記されているわけでございまして、そのような趣旨を十分踏まえまして、法制定の際には、趣旨を十分取りました運用を図れるよう努めてまいりたいと考えております。

○和田(一)委員 このアクションプログラム、これは企画庁の印刷物でございけれども、「市場アクセス改善のためのアクション・プログラム」の中で、自己認証制度の拡充ということがうたわれております。ここで「国際基準への整合化」という項目がございまして、国際的に通用する基準と我が国独自の基準との整合化を図っていくことがこの際必要だ、こういう趣旨だと思ふのです。そういう意味合いからかと思ふのですが、今度欧州とアメリカの方に我が国独自の検査と国内基準の国際化に向かつて調査団を派遣されたというのです、これは帰ってきたのですか。そして、どんな結果になったのですか。

○松尾政府委員 今お話のございました点は、ことしの九月から十月にかけて、欧米各国の消費生活用製品に対しまして規制の現状に關しまして調査を行うために、欧米四カ国に調査団を派遣いたしました。先ほど申し上げました産構造の答申

の作成に当たりましてこれを参考とさせていただきます。

この海外調査におきましては、各国の製品安全に係る法制度、具体的な安全確保、被害者救済の状況についての調査を主に行つてまいつておりまして、欧米諸国におきまして仰せのような安全基準そのものにつきましては、今回特に詳細な調査を行つたわけではございませうけれども、この点につきましては従来からその実態把握に努めていたところでございませう。

なお、乗車用のヘルメットにつきまして特に申し上げておきますと、五十八年に安全基準の改定が行われまして、国際標準化機構規格の基準原案というものが作成されたところでございませうが、これ以外の品目につきましては、現在のところ、各国の合意を見ました国際規格は存在していません。しかし、私もといたしましては、今後とも、我が国の実情も十分踏まえながら特定製品の安全基準の国際規格との整合性の確保には配慮してまいりたいと考えております。

○和田(一)委員 この中に、ガス事業法に基づくガス用品の規制、消防法に基づく消防用機械器具等の規制、これの自己認証への移行を図るといふ項目がございませう。今まで申し上げていたような特定品目以外のこういったものについて自己認証制度を導入するといふ、このガスや消防器具はどういうふうにして自己認証制度に持つていくというのか、これをひとつお聞かせいただきたいんです。特に消防法の中でどういふものを自己認証へ持つていくかといふこと、ガス事業法に基づくガス用品の中身についてもどういふものを自己認証に持つていくかといふこと、お聞かせをいただきたいのです。――消防法やガス事業法、こういったものの中にもたくさん項目がある中で、非常に特定の物だけを自己認証に持つていくこととしてゐる。そのうちガス事業についてはどうもまだどれをどうするかといふようなことも余りはっきりしてない、こんな感じのものです

からお聞きしたのですが、こういう項目が挙がっているんですけれども、実際になかなか規制緩和へのうたい文句と申身が伴わないような感じがしておるものですか、そういう点についてちょっとお聞きしたわけではございませうが、それじやい

〔石川委員長代理退席、宮下委員長代理着席〕

このアクションプログラムについて、これはこれからどういふ効果が上がっていくか大変なことだと思ふのですけれども、この規制緩和の一括法案の中に五項目ばかりあるわけですが、このアクションプログラムをつくるまでに、海外からは日本の非関税障壁に対して大変な批判やこれをもっと下げろという要望が強いわけで、政府はいろいろなところでそうした声を耳にして、そしてそのたぐさんの要請の中、要求の中から、今回はこの五つの事項についてとにかく規制緩和をしていこう、こういうことになったと思ふのです。

まず、その政府レベルでいろいろ交渉の中で要求があったという非関税障壁等の問題点、どのぐらいたったかちょっとお聞かせをいただきたい。どれぐらの中からとにかくこの五項目が出てきたのか、それをお聞きしたいわけでは

○小川説明員 外国からの要求に關しましては、先生御指摘のとおり、アメリカ、ヨーロッパあるいはアジア・太平洋諸国から非常に数多くの関税、非関税障壁に対する要請が出ております。非常に数が多いものでございまして、追つて細かい資料をできるだけ早く提出させていただきますと思ひますけれども、しばしば挙げられております幾つかの品目をちょっと例示させていただきます。

アメリカとの関係では、例えば関税に關連しまして木材、紙製品あるいはアルミ、グレープフルーツ、ワイン、クルミ、チョコレート菓子等がございませう。それから数量規制に關しましては、御案内のとおり牛肉、かんきつ類その他の十三品目の農産物あるいは皮革、履物等がございませう。

基準・認証等に關しましては、電気通信機器に關するもの、それから医薬品、医療機器、食品添加物、それから自動車の認証制度等、政府調達に關しましては電気通信単一入札の数が多過ぎるといううような、それを減らすようにという要求がございませう。その他弁護士に關する活動を認めるようにといううような要求等々ございませう。

ヨーロッパとの関係でも非常に数多くの要求がございまして、例えばECは、関税に關しまして昨年の要求リストに百二十八品目の関税引き下げあるいは撤廃要求を出しております。その中の主なもの、今回のアクションプログラムでもかなり対応はいたしておりますけれども、まだ十分対応されていないといふことで言われておりますのが、チョコレート、完成品とかワインあるいはウイスキー、ブランド、チョコレート、半製品、ナチュラルチーズ、スキー靴等々ございませう。それから輸入枠の拡大に關しましては、ニンジン、でん粉等数品目要求がございませう。

○和田(一)委員 一つ一つ挙げていただいたのはどうしようもないので、それは今度こうした規制緩和の中でアクションプログラムの關連が入つてきて、そして障壁は減つた、日本の開放度は非常に高いんだ、こう政府が言うけれども、一体本当に門戸開放といふか開放度が進んだのかどうかを知るためには、やはり海外からどういふ問題について政府に要求があったか、そういうものとの比較の中でないとなかなかできない、こう思ふので、ぜひひとつこれはそういう意味で参考資料としてちょうだいできないか、こう思ふわけでございませう。

〔宮下委員長代理退席、委員長着席〕
今度のこの規制緩和の中で一つの大きなねらいとして、私は今の経済摩擦、貿易摩擦の緩和といふためにいろいろある規制が外される、効果が上がらなければいけない、こう思ふわけなんです、長官にその点について、このアクションプログラムの中で今度の規制緩和はわずか五項目にすぎませうけれども、これはどの程度の貿易摩擦の

緩和につながるか、どの辺の御認識でえられるのか伺いたい。

○後藤田国務大臣 外国からは、今外務省の方からお答えがございましたように、関税それから非関税障壁、弁護士の問題まで数多くの要求が出ておるわけでございまして、それを政府・与党の対外経済対策推進本部でいろいろ論議をした上で、今回その中からアクションプログラムとしてとりあえずこれをやろう、こういうことを決定したわけでございまして、アクションプログラムで取り上げておる項目をまずは完全に実施をすることだ、これは誠実に履行しなければいけないと考えております。

しかし、それではそれで済むのかと言え、私はそれでは済まないであろう、こういう考え方では、引き続きいろいろな問題について政府としては対応する必要があるだろう。しかし、いづれにせよ今回決めたことだけは誠実にやらなければならぬ。先ほど通産当局からいろいろSマーク、Sマークについて今後どうするんだということについてのお答えがございましたが、これらも、通産当局が事務当局でございまして、将来いろいろな手続を経なければならぬということで慎重な御答弁をしたと思えますけれども、私はやはり国の関与はできるだけ減らして任せるべきものは任せる、それから基準等についてもあるいは規格等についても国際規格に合わせたい、こういう努力を私は引き続きやらなければならぬ、かように考えております。

○和田(一)委員 長官の御答弁のように、私はぜひこの規制緩和の実効の上がるような内容にしたいだかなければいけないと思うのです。それで、これはもう一つ長官にお聞きしたいのですけれども、最近、いろいろな官主導、お役所主導、セクターという名称が多いのですが、特殊法人が乱立しているような気がするのです。これは現象的に、集中してこういうのが出てきたんで非常に悪い現象だと思ふのですが、民間企業から出資を仰いだりあるいは寄附金を募つ

たりしてセクターとかの機構が生まれているのです。これが民間活力の發揮のためにというやうなことでもどうも設立されているのですが、長官はそう思いますか。

○後藤田国務大臣 これは名称には実はかかわらなくて、特殊法人であるとか認可法人ということになるとスクラップ・アンド・ビルドの原則でやっておりますから、絶対にふやさないということだけは政府としては守らせておるのです。

ただ、新しいものができるのはどうか、こういう御質問でございまして、例えばエレクトロニクスですとか通産と郵政、情報通信の関係ですが、これらについてもいろいろ問題がありましたけれども、名称はあやういような形にやっております。このことでは、やはり行政改革の観点からいって、そこは必ずスクラップをするということ、そしてそのときの情勢に応じて必要なものは認めていく、こういうやり方でやっておりますから、余りあちこちたくさんできるからおかしいというのはい止む方が目に立たないからであろう、かように思うわけであります。

○和田(一)委員 どうもそういう現象じゃないかと思うのです。特にこうやって見ますと、同じようなものもできていくわけですね。これはやはり縦割行政の中で出てきたものじゃないかと思うのです。

ちよつと例を挙げますと、自治省の関係で地域活性化センター、仕事の内容というのは、地方の特産品や観光情報の提供、民間からは十億拠出金を仰いでいる、地方自治体からは十億、こういうようなことのようにですね。農林水産省の関係でふやかと情報センター、これは仕事の内容は特産品や体験交流の情報提供、非常に似ている機構なんです。これが民活なのか。逆に民間に何か負担をかけておるのではないか。逆ではないかという気がするのですが、どうでしょう。

○後藤田国務大臣 これはやはりいろいろ御批判を受けるのも、私も率直に言つてある程度やむを得ぬ点があるのです。役所の組織をや

かましく言つと、下の段階にだんだん下がっていき、こういうことですが、今の御質問の点は公益法人じゃありませんか。(和田(一)委員)はい、そうです(と呼ぶ)公益法人だと思ひますので、これはそれだけの所管省で公益目的に合致しているかどうかというところで設置をしているもの、かように考えております。

○和田(一)委員 行政の簡素化が非常に言われ、同時に財政的にも厳しい中で、いろいろな仕事をやる場をこういうところに求めているのではないかと気がしておりますので、片一方の方は非常に厳しく制約をされて簡素合理化が始まっても、別の格好でこういう機構ができて、それがまた民活、民活と言いつつ逆に民間の負担になるのでは、スクラップ・アンド・ビルドでもこれはビルドの方がまた大きな負担になってしまふのではないかと、その点を心配するわけでございまして、そうならないように、各行政は同じ公益法人をつくるにしても、ダブつたり民間の活力を阻害するところのないような方向でやっていたかなければならぬ、こう思うわけでございまして。

大変時間が迫つてしまひまして、お忙しい中、建設大臣においでいただいておりますのに大変恐縮でございます。

この法案の中に大変大事な問題として、地代家賃統制令の廃止が含まれております。このことについて大臣にお尋ねしたいのであります。どうしてこれを今度のこの規制緩和一括法案として一緒に提出しなされたのでしょうか。今度の法案はたたくさんの法律が関係しておりますが、一本の独立した法律を廃止するというようなものはございしません。それだけに所管の大臣としてはこれは非常に大事な点だだろうと思ふのですが、これを一括として出されてきたという意味合いはどういうところにございまして。

○木部国務大臣 今回のこの一括法案は、今さら私が申し上げる必要もありませんが、行革審の答申を受けまして、そして公的規制の緩和にかかわる事項である、そういう認識の上に立つて、私

も一括法案でぜひ処理していただく、そういう方向が生まれてくることを望ましいという判断をいたしましたわけでございまして。

○和田(一)委員 この問題は初めて出てきたものではないんで、かつて何回もこの地代家賃統制令については国会で問題になった法案でございまして、こういう中に出てきたところが、どうも今の御答弁だけではちよつと納得しかねるのです。が、現にこういうことでやっております。それで、私は、今までの経緯を含めながら今回の統制令の廃止がもたらす影響というものをやはり考えないと、これは審議できないと思うのですが、現実に家でいえば九十万戸からの対象家屋がある、こういうことでございすけれども、そういう廃止による影響をどういうふうにごらんになっているか、その辺をお聞かせいただきます。

○渡辺(尚)政府委員 現行の地代家賃統制令は、戦後の混乱に対応する物価対策の一環として、異常な住宅難、当時の数字、確かだと思ひますが、住宅の不足数が四百二十万戸もあつたというやうなことを背景として制定されたものでございまして。現在におきましては住宅総数もかなりのものになっておるし、一世帯当たり一・一戸ということになっておる。あるいは世帯数とかいうことかといつても非常に居住水準は向上してきておりますし、状況は大幅に改善されている。それからさらに、低所得者等に対します公営住宅の供給なども、公営住宅法は昭和二十六年にできておりますし、住宅・都市整備公団の前身であります住宅公団法も昭和三十年というところで、そういったものの充実がかなり図られていくわけでございまして。統制対象住宅の実態といふものは、それを見てみますと、高齢者や低所得者の方がや多いというところは傾向にございまして、長期間継続して入居しておられるというやうな実態、あるいは家屋自体が非常に老朽化している、あるいは統制令が廃止された場合でも当事者の借地・借家法上の地位は変わらない、そういうことなことから、我々といひましては統制令の廃止による影響は比較

的少ないというように考えておるわけでござい
ます。

○和田(一)委員 しかし、これだけ続いた中
で、少ないというものではないと思ひます。きよ
うは大変時間が過ぎてしまひまして十分質問し
ておれませんが、この点については連合審査の機
会にまた別の者がお尋ねいたしますが、何とい
つてもやはり、影響が少ないのではなくて、こう
いった統制令のある中でずつと供給されてきた家
に住んでいた人たちに對して、その影響を十分調
査し勘案してきつとした対応がないとこれは大
変なことになると思ふので、その点だけは十分
御認識をいただきますようにお願いをして、私
の質問を終わります。

○中島委員 柴田陸夫君。

○柴田(陸)委員 初めに、本法案の前提となつて
おります若干の問題についてお尋ねいたします。
その一つは、行革大綱と民間活力論ということ
です。去る九月二十四日に閣議決定した「当面
の行政改革の具体化方策について」の行革大綱は、
政府規制緩和による民間活力の發揮、推進など
を求めた行革審の「行政改革の推進方策に關する
答申」、これは七月二十二日のものです。その答
申の前倒し実施の方針を打ち出してあります。本
法案はその一環をなすものでありますが、そこで
言つております民間活力とは一体何か、政府はこ
れをどういう意味で使つておられるか、まずお伺
いします。

○後藤田國務大臣 民間活力とか民活というこ
とは何か、こういう御質問でございしますが、こ
れは使ふ人によつていろいろな使ひ方をなさつて
ございします。ただ、七月二十二日に御提出
になりました行革審の中での民間活力、これはど
ういうことかといふと、一つは民間の事業部
門における市場、競争原理の發揮、もう一つは
個人生活部門における自立自助原理の推進、三番
目が社会集団内部における相互、連帯原理の助
長、これによつて民間活力が増大していく、こ
うお考えのようでございますが、政府としてもそ

ういふ認識のもとでいろいろの方策を考えてお
る、こういうことでございします。

ちなみに民間活動の活性化ということをや
りますと、具体的には、一つは公的規制の緩和、
それからいま一つは過度の保護助成の見直し、そ
れから大きな二番目のくくりとして公的事業の民
営化、これは民間活動分野の拡大、こういうこと
になるかと思ひますが、その中身は特殊法人等
の民営化、いま一つは公的事業分野への民間の参
入、大体こういうことがいわゆる民間活力とか民
活、こういう概念の中にとらえられておる具体的
な中身でございします。

○柴田(陸)委員 その民間活力の發揮、推進とい
う政策路線、これはアメリカ経済の再生をねらつ
てレーガン政権が推進してきまして経済再生計
画、あるいはイギリス、西ドイツなどEC諸国で
広く進められております官営企業の民営化、政府
規制の緩和、こういうものと共通する潮流をな
していると思ひます。

我が国における民間活力論は、結局企業の活力
を經濟發展の原動力と位置づけ、その發揮と推進
のための条件整備を求める財界の要望をもとに、
主として臨調や行革審を舞台にして具体化され、
打ち出されてまいりました。それは自立自助や地
域社会における連帯、そういう名で社会保障や文
教など国民生活関連部門における行政の責任領域
の見直しを行い、それによつて生み出される余力
を企業活動の活性化に投入する、こういう政策路
線を指していると思ひますが、この点に
ついてどのように思われますか。

○後藤田國務大臣 民活ということば、仰せのよ
うに欧米各国でもこういった方向での改革が行わ
れておるわけですが、我が国もそういう
面では同じパターンであるかと思ひますけれど
も、特に我が国の場合は、何といつても明治以來
の追いつけ追い越せですか、こういった時代で、
本日に民間の活動分野にまで政府あるいは地方団
体が手とり足とり今日までやってきたという傾向
は諸外国以上に強いのではないかと。これでは今日

の実態から見ますと、かえつてそれが鎖になつてお
る。これはやはり国民經濟全体あるいは社会の發
展という上から見てかえつてマイナスの要
因になつておるのではないかと、こういう観点で、
やはりこの際は民活ということばを大きく政府の政
策として取り上げて、民間にこれだけ資本なり人
材なり技術なり情報なりの力がついてきておるわ
けですから、やはり民間のエネルギーを最大限に
發揮をする、そういう環境をつくらなければなら
ない、そうすることによつて本日の意味での活力
ある福祉社会ともいふべきか、それを実現をし
よう、こういう観点で私も取り組んでい
ます。

しかしながら、その取り組み過程において、い
ろいろな規制緩和をする際にやはり取り残されて
おる部分がある、それと同時にその過程で大きな
痛みを受ける部分がある、こういったような点に
ついては、やはり政府としてはそういったことに
ついての最大限の配慮をして、そしてできる限り
スムーズな形で經濟の活性化、社会の發展、こ
ういふものに現在の時勢に應じた形で対応してい
く必要があるだろう、私もはそういう観点で取り
組ませていただきたい、かように考えておるわ
けでございます。

○柴田(陸)委員 しかし、現実の民間活力の發
揮、推進、このスローガンはこれまで国民にいろ
いろ犠牲を強いてきた、そして財界率仕の政策路
線を行政の全般にわたつて全面的に展開すること
を内外に宣言したものであるというように私は見
ております。

次に、本法案のもう一つの前提とされておるま
すアクションプログラムに關連した問題について
お尋ねします。

中曾根内閣は、貿易摩擦解消のための市場開放
を國際國家日本を前進させるための死活的政策の
一つと位置づけ、去る七月三十日、政府・与党対
外經濟対策推進本部において、市場アクセス改善
のためのアクションプログラムの骨格、これを決
定いたしました。本法案は、アクションプログラ

ム實施の第一弾として、この臨時國會の最重要の
目玉法案の一つとされているのですが、こで言
います國際國家日本とはどういう日本なのか、そ
の對外政策と國內政策の基本をお示し願ひたいと
思ひます。

○後藤田國務大臣 この總理の所信表明演説の中
で述べられておりますことは、やはり最近の日本
の目覚ましい經濟發展、つまりは國民生活全体が
世界の一朝を占めるようになっておる、そんなれ
ばやはり國際社会においてそれなりの責任を果た
さなければならぬのではないかと、その責任の果た
し方は、やはり我が國の憲法を踏まえながら、主
としては經濟面、しかし同時に政治面、文化面等
において役割りを果たす必要があるだろう、ま
た國際的にもそういう期待が我が國にはかつて
きておる、こういったことを踏まえながら我が國
は我が國なりに自主的な立場でこれに対応してい
こう、そうすることによつて結局それは國際社会
全体の平和と繁榮を維持するということになりは
しないか、こういう観点で述べられておるのが總
理の所信表明である、かように私は理解をして
おるわけでございします。

そこで、私もとしては、對外的には外交、經
濟協力等諸般の分野で最大限の努力を傾けること
はもとよりでございます。そして同時に、經濟面
では自由貿易体制の維持強化を主眼とした施策を
講じていこう、世界的な縮小再生産につながるよ
うな保護貿易主義はあらゆる努力を傾注して排除
していこう、これが一つでございます。

國內的に見ますと、先ほどお答えしましたよう
に、本日の意味で豊かな社会の実現を目指して、
福祉の充実あるいは生活環境の整備、こういった
諸施策を着実に実施していかなければならぬ、こ
れがこの内閣の今取り組んでいる基本姿勢でござ
います。

○柴田(陸)委員 臨調や行革審は、國際國家日本
についてその基本的方向やそのために果たすべき
任務、課題などを一連の答申、意見などで明らか
にしてあります。臨調は、行政が目指すべき基本

方向の一つとして国際社会に対する積極的貢献を掲げて、安定した国際的政治経済秩序を形成するため、日米安保体制の強化を前提として、政治、経済、文化の全面にわたって西側一員としての役割を能動的に分担する方向を打ち出し、軍事や外交、経済協力などの行政分野は本来的に行政の責任領域に属するなどと言って、一層拡充せよ、こう迫っております。行革審も、こうした政策方向をグローバルな総合安全保障の見地から一層推進すべきであるなど要求しております。政府が言われる国際国家日本とは、この臨調や行革審が掲げたものと基本的に同じものであるかと思いますが、その点、違ふとすればどこが違ふかお尋ねします。

○後藤田国務大臣 今柴田さん、臨調とか行革審はこういうことを述べておるがそれは政府の方針とどうなんだ、こういう御質問のようでございませうが、私は、基本的認識においては、政府は第二臨調の考えと同じ認識のもとに立って諸般の施策を進めていこう、こういう立場でございませう。

○柴田(陸)委員 次は経企庁の方に伺います。臨調や行革審が打ち出し、中曽根総理がしばしば口にされます国際国家日本、国際社会に対する積極的貢献、これは我が国がアメリカの従属的な同盟者として、政治、経済、軍事の全面にわたって西側一員としての役割をより攻勢的に果たしていこうとするものにはかならないと思えます。中曽根総理はこれまでこうした見地から、レーガン政権の対日軍拡要求や市場開放要求を進んで受け入れ、いわば譲歩に次ぐ譲歩を重ねてきました。今回のアクションプログラムの決定も、その実行の第一弾と位置づけられた本法案も、結局はアメリカの対日市場開放要求に沿ったものであると思えます。

の変更、こうした日本社会の構造改革を迫った。これはことしの六月三十日の朝日新聞で報道されたこととあります。日本をいばば属国扱いしたこのアメリカの理不尽な要求に、黙って従うという態度は許されることではないと私は考えます。この助言的提言の内容を明らかにするとともに、アメリカの対日市場開放要求の全容を国民の前に明らかにすべきであると思いますが、いかがですか。

○赤羽政府委員 現在、日本の貿易収支はアメリカとの関係で大変大きな黒字を計上しております。そうした状況を背景といたしまして、アメリカから我が国に対していろいろな要請がなされてきているというところは事実でありますけれども、ただいま委員が御指摘になりました二〇〇〇年に至る日本の輸入構造等の変更の要請というふうなものには私は承知をしております。

いづれにいたしまして、こうした大幅な黒字という状況は、相互依存関係にございませう世界経済のもとにおきましては決して永続的なものとして維持できるものではない、こういうふうに考えます。そうした観点から、日本政府がいたしましては、自由貿易体制の維持強化、保護貿易主義の防圧ということ、対外不均衡の是正に自主的かつ積極的に取り組もう、こういう観点から、経済の拡大均衡を通じて経済摩擦の解消を目指すためにとった措置が、まず市場開放のためのアクションプログラム、円高の定着を図るための措置、さらには内需拡大、こういう努力でございませう。これは我が国のため、世界経済のためにとっている措置でございませう、さらに自主的かつ積極的にとった措置であるということにございまして、他から要求されてそれに従属して対応している、こういう考え方でない点を御理解いただきたいと思えます。

アメリカの大軍拡、そしてこれがありますから巨大な財政赤字とこれによりますドル高、国内的には我が国大企業の低賃金、長時間超過労働、下請中小企業への締めつけなどによる非常に強い国際競争力にあるわけですね。大企業の集中豪雨の輸出によって生じた貿易摩擦の解消などと言つて、国民の暮らしや生命、健康、安全を脅かすようなことは、こうした国民に犠牲を強いるということとは本末転倒も甚だしいものだと思えます。貿易摩擦解消と言ふのであれば、その根本原因にメスを入れて、所得減税とか労働時間の短縮とか国民生活の立場に立った国内市場の拡大策をとるべきであつて、これが政府の責任であると思いますが、いかがですか。

○赤羽政府委員 ただいまもお答え申し上げましたように、この巨大な貿易のインバランス、こうした事実世界経済の相互依存関係のもとで維持できないものである、もしこうした状態が続くならば自由貿易体制の崩壊といったような事態を招きかねない、こういう観点から、我が国がいたしましては、先ほど申しましたような市場開放策、ドル高・円安の是正、さらには内需拡大策を現在自主的に講じている、こういうこととございませう。

もちろん、この市場開放策などが万が一にも我が国の一定の分野に対して相当な損害を与えたとしたら、それにおきましては、その時点で、当然それに対応した対策がとられるところであると考へます。この点はアクションプログラムの関税編におきまして明確に述べられてるところでございまして、私どもとしては、その事態の推移というものを慎重に見きわめながらこれを着実に実施をしていく、こういうこととございまして、事態の推移いかんにかかわらず推進をするといったような考え方でないことは当然のことであらうと考へております。

○柴田(陸)委員 それでは経企庁は結構です。次に各論ですが、航空法の一部改正についてお尋ねいたします。

七月二十二日の臨時行政改革推進審議会答申で、公的規制の緩和に關し提言がありました。政府は、これを受けて九月二十四日に、「当面の行政改革の具体化方策について」この閣議決定をして、答申で指摘された各分野にわたる規制緩和事項について個別にその措置方針を決定した、こう言っております。行革審答申の中に入っていない航空法第六十五条の改正を、個別法としないでこの法案に一括して入れたこの理由を、大臣お答え願いたいと思ひます。

○西村政府委員 航空法の一部改正は、技術革新が進みまして現在の航空法の規定が実情に合わないということで、著しく合理性を欠いているために、規制の範囲を緩和し、規制方式を変更するということに、今回の改正の一環として行ったものでございませう。

○柴田(陸)委員 航空法の六十五条が合理性を欠いている、その問題を本格的に審議するために、一括法ではなくて個別法としてちゃんと専門の委員会が審議をしてくれなければならない、それをあえてこんなものに入れるということについて私は抗議しているわけですね。本当に重要な問題であると思ひます。一括してほかの二十五法律の改正と一緒に審議ができるという性質のものでは決してないわけですね。この点はまた後で触れることにいたします。

今回の航空法の改正案そのものに関しましてまずお尋ねしたいことは、昭和二十七年に航空法がつくられたときに、第六十五条第二項の航空機関士を乗組ませることを義務づける航空機、これを二つに分けて、一つは四基以上の発動機及び三十五トン以上の重量、もう一つは構造上、操縦者だけでは発動機と機体の完全な取り扱いができない航空機、この二つに区別しております。この二つに区別した理由と、後者の場合はどんな飛行機を当時対象にしていたのか、お伺いします。

○大島政府委員 昭和二十七年と申しますと、ピストンエンジンにプロペラのついた飛行機が全盛でございました。そのようなピストンエンジン、

プロペラつきの四発の、しかも三十五トンという大型機と申しますのは、当時の現況において操縦操作系統が大変複雑であったこと、それから燃料系統、電気系統等の系統及び指示計器等の数も多いため、「構造上、操縦者だけでは発動機及び機体の完全な取扱ができない航空機」に明らかに該当するものと考えられたこととあります。したがって、第二号の技術的な判断を待つまでもなく、外形的な要素のみを示して第一号として定めたと考えております。

○柴田(陸)委員 そういふ立法趣旨であったといふことですが、今度の改正の理由として説明しているところを見ますと、最近では、発動機数が多くかつ大型航空機であっても航空機関士の乗り組む必要としない機材が出現しているの、発動機数及び航空機の大きさに一律に規制する方法は合理的でない、こう言っております。そのような今日の航空機の技術の飛躍的發展の結果、航空機関士の乗り組む必要とするかを発動機数及び重量によって区別する理由は解消したといふことになるのか。また構造上の問題の中ですべてとらえられるようになったと考えておられるのか。重量の問題は機関士を乗り組ませるかどうかを定める要件にならなくなったといふことになるのか。このあたりをお伺いします。

○大島政府委員 航空技術の進歩と申しますのは、過去にさかのぼってみても大変著しい、進歩の速い方の技術分野であらうかと思ひます。昭和二十七年と申しますと三十年以上も前になります、この三十年以上前から今日までの技術の進展、進歩といふのは、一般産業界も当然であります、航空界にありましては、プロペラ機からジェット機にかわり、またジェット機の中にも、電子技術の進歩あるいは最近特にコンピュータ制御システムの導入等によりまして、昭和二十七年当時では想像もつかないような技術変革化がなされているのは事実でございます。こういった点から、現在、法六十五条第二項第一号に規定しております航空機を外形的な要素から

ら決めるということは技術的合理性を欠くようになった、こういう判断をいたしまして、第二号の、すべての飛行機についてその飛行機の特長を見つ、機種別に技術審査を行ひまして、機種ごとに航空機関士の乗り組むの必要の可否を判断しようといふこととでございます。したがって、安全性については一号を削除することによって失われるものではないというように判断しております。

○柴田(陸)委員 今の答弁にもいろいろと問題があると思ひますが、アクションプログラムの関係でいいますと、大型航空機であっても機関士の乗り組む必要としない機材の製造国から、航空法第六十五条の規定が非関税障壁となつてくる旨の苦情があつた、そこでアクションプログラムの中に入れた、それを法案で具体化した、こういうことになるわけですが、現実はどういう飛行機材が現在障壁の対象になつてゐるのですか。

○大島政府委員 先ほどまでお答え申し上げましたのは航空技術の進歩の背景でございまして、それでは具体的な航空機がどうかと申しますと、ごく最近になりまして、三十五トン以上、四発のジェット機でございまして、こういうものが二人の操縦で安全に運航できるという製造国の証明を得て出現いたしました。具体的には英國の航空機メーカーが製造しておりますBAe 146型機のタイプのうち、幾つかございまして、例えばBAe 146-200型と申しますのは、発動機四基、最大離陸重量三十七トン、乗客数百八人というところであります、操縦士二人のみで安全に運航ができる。飛行機の特長といたしましては、滑走路長が短くても離陸でき、低騒音、経済性の点ですぐれておると言われておりまして、既に世界の各国で就航しているところでございます。このBAe 146につきまして、本年五月下旬に英國の大使館の方から、航空法六十五条の規定は我が国においての販売に支障を来しているというよう

な苦情が寄せられております。安全であると言われましたが、

恐らくカテゴリーを見て安全だと言つてゐるのである、運輸省として安全を検証したことがありませんか。

○大島政府委員 導入前でございますので、これについて具体的に審査したことはございませぬが、この航空機は英國政府の耐空性に関する証明を得ているものでございます。

○柴田(陸)委員 そうすると、この航空機を日本では今購入を予定しているという会社があるので、それを……

○大島政府委員 この航空機につきましては、主として日本で現在使われているターボプロップ機のYS11型機の後継機といたしまして、我が国の航空会社に対して売り込みを圖つたようでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、航空法六十五条の制約があるため、導入の検討以前の問題として航空会社との話題に上らない、こういうことをメーカーが申している、我々はそう聞いております。

○柴田(陸)委員 そうすると、まだ買いたいといふ考えも日本では出てきていない。それから、ボーイング747型機で、機関士が乗り込まなくてもよい飛行機の開発が計画されている。これはいろいろな本でも説き及、またその筋の人から話も聞きますが、この開発計画、このことについては運輸省は事実を把握しておりますか。

○大島政府委員 ボーイング社が従来から生産しておりますジャンボジェット747型の発展型といたしまして、最新技術、特に電子技術あるいはコンピュータ技術、こういうものの導入を圖りまして、二人で操縦できるジャンボジェットを開発するということは既に報ぜられておりまして、この十月にはアメリカのノースウエスト航空が当該機を十機発注したことを契機にいたしましてボーイング社が開発することを決定した、こういう報道は得ております。このノースウエスト航空が発注した十機については二人で操縦できるタイプであるといふことは報ぜられておりますが、この設計

の詳細につきましては私もまだ把握してない、という段階でございます。

○柴田(陸)委員 そうしますと、さっきのBAe 146型機の購入も日本では具体化されてない、それから747型二人乗務の飛行機の開発計画、これも今の話を裏から見ればまだ発注というような段階には至つていない。そういう段階でこの法律改正をする。これは結局は政府が、航空会社の要求とかアメリカの要求がこれから出てくるであろうといふことを考えて、大型機も二人乗務の飛行機を購入する、このことをむしろこの法律改正によって進める、政府主導でそういう役割を果たそうとするのが今度の航空法の改悪だ、こう言わざるを得ないと思うのです。これは、あの八月十二日の悲惨な航空事故といふことから考えたならば、こういうことから本心に教訓を得ようとするものではない。みづから安全を確かめないものを、法律を改正することによって購入ができるようになら、そんな二人乗りの大型機が入ってくるようになるとはまさに危険きわまりないものであるといふふうに考えます。このことを指摘しておきます。

現在、我が国で就航しております大型航空機B707、これは二人乗務といふことになっております。そういう構造になつてゐるわけですから、法律上は航空機関士を乗せる義務がない飛行機。これは発動機が二基であるといふからです。しかし、乗客数といふのは二百三十六人、最大離陸重量は実に百二十七トンという大型機であるわけですから、これを操縦士と副操縦士の二名編成で運航する。一体これでよいのか。航空機関士を乗せる必要がある、これは運航に従事する人たちが本心にみんな切に要求している声であるわけですから、この三名編成型のB707型機もあるわけですが、このB707を運航するについて三名編成でやっていると、それが世界じゅうにあるか。三名編成、あるいは先ほどもちょうと出ましたけれども、四名編成といふものを世界じゅうではどこがやつてゐるか、お尋ねしたいと思ひます。

そしてまた、二人で操縦できるというものをなせ三名、四名でやっているのか、その理由もあわせてお伺いします。

○大島政府委員 ポーイング型機と申ししますのは非常に最近の設計の飛行機でありまして、設計の中にコンピュータ制御技術等が多く取り入れられている航空機でございます。双発であることもありまして、二人の操縦で安全性が証明されておるわけでございます。

現在、型機はポーイングで生産中で、売れ行きも伸びている機体でございますが、昭和六十年十一月二十日現在で私も調べたところでは、世界で百二十七機就航しております。これを国別にいたしますと十三カ国になります。また、航空会社としては十九の航空会社で使用しております。ほとんどの機体が二人乗務の機体でございますが、そのうち一社、オーストラリアのアンセツト航空というところだけが三名、航空機関士を乗せる席を特別に設けた仕様で五機購入し、現在就航させております。この理由については、航空会社それぞれの方針によるものと私も理解しております。

○柴田(陸)委員 航空会社がなぜその方針を立てたのか、そこが重点なのです。このB707の新技術のコンピュータが飛行機のコンディションをモニターしているもので、乗員によるモニターは必要がない、すなわち航空機関士は乗務する必要がない、こう言って説明するわけですが、実際にはB707を二人編成で乗務している機長の人から私は直接話を聞いたのですが、政府や会社などが説明するようなものでは決まてないわけですね。例えばエンジンの回転に異常が発生し最高限界を超えてしまった場合、ブラウン管の回転映像は赤い警報色に変化し、乗員にオーバースピードであることを知らせるというところで、このようになる前にコンピュータが教えてくれるわけですね。これはコンピュータではできないのです。手おくれになる前に早期に発見し、早期に処置し、故障があっても

被害を最小限に食い止めることが必要でありまして。コンピュータでは航空機関士のやるべきすべての仕事に取ってかわることはできない、これが乗務をしている機長から聞いた話の一部であるわけですね。

要するに、コンピュータというのは限界値になって初めて知らせる。継続的にモニターするわけではございません。機関士がチェックできたものを、機関士がいなければチェックができない。要するに早目の発見ができないということになります。運輸省、こういう点はちゃんとつかんでおりますか。

○大島政府委員 ポーイング型機はもとも双発でありますから、ほかの双発の航空機に航空機関士が乗っていないということを考えますと、航空機関士が乗っていないということは特に不思議ではないかと思えます。

ただいま御指摘のようなパイロットのコメントでございますが、一般的にパイロットの意見としては、今は今まで操縦してきた飛行機より大変扱いやすい、こういうような評判を私も聞いています。ところでございませう。

○柴田(陸)委員 そういう認識だから、二人乗りの飛行機で一人分の費用を浮かせよう、一機で航空機関士が何人かおりますから、そうしたものを浮かせよう、こういうことを助長することになるわけですね。

それでは、航空機関士はどんな仕事をやるのであるか、ひとつ具体的に話していただきたいと思えます。

○大島政府委員 航空機関士の主たる業務といったしましては、出発前の機体あるいは電気関係のスイッチ類等の点検がございまして、それから飛行機が離陸した後は、一般的に言いますと客室高度のチェックあるいは調整、燃料系統あるいは油圧系統の調整、監視、こういったことが主たる業務であらうかと思えます。

○柴田(陸)委員 その航空機関士がやる仕事を、全部機械で取ってかわれるものでありますか。

○大島政府委員 まず機体の設計の方を工夫いたしまして、計器のモニター等をコンピュータでやらせて警報を出すというようなこと、いろいろなシステムを簡素化するあるいは計器の量を少なくすることで全体の作業量を減らしまして、これを二人で分担するような技術が可能になった、こういうことかと思えます。

個々の航空機について詳しく検討したわけではございませんが、私どもの技術的観測で申しますと、例えばポーイングの新しいジャンボジェットというのは、そのような技術が応用して二人乗りにすることが可能になっている、このように聞いております。

○柴田(陸)委員 コンピューターが間違ふことがあつたというのはいささか常識であるわけですね。神戸の元町電話局のコンピュータの故障で八時間半も電話が不通になった事例なんか有名ですが、こういうこと以外にもいろいろの間違いが起きます。その間違いを人間が直す、こういう事例もたくさんあります。飛行機においてもそれがたくさんあるわけですね。

十一月十九日の朝日新聞の夕刊で「日航機あわや軍用空港着陸」こう報道されたわけですね。これを調べてもらいたいと言っておきました。これは事実かどうかお伺いいたします。

○大島政府委員 朝日新聞の十一月十九日の夕刊にありました報道について調べたところ、本年の一月八日に、日本航空七九五便、成田発長崎経由の上海行きDC8型機が、上海空港に進入中起こしたものであることがわかっております。

その概要については、多少事実にあたる面でございますが、当該機はナスイ、これは航行保安施設の種類名でございますけれども、ナスイVORから機首を西北西にとつて飛行し、ILS、計器着陸装置の電波を受信した時点で上海北方へ変針し、空港の滑走路三六へILS進入を行う方式を予定していたところ、当該機は当時、先ほどのナスイVOR、全方向式電波航法施設でございますけれども、これを通過直後にILSの電波を受け

たので、その電波に従つて北方に変針を開始したが、この地点は正規のILSコースより北はるか手前であると気がつき、航空無線施設を用いて位置を確認したところ、位置のずれが判明した。これはILSの疑似信号、地上から出た信号でございますが、この疑似信号を受信したものと判断し、たまたま地表が視認でき、空港まで有視界で飛行できることが確認されたため、ILS進入から視認進入方式に変更し、滑走路三六へ着陸した。着陸後、日本航空上海空港支店より空港当局へ、本事例について報告するとともに、改善要望を行った。また、日本航空としては、社内航空路誌にこういう事実があるということを記載し、運航関係者に注意を喚起したということになっております。

また、調べましたところ、当該機の後続便であります中国民航機も同一地点で疑似信号を受信したということでございます。これは地上からの電波の異常によるものと理解しております。

〔委員長退席、石川委員長代理着席〕

○柴田(陸)委員 そうすると、地上の電波も精密な機械であるわけですが、それが間違つた、それを検閲する人が正したということであるわけですね。そういう点で、人間、運航従事者の仕事は非常に重大であるわけですね。

日本航空の乗員組合の方に、航空従事者に対して「三名編成であったがゆえに助かったり有効なアドバースのできた経験がありますか。」というアンケートをとったのを聞きました。その中で、回答しない人は一〇・七％、そういうことはないと答えたのはわずかに五・八％、残り八三・五％はあつたと答えています。管制許可の間違いを指摘されたとかチェックリストの項目で実際は忘れているのを指摘された、こういうことがたくさんあります。事例を異にするものが三十七項目出されております。

うち、航空機関士が関与したものを挙げますと、「積乱雲が飛行場の上空にあり、航法慣性装置により風の変化を指摘してもらった。これがな

いと、日本アジア航空の沖繩事故の二の舞を演ずるところであった。」というのがあります。この日本アジア航空の沖繩事故というのはどういうものであったか、お伺いします。

○大島政府委員 ちよと日にちは忘れましたが、日本アジア航空が那覇空港に進入中、天候が大変悪い状況で、シャワーと申しますか強い雨の中を進入しておりまして、たしかパイロットが操縦桿を握っていたかと思えますけれども、このパイロットが進入を続けておる中で、滑走路の視認が大変困難な状況でございました。そこで、進入の最終段階においてキャブテンが操縦桿をとりまして、なおかつ、ゴーアラウンドという着陸復行、着陸をやり直そうかと試みたところが、この時期が多少おくれで進入灯を壊して、たしか機体の一部も壊したと思えますけれども、着陸復行し次の着陸で安全におりた、こういうような事故だったように記憶しております。

○柴田(陸)委員 要するに瞬時の情報を把握することが必要であるわけです。パイロットが感じてからではもう遅いということを示しているわけで、このときに風の変化を航空機関士が指摘しなかつたらまたこれと同じような事故になったというおそれがありますし、三人乗りであつたからこそ事故が回避できた事例だと思います。

それから、悪天候時に航空機関士が会社との無線連絡を一手に引き受けてくれた事例もあります。悪天候時には、二人の操縦士は操縦を本当に間違いないようにするために全神経を集中しているわけですが、そのときに機関士が会社との無線連絡を一手に引き受けたという事例であるわけです。会社との連絡を操縦士二人ができないような悪天候のときに、会社との連絡をしないまま運航したらどうなることになりますか。

○大島政府委員 双発のジェット機は航空機関士が乗っていない飛行機が多いわけでございます。DC9とかボーイング707の場合には、操縦士二人で会社あるいは管制機関とのコミュニケーションを十分に保ちつつ、安全に着陸しているのが現況

かと思えます。

○柴田(陸)委員 二人乗りでやっているとまだ事故が起きていないということを盛んに言うわけですが、これも、これは飛行機ですから、事故に至らないまでも、極めて危険な状況の中で飛ばされているのが現状でありますし、私が挙げている例は、三人乗りであつて航空機関士がやってくれたから本当に助かつたのではないかとこの事例を言っているわけです。

そのほかに、悪天候時、特にその離着陸のときには、航空機関士の存在が非常に重要になります。そのアンケートに出ております機長の経験によると、「油圧系統の故障時の各種操作のために航空機関士に助けを求めた。」と言つておりますし、別の機長は「気象状態が悪く、空中待機から、目的飛行場から他の飛行場に向うとき」というのは私たちが経験するわけですが、そういうときに「航空機関士の働きがすばらしく頼りになった。」と言つております。また別な機長は「緊急事態において操縦に専念できた。」と言つております。またこんな事例もあります。

「フラップ20で離陸するのに、チェックリストの段階で10になつていて、パイロットが二人とも10グリーンライト・アンド・チェックと答え、20で離陸するのに気付いていないのを航空機関士がアドバイスした。」こういうわけです。こういう場合は航空機関士がいなかつたら完全に事故につながつていたんじゃないか。

こんな事例が要するに三十七項目出てきております。計器飛行においては、二人よりも三人が安全を保障するためには必要であることは、こういう具体的な事実からはつきりしているではありませんか。

運輸省の方は盛んに、二人乗りでもという言ひますけれども、二人乗りでやっているとジャンボのこの実験をよく調べてもらいたいと思ひます。三人いることによって救われるということとは、こうした事例からたくさん見ることが出来るわけでありま

型は四人乗務しているわけですが、この飛行機が一回も事故を起こしたことがない。こういうことから見ますと、この乗務員を減らすということは、本当に事故を防ぐという態度では絶対ないというように考えるわけでありま

それから、科学が発達した、そうすると航空機関士はいわば過剰乗員と考える考え方があります。この法律案がその提案理由において「時代の变化等に伴つて不要ないし過剰あるいは不合理となつてゐる規制を是正する。」と言つております。しかし、航空機の安全ということにおいては安全の過剰ということはある得ないと思つてあります。B707機を三人乗務で運転していた機長が、二人で運航できるかと問われればイエスと答える、しかしいつもできるかと問われたらノーと答える、こういう言葉があるわけですが、これはジャンボ機を操縦する機長の偽らざる心境だと思ひます。二人の乗員にする、航空機関士を乗せないようにする、これは安全を保つ上において、その点で過剰であるというように考へていら

つしやるのですか。

○大島政府委員 ただいまのお答えの前に、先ほど先生御指摘になられましたいろいろな例について一言お答えしたいと思つてございます。

先ほど先生が指摘された例では、いずれもその航空機が航空機関士がいなくて完全に取扱いができませんと認定された航空機でございますので、航空機関士がいるということはまさに安全運航に必要なことでございます。

また、パイロットのミス等を航空機関士が発見して未然に防いだという事例も幾つか私どもも承知しておりますが、これはまず第一に、航空機関士が発見するより前に、そのようなミスをパイロットが犯さないように、コックピットの緊張感でありますとか、あるいは確実に規定を守つて忠実に取扱いをする、こういうことがまず第一ではないかと私も思ひまして、日ごろからそのようなことに腐心してゐるところでございます。

それから三人乗務を二人にする、これは過剰かどうかということでございますが、二人操縦の航空機が出ます場合には、製造国政府において二人の操縦で安全かどうか厳密に審査いたしました、安全証明が出されるわけでございます。我が国でもそれをもとにいたしまして、六十五条第二項の審査を行う、こういうことでございまして、決して過剰か過剰でないかという観点から審査するということではございません。

○柴田(陸)委員 今まで航空機事故が起きていますけれども、パイロットのミスもあるでしょうが、第二、第三の安全対策を講じることが何がどうしても必要であるわけです。事故は絶対に許せないのです。最近の旅客機、これは自動化された操縦や航法システムが特徴となつております。フライト・マネジメント・システム、イナー・シャル・ナビゲーション・システム、それから地表接近警報装置などが加つております。かつての自動化というのはパイロットの手助けが目的でございました。ところが、こうしたシステムが独自の判断をし、操縦操作の代行をするようになりますと、パイロットの方は運転の主体性を失ひがちになります。

その事例が一九七二年十二月のフロリダ州マイアミ空港でのトライスター機の墜落事故だと言われております。この事故は、着陸のために主車輪を出しましたが、ロックを示すグリーンライトが点灯しなかつた、機長が自動操縦を二千フィート維持にセットした上で故障の原因を調べているうちに、乗員全員が夢中になつて自動操縦のスイッチが切れたのに気づかない、そして滑走路の手前で墜落し、八十九人の死者を出したという痛ましい事故であるわけです。だれ一人として機械の監視役に立ち戻らうとしなかつたと言われております。これが問題であるわけです。コンピュータはトータルで危険な指示を出しますし、操作も開始します。コンピュータの指示、操作の適否をパイロットが判断しなければなりません。故障が生じた場合にパイロットはなおさら操縦に熱中し

なければならぬものであります。航空機関士の仕事はこういう場合にいよいよ必要になってまいります。悪天候やその他飛行条件の悪化が加わる、あるいは具体的な事例がありましたけれども機長の機能喪失、こういうことまで加わってまいりますと、航空機関士の仕事はいよいよ必要になってまいります。

こういうことを想定した場合でも航空機関士を乗せないで運航する、こういう方向にこれから航空界は進んでいくのでしょうか。オーストラリアの四人編成、二人のところを四人でやっている、こういうやり方との比較においてどのように考えますか。

○大島政府委員 私どもは、個々の航空機が開発された場合にそれについて厳密に審査した上で、二人で安全運航ができるという認定ができました場合には、二人で運航することは差し支えないと考えております。

○柴田(睦)委員 B707型機は、今全日空や日本航空で二人編成で運航しております。しているというよりは、させられているというのが実態です。この二人編成乗務の安全性について、安全の検証が行われなければならないと思います。昨日の質問でも出ましたが、公開緊急脱出についてキャビンクルー六名、乗客二百五十五名で行ったが、一回目は九十秒のオーバーであった。それを、我が航空会社はそのテストに立ち会っていてもいいし、みずから公開緊急脱出テストをやる考えもない、こう言っております。こういうことを日本航空の会社がちゃんとやっているわけですか。B707につきまして公開脱出テストをみずからやるとうしないし、あのしりもち事故を起して、その修理でボーイング社が大丈夫だ、安全だと言えればそれで安全だと言う。アメリカ連邦航空局がこの機体に型式証明を与えている、それでいいのだから。企業というものの、そして、これを監督する運輸省みずから十分な安全検証を行わずに就航させているというのが現実であるわけです。一三三便の事故の反省を幾ら口で言っても、こうしたも

のについて安全の検証をみずから行わない、十分な検証をやらなければならないことであってほならないと思ひますが、どういう考えか。航空会社などが大丈夫だと言っておりますけれども、本来大丈夫だと言う根拠となるのは、安全の検証を十分にやっただで大丈夫だということではなくてはならない。安全の検証を何もしなくても大丈夫だというのは全く筋違いだと思ひます。所見を伺ひます。

○大島政府委員 航空機メーカーは安全だというような簡単な言葉で申すわけではございません。航空機設計基準、安全性基準というのは非常に多岐多項目にわたっているものであります。それを立証して安全であることを証明する責任が航空機メーカーにございまして、これを監督官庁である国が審査して証明を出す、こういう大変複雑な長い過程を経た上で航空機の安全性が証明されるものでございまして、これまでの航空機の安全性から見ましてこの方式が健全なものだと私も判断しております。いろいろと答弁を聞いておても一つも安心できない。これは極めて重大な問題であるわけですか。

○柴田(睦)委員 ところで、この航空法の改正につきまして運輸省では関係者の意見をどの程度聞いたのか。こういう改正をしていこうか、あるいは一号の方を現在の状況に合わせてどのように変えたいかというのか、そういう問題について意見を聞いたのか、それとも政府の判断だけでやったのか、お伺ひします。

○大島政府委員 これは先ほどもお答えした中で、一号と二号の規定がございまして、一号の外形的要素と二号の各機種の技術審査を主体とする項目、この二つのうち外形的要素の方を削除いたしまして、すべての飛行機を機種ごと、その航空機の特長に応じて技術審査をするということにございまして、安全性が低下するということにはならないと私も判断しております。なお、これに対していろいろ意見を寄せてきて

いる団体もございしますが、そういうところには法改正の趣旨について理解を求めているところではございません。

○柴田(睦)委員 意見を聞いたような聞かないようななどともわからぬような答弁であります。これは本当にまじめに意見を聞いてはいないと思うのです。

というのは、特に一番聞かなければならないのは、現にB707のように二人で運航に従事している人、あるいはジャンボに運航に従事して三人でやっているのをこれから二人にされようとするもの、そうした人の経験、こうしたものを本場に聞かなければならないと思うのです。会社側の意見あるいはアメリカの意見、これだけじゃ本場に意見を聞いたことになりません。意見が寄せられてくる、そして理解を求めようとしている、こういうことだけでも、本場に運航に従事している人が、二人乗りで今より危険にはならないというように今までの法律で納得する対話を、そういうことの上で法律の改正という問題が出てこなければならぬというのが、この航空法の問題だということに考えるわけですか。

そういう点から、現に運航しているパイロット、航空機関士、副操縦士、そうした人たちの意見を聞きおくだけで、その人たちの納得、合意、そうしたものを得ないでこのような法律を出してくる。これはもう日航の事故に対する反省がないということを示している証拠だと思ひます。要するに企業利益よりも安全、このことを優先しなければならぬし、投資においてもやはり安全というところに最大の投資をしなければならぬと思ひます。そういう関係者の意見も聞かないでこのような航空法の改正を出してくる。こういう法律は撤回して、意見を聞いた上で法律をつくり直すべきであると思ひますが、どうですか。

○大島政府委員 先ほども申し上げましたが、二つの規定のうちの一つ、外形的な要素によって航空機関士の乗り組む義務づけられている規定を外すことによりまして、各航空機は個別の技術審査を

受けることになりましたので、私ども安全上の低下は起こらないということでございます。技術の進歩によりまして、それに応じた法規の改正が必要だと判断したものでございます。

○柴田(睦)委員 ではちょっと別なことを言いますが、私も国会に來まして十年近くになります。しかし、私が航空問題を国会で取り上げたのはきょうが初めてです。その私が見ても、この改正案というのは大変な問題を含んでいるというふうに思ひます。これは内閣委員会で審議する問題でなく、運輸委員会、ちゃんと専門の常任委員会があるのですから、ここで十分な質疑と、そしてまた関係者を参考人に呼ぶ、公聴会を開く、もう本場に徹底した審議を尽くしてやらなければならぬ問題だ。特に今日の状況はそれを要求していると思ひます。それをこの内閣委員会で、旅館業あるいは公衆浴場営業の承継の事務の簡素化、こんなものと一緒にして審議をする、これは大間違いだと思ひます。少なくとも分離して出し直すべきだと考えますが、大臣、この航空法の改正案に関しては、専門委員会でない内閣委員会で、この問題の審議だけから見れば本場に短い時間になるわけですが、短時間で審議を終わらせたいものか、本来の運輸委員会に審議をすべきものじゃないか、出し直すべきだということについて大臣の所見を伺ひます。

○山下国務大臣 先ほどから、相当な時間を割いてこの安全性その他についての議論を私も傾聴いたしておまして、そもそも商業機の目標というものは何かというと、まずより安全で、より早く着く、しかもより経済的でなければいかぬというところであらうかと思ひます。したがって、ただいかに安全性だけを追求して、ほかのはいがしろにしているということでもございせん。しかも今日、先ほど話がございまして、日進月歩でございまして、航空法が制定されました昭和二十七年当時の飛行機は、ここに一覧表がございましてけれども、現在もう既に国内で全く使われておらない。それぐらい飛行機というものは変

話がございましたように、日進月歩で将来は無人飛行機が飛ぶかもしれない。現在、あの神戸で、見てごらんない、ポトライナーという、まさに十年前からすれば驚異的な電車があそこに走っている。あるいは何万トンという船でも、もうここ数年で機関士は一人もいない運航時代がやってくるというところでございますから、そういうときにおいて、適宜法律を見直していくということとは私はどこが悪いだろうかと思うのでございます。

長官、こうしたやり方は反省する必要はない、今後ともこうした方法をとる、こういうお考えでいい。

の改正、何て書いてありますか。

○竹村政府委員　先ほど申し上げましたように、行革審答申は、一般的に對外經濟の關係で入れている。文章を読みますと、「政府は、開かれた日本の実現を目指して」、「原則自由・例外制限」という基本原則の下に、「こういう前書きでありまして」、「当面、市場アクセスの改善等の実効ある市場開放施策を策定し、速やかに実行に移す必要がある。」という答申をしております。

○柴田(睦)委員　飛行機のことは何も言っていない。飛航法四回の議案が三三三歳

視である、こういう御意見でございますけれども、これは日本ではもう憲会制民主主義の國でございまして、政府の責任でまとめた上で、ございれますから、政府の責任でまとめた上で、これは国会の慎重な御審議を経て、そして立法すべきものは立法するし、予算措置すべきものは予算措置をしておるつもりでございますから、決して私は国会軽視なんという気持ちは全くこれはさらさらありませんから。

そこで、よく問題になるのは、諮問機関の乱用、

機関の方は、これはその意見を尊重して政府としての責任でこれを取りまとめていく、こうなっておりますね。行革審は、これは御案内のように八条機関でございます。もう一つはいわゆる私的懇談会、これはどうだ、こういうことでございますが、この点は、これはしばしばお答えしておりますように、機関意思の決定をして公の権威をもって表明せられるものではなくて、個々それぞれの委員の方が意見をお述べになる、それを政府としては参考にして政府の方針を決める、こういうことでございますから、その間にはいささかの混同もしないつもりでございます。これは厳しく私の方からも何回も閣議でも発言をしておりますし、各省みんなそれを守ってくれておるもの、かように考えるわけでございます。

いずれにしても、これは政府の政策なり行政方針なりを決める前の段階の措置でございます。それを受けて政府の方針を政府の責任で決めて、これは民主的手続でやっているのですから決して議會軽視ではない、かように考えるわけでございます。

○柴田(睦)委員 中曽根内閣の大黒柱の長官ですから、ちょっと中曽根政治批判はできないと思えますけれども、委員長、今度は議事人として委員長にお伺いしたいのですが、国会で審議をして決定すべき国の進路や各分野の政策の基本方向を、審議会や私的諮問機関を使って決定する。實際上自民党が多数ですからここで決定するわけですが、これも、この問題の多数の法律の手直しを一本の法案で処理して、本来審議すべきところで審議しない。国会審議を事実上一本化して制約する。運輸委員会などというのは、連合審査をやっても各党何十分しかやれないようなそういうやり方。こうした議會制民主主義をないがしろにする政治手法。これについて委員長、議事人として妥当だと思われませんか。

○中島委員長 委員長としては、当委員会で質疑を十分尽くしていただきたいと存じます。(「名言です」と呼ぶ者あり)

○柴田(睦)委員 全然名言じゃないです。かつて中曽根総理が通産大臣当時、電力用炭販売株式会社法など石炭関係の三つの法律の手直しを一本の法案で処理しようとした際に、当時の本院の石炭対策特別委員長、これは我が党の田代文久議員でありましたが、この一括処理法案というのは三本の法律ですよ、それを一括処理法案とするのは委員会審議を不当に制約するので、改めるように警告した。四十九年三月二十五日の石炭対策特別委員会です。同趣旨の政府に対する警告決議、三月二十五日の石特委員会です。その取りまとめを委員長が先頭に立ってやりました。これが正しい態度だと思っております。

委員長もこういう例に倣って、今回の一括処理法案に対して、国会を国権の最高機関と明記した憲法の趣旨から見て、また常任委員会制度を明記した国会法の建前から見て、重大問題である旨の警告を發して、提出し直すように申し入れてもらいたいと思っておりますが、御意見はいかがですか。

○中島委員長 重ねて申し上げますが、当委員会に付託されました問題は当委員会で十二分に審議を尽くしていただきたい、これだけ申し上げておきます。

○柴田(睦)委員 二十六法律の中で一本しかやらぬうちに私の持ち時間もなくなつて、十分な審議を尽くせというのだったら、もう少し時間をもらうように理事会でやっていただきたいと思うのです。石炭特別委員会の国会決議なんですよ。そういうものを無視したり、国会審議を省いて政策の決定を強行する、国会審議を形骸化して反動立法を進める、こういうやり方というのは、私はそれこそ議會人として許せないと思つてます。こうしたやり方を常套手段としてきたと言つても言い過ぎじゃないと思うのです。

委員長もどうやら、こうしたやり方を受けた、問題はないというように今の御返事では受けとれるのですけれども、そういうことならばあえて申し上げます。

この法案は、自民党政府が今国会の最重要法案

の一つとしてゐるものであります。それにもかかわらず、自民党の委員さんは三人。——二人。国会法の第四十九条が会議、議決の要件として定めたる定足数はないのです。にもかかわらず、委員長は議事を開いておられます。国会軽視をしている、こう言われても仕方がないと思うのです。国会軽視でないというなら、国会法に基づいて委員会をやるべきだと思うのです。これはもう国会を無視しているから、定足数もない中で審議が進められてゐるわけです。いかがいたしますか。

○中島委員長 ちよつと速記をとめておいて。

〔速記中止〕

○中島委員長 速記を起してくだい。

この際、暫時休憩いたします。

午後六時三十六分休憩

〔休憩後は會議を開くに至らなかつた〕